

平成 2 1 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成21年3月11日
- ・ 開 会 平成21年3月11日
- ・ 閉 会 平成21年3月18日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成21年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、6番、松岡克美議員及び7番、坂本一光議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月5日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が9人、町長から提出されております案件が41件。その内訳といたしまして、同意5件、条例制定等の議案が16件、補正予算10件、新年度予算10件です。議会提出議案も予定されております。

また、今定例会は、土曜・日曜の休日議会も開催することとしております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容件数から判断しまして、本定例会の会期は3月11日に開会し、3月18日までの8日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月18日までの8日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りあります。

町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、ご
承願います。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。平成21年大空町議会第1回定例会にあたりまして、
行政報告を申し上げます。12月15日から12月22日まで、町政懇談会「ふれあ
いトークおおぞら」を町内17会場で実施いたしました。249人の町民の方々に
ご参加いただくとともに、地域担当者も出席をしたところでございます。

12月26日、大空町水田農業推進協議会を開催いたしました。平成21年度の大
空町における水田の作付について、平成20年度と比べて、4,241ヘクタール復
田というような数値がまいりました。本町におきましては、加工米に取り組んでお
りますので、その削減で地域間の調整を図るということで、協議をいたしました。

1月11日、大空町の成人式でございます。115名の対象の方がいらっしゃいま
したけれども、当日は94名の出席をいただきました。年々、ご家族の出席もふえて
いる状況でございます。

1月14日から15日でございますけれども、道路整備の財源確保等に関する緊急要
請ということで、上京をいたしました。北海道選出の国会議員の方々に、平成20年
度の二次補正予算、平成21年度予算の早期成立、それとあわせて仮称でありま
すけれども、新しい年度の地域活力基盤創造交付金、といった内容のものについて、

地域の自主性や採用性が図られるよう、求めてまいったところであります。

1月16日、網走支庁管内町村会行財政特別委員会が網走市で開催されました。平成21年度の義務外負担金のあり方、また、職員採用試験のあり方等について、議論をいたしました。

1月27日、東藻琴地域審議会でございます。このときには、議員みずから芝桜公園の温浴施設について、どのような方向性がいいかということについて議論をいただいたところであります。

1月29日、B&G全国町村長会議が東京で開催されました。全国400市町村がありますけれども、全国町村長会議は3年に一度の開催ということで、B&G財団のほうから事業の説明がございました。本町でも活用できる事業があるなど、そのような印象を受けました。また、施設の修繕助成というものが拡充されたという報告もございました。これらは評価点が高いほうが、より補助率などが高いというようなこともあり、一層の利用向上が望まれる状況にあります。

1月30日、自治体トップフォーラムに参加をいたしました。前三重県知事の北川正恭氏の講演のほか、全国の先進地であります各市町村長の講話をいただきました。組織、職員の質の高め方、対話のもちかた等について研修をいたしましたところでございます。

2月5日、大空町行政改革推進委員会でございます。このときには、手数料等の改定について、あらかじめ委員の皆さんからご理解いただいたものと思います。また、使用料の見直し等につきましては、減免のあり方についてご議論をいただいたところでございます。

2月10日、網走支庁管内町村会、網走支庁管内町村交通災害共済組合合同役員会が網走市において開催されました。これは、2月18日の総会に向けた議案の最終確認という作業を行ったところでございます。

2月11日、第32回網走東藻琴会でございます。旧東藻琴村の分村記念日に集まるというならわしになっておりまして、高齢の方も含めて大勢の方の参加をいただき旧交を暖めたところでございます。

2月18日、網走支庁管内町村会定期総会が網走市において開催されました。平成21年度の事業計画、収支予算、また、職員の旅費支給に関する規程の一部改正などを行ったところであります。さらに、道の各種団体の役員の推選を依頼されておりましたので、そういった方々について選出をしたところでございます。

2月24日、大空町企業誘致委員会でございます。企業振興促進条例に伴う指定を行いました。ボッシュ株式会社の研究等の増設ということが案件でございました。また、報告事項として、各誘致企業の事業所の状況等、また、地域産業活性化協議会の内容について報告をさせていただきました。

2月25日、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会が札幌で開催されました。町村会から推選をいただきまして、私が役員となっているものでございます。平成21年度の事業計画、収支予算について審議をさせていただきました。また、会費負担のあり方等について、この場で提言をさせていただいたものであります。

2月27日、北網広域圏組合議会が網走市で開催され、平成19年度の決算について認定

をいただいたところでございます。以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 町政執行方針演説

◇議 長 日程第5、平成21年第1回大空町議会定例会にあたり、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 （町政執行方針説明）

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第6 同意第1号

◇議 長 日程第6、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◇議 長 これから、同意第1号「大空町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第2号

◇議 長 日程第7、同意第2号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 固定資産評価審査委員会委員の選任についての内容について、過日の議会運営委員会の中でもいろんな議論がありまして、後ほどの同意案件ともかかわりがございますから、お尋ねをしたいのでありますけれども、固定資産評価審査委員会の会合が年何回開かれ、個人情報保護法にかかわるような問題については、別でありますけれども、どういう内容の話し合いが行われたかということについては、想像するに、総務常任委員会あたりには報告があるのかなと思うのですが、私も15年くらいにわたる議員生活の中でも、なかなかその辺の報告というのが聞いた記憶がございません。したがって、判断するに当たって、資料が必要だということも議会運営委員会の中で申し上げた経緯がございます。それについてのお答えのないまま入っております。同意そのものについて異論があるわけではありませんが、これは後ほどの同意案件の5号にもかかわります。公平委員会の内容というようなことにも関係してまいります。できれば、そのことについてお答えをいただきたい、このように思います。

◇議 長 大槻財政課長。

◇財政課長 固定資産評価審査委員会の開催の状況でございますが、毎年1回、3月に開催をさせていただいております。開催につきましては、内容につきましては、固定資産評価審査委員会、不服の審査の申し出がございましたら、そこで、その内容について審査をすることになってございますが、不服の申し立てがございませんので、固定資産の課税の状況ですとか、また価格の設定の状況等について説明を申し上げ、年に1度開催をしているという状況になってございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 説明で了としたいとは思ってはいるのですが、格別の申し立てがない限りは年1回ということですね。現実には報酬等の関係もあると思いますので、その辺なども明らかにしていただきたいと思います。

◇議 長 大槻財政課長。

◇財政課長 報酬につきましては、1日いくらという形で、会議につきましては1日かか

っておりませんので、半日当の報酬でお支払いをしていると。1日出てきたらいくらという形でお支払いをしております。今調べます。申しわけありません。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
大槻財政課長。

◇財政課長 申しわけありませんでした。1日ですと8,000円でございますが、委員長につきましては、4時間以下ということでございますので、4,800円と、それから普通の委員さんにつきましては4,500円ということでお支払いをさせていただいております。
以上でございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、同意第2号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第2号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第3号

◇議 長 日程第8、同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第4号

◇議 長 日程第9、同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第5号

◇議 長 日程第10、同意第5号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 総務課長のほうから、先ほどの同意案件の中で質疑をしたことを受けて、ご説明をいただいたので、大変わかりやすかったということを申し上げておきたいわけでありすけれども、参考までに過去10年の間に公平委員会に当町にかかわることで申し立て、その他がありましたかどうかだけお尋ねしておきます。

◇議 長 渡邊総務課長。

◇総務課長 過去10年間の管内公平委員会の申し立て件数についてのご質問でありますけれども、旧東藻琴村につきましては、申し立て件数は1件もないということでございます。また、旧女満別町につきましては、1件ほど申し立て処置しておりますけれども、ただ公平委員会の審議にまでには至っていないということで処置しているところでございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、同意第5号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第5号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分
再開 午前11時15分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第8号

◇議 長 日程第 11、議案第 8 号 町道路線の廃止についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
15 番、榎原達也議員。

◇榎原議員 議案第 8 号では廃止となっているのだけれども、次のところでは認定である
のですけれども、この関連性はどういうふうになっているのかということと、あと、
こういうところを私たちは今ほとんど何年かに 1 回しか通っていないので、廃止と認定
を、どういうことですかとお聞きしたいです。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 議案第 8 号で廃止ということで、その次号議案で認定とするものでございま
すけれども、旧町村界で接している部分でございまして、おのおの、例えば参考資料
11 ページで申し上げますと、4030 番というのがございまして、これが旧女満別
町の部分でございすけれども、これを旧女満別町で認定をしているわけございま
す。それで、60 番というのは、点線の部分でございすけれども、これは旧東藻琴
村で認定したものということでございまして、これを次号において、改めて台帳の管
理、維持の管理という面から申し上げまして、効率的にやるために次号で改めて認定
しようということでございすので、よろしくお願い申し上げます。

◇榎原議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 8 号 町道路線の廃止についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 8 号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されまし

た。

◎日程第 12 議案第 9 号

◇議 長 日程第 12、議案第 9 号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 先ほどの議案第 8 号にも通じることではありますけれども、この路線を新たに認定するということでもありますけれども、この整理番号についてちょっとお伺いしたいのですが、路線としてそのままある数字をすべてなくしたり、また廃止はしたけれども、また新たにその部分、その距離の部分だけは、その番号を使ったりというようなことでもありますけれども、何かこの整理をする上での整理番号というのが何か一つのルールとか何かあるのか。それと、東藻琴地区と女満別地区を結ぶラインが、合併前はそれぞれ番号があったわけでもありますけれども、それらを一つの延長とみなしたときに、新たな番号がここに表れてくるわけですが、非常にこの 4 ケタであったり 3 ケタであったり、ということでもありますけれども、それらの数字が何かルールがあるのかどうか、その辺のことをちょっとお聞きしたいなど。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 26 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋建設課長。

◇建設課長 整理番号の 100 番台、200 番台とか、4 ケタあったりして、そういったルールがあるのかなのかということでございますけれども、議案書 13 ページの整理番号 140 とございますのは、最初に 1 という番号がついてます。これは幹線道路で、町道 1 級を指しております。なお 2 番目の 207 と整理番号を打っておりますけれども、200 番台は町道の 2 級ということでございまして、次の 3 段目の 5055、4 ケタでございますけれども、これにつきましてはその他の町道というルールで振ってございますので、よろしくご理解のほど賜りたいと思います。

◇議 長 濱名副町長。

◇濱名副町長 路線番号の整理につきましては、今建設課長が申し上げたとおりでございますけれども、要するに、幹線道路とその他の道路に分けてございます。幹線道路そのものにつきましては、重要度の高い道路ということで過去からやってきているわけですが、実はこの幹線道路の見直しというものが、ここ20年ぐらい国はやっていないというようなことから、旧の路線形態を、そのまま現在もつながっているということでございます。これで3ケタ、4ケタにつきましては、今申しましたように、幹線道路とその他の道路の違いということが一番大きな要因となっているということでご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 よろしいですか。

◇森田議員 はい。

◇議 長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 私は単純なことをお聞きするのですけれども、千草日進線の関係で、さっきの説明わかりましたけれども、今の現況、私の認識では、私は行ったことないというだけで、私だけがそうなのかもしれませんけれども、そこが、整備状況、要するに通れるのか通れないのか、それから通れないとしたら、どのような計画を今後考えているのか、今の現況と内容を知りたいです。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 現在の通行状況ということでございますけれども、まず夏場の通行でございますけれども、それにつきましては参考資料13ページの最初の249番と4031番、これらにつきましては夏場は通れる状況でございます。また、207番それから5055番、これについても日進から千草に抜ける道路でございます、これも夏場は通行可能だということでございます。それと一番下の方の140番につきましても、夏場は当然、開陽から東藻琴上東に抜けれるということでございます。冬場の関係でございますけれども、冬場につきましては最初の249番、4031番、また番号で言いますけれども、207番、5055番については冬場は除雪していない、通行止めの区間であるというようなことでございます。最後の140番については除雪路線ということで、1級路線にしているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇豊島議員 わかりました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

◇議 長 日程第13、議案第10号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

◇議 長 日程第14、議案第11号 大空町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今、この基金条例についての背景については、福祉課長の説明、よくわかっているつもりであります。理解を示したいと思うのですが、第2条のことについて、基金として積み立てる額は、大空町は交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。言うなれば、国からいただく金で基金を積むのだと、ということなのであります。わかりやすく私も理解しているつもりなのですが、このことについて、この条例を改めてつくるに当たって、交付金の範囲内で、額だということで限定した理由というのをもうちょっと詳しく、もうちょっと対策が自治体の判断でもできるようにすべきではないかなということも含めて内部で検討はどのようにされたのかなということについて、お尋ねをしたい。
以上です。

◇議 長 三條福祉課長。

◇福祉課長 今回の特例交付金につきましては、国から約400万円程度の交付金ということになるのですけれども、3パーセント相当額ですね。当然、大空町として別建てということもお話があったようなことも含めて、検討させていただいたわけでありまして、この基金の性格から、やはり国の交付金の中で対応していくということが妥当だということで判断させていただきました。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 課長の答弁はわかりますと言えば、簡単に言えば400万4,000円ですね、後ほどの案に出てきますけれども、その範囲内の中でということなのですが、なぜ、その余地を、条例ですから、これからその処遇改善について、いろんなことが起こりうる可能性、いろいろ想定すると、国から交付金だけに限定しちゃっていいのかなという思いがちょっと感じるのですよ。そのことに対する説明が、申しわけないけれども、もうちょっと内部で協議したときにはどうだったのかなという、結論を言うと、いろんな考えでこうしたというふうに言っているのですけれども、中身がちょっと見えてこないものですから、もうちょっと詳細にわたってご答弁いただきたいと思います。

◇議 長 三條福祉課長。

◇福祉課長 先ほどもご説明申し上げましたように、この介護従事者処遇改善臨時特例基

金という交付金は、ちょっと性格が、保険料の上昇分、それに充てるということでございますので、そういう話をさせていただいたと。あくまでも、介護従事者等の給付の部分を保険料でやっているということです、そういうことでご理解いただければと思います。

◇小島議員 わかりました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

◇議 長 これから議案第11号 大空町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号 大空町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

◇議 長 日程第15、議案第12号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 説明を聞いていて、2点ほどちょっとお尋ねをしたいのですが、1点目は、産業建設常任委員会のほうでも十分審議をされてきた経緯があるのだらうと、想定されるのですが、藻琴山温泉芝桜公園条例の範囲の問題ですよね。改めて確認をさせていただきたいのですが、私は女満別地区にいて、芝桜公園を眺めていたときに、やはり管理上の問題として、外売店の問題があると思うのですよ。このことは、ここには一切触れられていないように感じられますが、その点についての説明をちょっとして

いただきたいということが1点目です。

2点目です。改正前の条例においては、第4条ですが、行商、募金等の募金が割愛されています。改正に伴って、募金という言葉がなくなっているのですが、極めて初歩的なお尋ねでありますけれども、募金については、これは別に使用の許可を得なくてもできるというふうに解釈してよろしいのですか。

この2点について、お尋ねします。

◇議 長 伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 ただいまのご質問ですけれども、公園の範囲といたしましては、現在あります外売店の部分につきましても、面積的にその中に入っております。外売店の関係につきましては、その土地の部分のみを行政が使用しているということで、こちらの施設のものについては、町のものでございませので、その部分については、この条例に反映はいたしておりません。

また、第4条の募金につきまして、その第4条の第2項の第1号から第4号につきましては、都市公園条例の規定内容にあわせております。ですので、その中で、募金についても許可の対象にはなってくるというふうに考えております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 非常にデリケートな問題も関係しておりますし、既得権の問題もあるやに思います。女満別地域においても、別な案件でありますけれども、公有財産である土地の上に、別の民間の財産が建てられているというケースもありますけれども、言うなれば、旧東藻琴村における問題点という形で指摘しておくのではなくて、これ大空町にとって共有すべき共通の課題、原則に基づいて改善する方向にならなければ、この条例自体がうまく機能しないという心配を持っています。内部では十分議論されているのでしょうか。お尋ねします。

◇議 長 伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 ただいまのご質問ですけれども、外売店の関係といたしまして、現在話を若干持っております。それで、改修、改築等に向けて、その点も検討の材料として話し合っていくような形で、今現在考えております。十分調整をしているわけではございませんけれども、話は進めているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 課長の今の答弁、なかなか大変だろうとは思いますが、今後においては、そのことが進展すれば、条例が、この条例そのもので十分間に合うというふうには判

断していないと思うのですが、もう一度確認します。その問題が改善された場合については、条例の改正が必要とするというふうに判断しておられますか。

◇議 長 伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 施設自体が町のものとして整備をした場合については、間違いなく条例に反映をしていかなければならないということになります。ですので、今後の調整いかんによっては条例等の中に盛り込んでいくということもあるかと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第12号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第12号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時。

休憩 午前11時56分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第13号

◇議 長 日程第16、議案第13号 平成20年度大空町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
5番、森田暢明議員。

◇森田議員 まず、歳出を質問したいと思いますが、55ページと73ページにございます定額給付金の関連のことです。以前に、議員協議会等では、今後のスケジュールというように、ご説明があったところでもあります。また状況が混沌としていたときでもあったのかなというふうにも思いますけれども、これ正式に国会で法案も通り、全国の市町村の中では、既にもう給付が始まっているというような自治体もあるようです。大空町にあっては、今後、どのようなスケジュールで取り進めていこうというお考えであるのか、改めて住民に説明をしていただきたいという観点からご質問をさせていただきたいというふうに思います。今後のスケジュールについて、ご説明をお願いしたい。

それから、73ページにございます、商工費の中に、定額給付金消費拡大事業補助金ということで、530万円計上されておりますが、この定額給付金の事業に関係していることだろうと思います。これ、お金に色分けが特についているわけじゃないですから、定額給付金の消費拡大事業を行う、その中身のことで、どのような事業に対して補助をしようとしているのか、このことについても町民にわかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、定額給付金から外れますけれども、67ページになりますが、中段よりちょっと下のほうに、合併処理浄化槽の設置整備事業ということで、本年は当初の件数よりも申込者は減ったというようなことで、650万円の減額でありましたが、当初、予算書見れば、わかることでもありますけれども、当初の見積もった件数と、それから申込者が減ってしまったという、その予想される、考えられる理由というか、そういうことについても、ちょっと、もし考えつくところがあれば、そのことをご説明をしていただきたいというふうに思います。

まず1回目はそういうことで、よろしくお願いします。

◇議 長 川口企画課長。

◇企画課長 まず初めに企画課のほうからは、定額給付金にかかわるスケジュールということで、ご答弁をさせていただきたいと思います。ご存じのように、国のほうの関係法案が成立したということを受けまして、事前準備をしていたところでございます。具体的には、きょう、定額給付に関する予算がお認めいただけましたら、13日金曜日に各家庭へ申請書を送付したいというふうに考えてございます。なお、その後の受け付け開始につきましては、19日からということで考えてございます。この定額給付金につきましては、一応6カ月の申請期限というも

のが設けられてございますので、9月24日まで随時受付をしたいと。ただ、基本的には、いち早く町民の皆様にお届けをしたいということで、特に臨時窓口を19日から22日まで、連休、土日も含めまして、19日は平日ですけれども、この間で集中的に地区割りをして、直接受付をしたいというふうに考えてございます。具体的に、女満別地区においては、研修会館、これは19日のお話ですけれども、19日は、住吉、それから大成のほうと、それから研修会館ということで受付をさせていただきます。また、東藻琴地区につきましては、総合支所のほうで、受付をしていくということで、3月中は、土日も含めまして、受付をしていくという考えでございます。4月以降につきましては、開庁日のみということで考えているところでございます。また、この申請を受けまして、給付金の1回目の支給ということでございますけれども、19日から、今のところ22日まで受け付けたものにつきましては、4月の9日に、基本、原則は口座振込ということにさせていただきたいというふうに思っておりますが、9日に現金給付も含めて、口座のない方については、現金給付ということになります。ただしゆうちょにつきましては、ゆうちょ銀行のほうの電算システムの関係がありますので、一般の口座振替よりも遅くなると。確か20日前後になるかと思えます。その辺も町民の方に周知をしたいということで、3月の広報には、また壁新聞等で、この定額給付金に関するものをお知らせさせていただきました。今回、13日に申請書発送すると同時に、お知らせ号、こちら13日発行でございますので、こちらのほうにスケジュール等載せてPRをしていきたいと考えてございます。また、これに伴う振り込め詐欺にかかわることについても、PRをして、そういう事件に巻き込まれないような形にさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

◇議 長 明星商工観光課長。

◇商工観光課長 今、企画課長のほうからのご説明ありましたように、本事業につきましては、国の第二次補正予算で交付される定額給付金の地元消費を促し、消費の拡大により地域の活性化を図ることを目的に抽選券つき商品券を発行する女満別商工会と東藻琴商工会の共同事業を支援するものでございます。事業概要につきましては、定額給付金の交付にあわせ、定額給付金申請日受付開始日から平成21年4月28日までの期間に全世帯を対象に一世帯の上限が3万円分として、本事業の商品券を販売し、5,000円券の商品券購入に対し、1枚の抽選券を発行し、平成21年4月30日の公表による抽選発表ですね。総額500万円の景品が当たる事業というふうになってございます。これによりまして、交付される定額給付金と本事業費の双方を地元消費に取り込み、購買力の流出防止と地元消費の拡大を図るものでございます。支援の内容につきましては、本事業にかかる景品及び印刷等の諸経費に対し、補助金を交付するものでございます。本事業の町民周知につきましては、定額給付金の申請受付時と同様に、町広報、または新聞折り込み等で行うと。町のほうとしても、商工会と連携を取りPRに努めてまいりたいというふうに考えてございます。景気の悪化により、

消費の低迷が続いていることは、住民の生活支援と地域経済の活性化を目的に実施される国の定額給付金事業を有効活用して、本町経済の、より一層の、活性化の促進を図るものとなっておりますので、よろしくお願いをしたいと考えております。よろしくお願いします。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 67ページの合併処理浄化槽設置整備事業の関係でございますけれども、2点ほどのご質問があったわけですが、まず1点目ですが、650万円の減額ということでございますけれども、これは、森田議員さんおっしゃるように、計画に対して減額になったということでございまして、具体的には、当初15基みていたものが、3分の2の10基に減ってしまったという現実でございます。内訳につきましては、女満別が8基で東藻琴が2基ということでございます。考えられる理由ということでございますけれども、全体計画が平成25年まででありまして、現在のところ基数わかりませんけれども、約6割を進んでおります。あと4割が残っているわけございまして、一番のできない、設置が少ないという理由でございますけれども、1基当たりやっぱり5人槽、人槽によりまして、100万円から150万円ぐらいかかるということでございまして、その7割を補助する事業が、この事業でございまして、やはり手出しが30万円から50万円ぐらいかかるということもありますし、その合併処理浄化槽から出る処理水、放流水についても、そういった自己負担になるということから、そういった金額の面からも、やはり規模も少ないのではないかと考えております。そういったことでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 定額給付金のことにつきまして、今ご説明があったところでありますし、また、消費拡大に向けて、いわゆる宝くじのような商品券を発行するというのに対しての、また補助金もするというようなことでありますので、その考え方というか、この大空町に多くの消費がされることを期待するところでもあります。そこで一つ、さらにお聞きしたいことは、55ページの定額給付金の事務費ということで、口座振替手数料というのがございますけれども、これはいわゆる町が金融機関に支払いをする手数料ということなのかと思いますが、基本、原則は給付をする場合には口座振替ということなわけですし、その額がひよっとしたら、金融機関によって、その手数料は必ずしも同じではないのかなというふうに思いますけれども、この件数というか、どういうふうにお見込みになられているのか、もちろん給付を受ける側としては、どこかの金融機関に振り替えをしてもらおうというようなことの選択性がもちろんあるのかなというふうに思いますけれども、今大空町には支所、支店、本所含めて4カ所なのかなというふうに思いますけれども、そのほかにもあるのかどうかちょっとあれですが、その事務手数料について、どんなようにお考えになつての予算づけであるの

か、ちょっと説明のできる範囲でお願いしたいなというふうに思います。

それから、合併浄化槽につきましては、残り4割のような人たちにできるだけ設置をお願いというか、進めていきたいということは変わらないのかなというふうに、ちょっと推測したのですけれども、新年度予算にも反映されているのかなと思いますけれども、やはりここに来て、旧東藻琴、それから旧女満別と、それらがちょっと仕組みというか、補助の仕方が変わっていたのかなというふうに思いますし、今後それらを残る約4割の方々が、皆が取り組んでくれることを期待するところでもありますけれども、そういう対象者に対して同じような考え方でやろうとしているのか、これちょっと新年度予算にもかかわる話でもあるので、簡単にでよろしいのでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

◇議 長 川口企画課長。

◇企画課長 1点目の55ページの口座振込手数料の考え方でございますけれども、基本的には今の公金の取り扱いにつきましては、一般の指定金融機関としての扱いは、契約上は無料とするということになってございます。ただ、今回、口座振替手数料、指定金融機関の手数料につきましては、実際に手数料を支払っている自治体もあるということで、国のほうでは、その分を予算をみていたというような情報がありまして、私どもの指定金融機関からも今回、この定額給付金についてはかなり集中した中でお金が動くので、そういう分も何とか措置をしていただけないかということがございました。その中で、いずれにしても、指定金融機関、個別にはその金融機関との契約ということになりますけれども、基本的な契約もあります。また、他町村との兼ね合いもございますので、この辺については、その予算を上げる段階では、まだ結論は出ていないと。現在もまだ出ていないところではございますけれども、他町村との均衡を図るということになった場合については、一定の予算を計上しておかなければならないというような中で、積算としては、指定金融機関については、3万円以上420円ということで、約3,000世帯と見込みまして420円掛ける1,500世帯分、あわせまして、その他ということで、840円掛ける1,500世帯ということで、多少端数の関係ございますが、その中で、今回は200万円を計上させていただいたと、こういう状況でございます。

以上でございます。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 残り対象者が4割ということで、約100基、100世帯ということでございますけれども、これまで同様、同じように皆さんが、つけていない方が取り組めるように今後もわかりやすい説明をしながらPRに努めたいと。また、広報にも当たっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 最後に口座手数料のことについて、もう一度質問をさせていただきますけれども、今のご説明でありますと、指定金融機関にあっては、手数料、積極的にご遠慮していただくような、そういうお話だったのかなと思いますけれども、日本国中がどのような動きにあるのかなというのは、私自身はちょっとわからないわけでありまして、ある種、経済の活性化というか、そういうことを考えれば、仮にこの事務手数料にあっては、国が万度に交付しますよということであれば、これは何もある金融機関に我慢をしてもらうとか、そういう考え方でなくてもよろしいのではないかなと。ある面では全体に手数料であっても、全体に満遍なく正規のものが使われることによって、それなりに経済の活性化にも向かっていくのではないかなというふうに思うわけでありまして、行政として、その手数料をまけてもらうとか、そういう考え方にならざるを得ない事情があるのかなのか、ちょっと今の国の施策としては、その考え方は飛脚をしている話になるのかなというふうにも感じられるのですが、私の認識が悪ければ、また説明をしていただきたいというふうに思いますが、その辺をどのように今後進めるお考えなのかも含めてお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 川口企画課長。

◇企画課長 ただいまの定額給付金に関する手数料の関係でございますが、確かに契約事項ですので各自治体がそれぞれ指定金融機関と契約を結ぶと、これが原則でございます。その中で、基本的な契約を今まで既に大空町も結んでございます。そこでは先ほど申しましたように、無料という契約をしてございます。国のほうからもあくまでも会計検査等の対応で説明をできる口座振替手数料の支払いをしてほしいと。ですから、無料のところは、当然無料に担当者としてはなるのかなと思っているところではございますけれども、とはいえ、先ほど言いましたように、近隣の町村との、やはり均衡もあるのかなということで、今の現在の状況を私ちょっと先ほど説明をしてございせんが、指定金融機関、同じところが1市4町ございます。網走市が中心となって、今その方向性について金額も含めて、今交渉しているということでございます。そういうことで、その動向を見ながら、大空町としての対応も決めさせていただくことになるのかなというふうに、現在のところは思っているところでございます。

以上でございます。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 健診の関係でちょっとお伺いしたいと思います。59ページの老人福祉費の保健師さんの賃金ですとか、それから67ページもやっぱり健康増進対策費の中の、

やはり保健師さんの賃金、これが余っているのですが、その健診を受けることをいろいろと推進をしているわけで、その予防に力を入れましょうということでやっているのですが、その内容で予算が余ったということについて、どのような経過の中で余る結果になったのか。実際、その健診を受けられる人が減ってしまっただけというのか、率が低かったのか、その辺の内容についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

それと、もう1点は65ページなのですが、児童クラブ管理運営費の部分なのですが、今、女満別地区のめっちゃいるど館につきましては、児童クラブと、それからもう一つ、教育委員会のほうの管轄である子供の居場所確保のための事業が行われております。この中で施設そのものも有効に使われておりますし、また利用する子供さんの数もかなり多いのも、今現実としてあります。東藻琴地区でも20年度から始められて、それなりの成果を上げているというような報告を聞いているのですが、こういった中で、せっかく子供さんが楽しみに有効に活用されている部分で、こういった予算余ることはいいことなのかもしれないのですが、こういった未消化の部分についてご説明をいただきたいと思いますし、所長さんの人件費なんかも若干余っていますけれども、これは何か途中でかわられたというようなことは聞いているのですが、そういったことなのかどうか、その辺のこともあわせてご説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 三條福祉課長。

◇福祉課長 先に保健師の賃金の減少分についてご説明申し上げたいと思います。59ページのほうと67ページ、両方とも産休の代替えで臨時の保健師さんをお願いしてございます。59ページのほうの嘱託保健師につきましては、事業量が減ったわけではなくて、お願いをした保健師さんが扶養の範囲内で働かせてほしいと、扶養から外れない範囲で働かせてほしいということで、その範疇でお願いをしたことによる減額となっております。それから67ページのほうの嘱託保健師の部分でございます。こちらでも同じく産休代替えの保健師の部分の臨時職員、保健師の賃金となっております。こちらのほうも事業等で減少したことによる賃金の減でございませぬ。あくまでも、同じく扶養から外れない範疇で働きたいということで申し出がありまして、事業に影響のない範囲でお願いをしたということで、そのことに伴います減となっております。

それから65ページの児童センターの所長と児童クラブの管理運営費の賃金の減でございませぬけれども、所長につきましては、途中から交代をしております、当初、北見から通っていただいたのですけれども、体調を壊されまして途中から交代をされております。そのことに伴いまして通勤手当等が減となっております。それから、臨時職員の賃金の部分でございませぬけれども、一人の職員の方が子供さんができまして、休暇を取られたということで、その分の賃金がそっくり残っております。その分は、現在職員の中である程度カバーをしながら、もう既に勤務されてはいるのですけれども、その中で補っていただいたことによって、47万円の減が生じたということになってございます。

以上でございます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 まず第一に、53ページの住替え促進事業が誰もいなかったと。昨年やその前は、こういうことでやるというふうになる説明を受けたのですけれども、説明があまりにもいろいろと複雑すぎて、多分難しいでないかなというふうに思っていたのですが、やはり誰もいなかったなということなのだけれども、原因がどこにあるか、企画のほう考えているのかちょっと説明していただきたいと思います。

その次、子育て応援特別手当事業のことなのですが、これもう一度説明していただきたい。

それから、大したことないのですが、小学校だとか中学校だとか、高校で燃料費がみんな大幅に削減されているのですけれども、2カ所だけ、乳酪館と朝日ヶ丘が燃料が下がったにもかかわらず補正されていると。どうしてかなと。

それと、先ほどの定額給付金の振替のことなのですが、国から事務手数料もくると、ところが、担当者はくるのだけれども、近隣町村の動向を見ながらやりたいと。契約書では手数料を払わないようになっているのだと。ところが、定額給付金というのは、突然出てきて、特別な給付金なのですね。普通の契約とまた別だと思うのですよ。だから、国から事務手数料もくるのだったら、当然払っても何も隣近所の網走だとか美幌のことを考えなくたってくるのだから、当然払ってもいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、担当課長さんでなくて、副町長さんのほうから答えをお願いします。

以上です。

◇議 長 川口企画課長。

◇企画課長 先ほど住替え促進事業の関係で190万円ほど減額をしているということで、その原因はどこにあったのかというご質問でございます。今の現況で申しますと、実際に物件が登録されているのは、今現在では2件です。そのうち1件については、今のところ売約済みと。それからもう1件については、既に売却が決まってしまったということで、現在、ホームページ上に登録されているのは2件ということになってございます。また、これに対して希望者につきましては、町内に在住の方が4名、それから町外の方が3名ということで計7名の方が空き家があれば紹介をしてほしいという情報がございます。いずれにいたしましても、今言ったように、登録件数が非常に少ないということで、これについては、やはりそのPRが足りないのではないかと押さえております。広報だけに流しただけでは到底理解もいただけませんし、その辺の理解を得るということで、今ちょっと事務的にはおこなっているのですけれども、個人

情報のこともありますけれども、今一応空き家等のリストを整理して、今度は具体的に人等を介しまして、登録をいただけないかお願いをしていきたいというふうに、今度一步進めて、待っているのではなくて、そういうふうに活動していきたいというふうに思っています。ふれあいトークの中でも各自治会でこういう物件があったら、ぜひ所有者のご理解をいただいて登録できるように、役場のほうに情報いただきたいと、こういうお願いをしています。それだけではやはり足りないということで、具体的にちょっと遅くなっちゃいましたけれども、新年度に向けては、やはり希望者がいるということでございますので、その辺はPRにちょっと足を動かすというような形で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◇議 長 三條福祉課長。

◇福祉課長 子育て応援特別手当の支給事業のことに关してご説明を申し上げたいと思います。子育て応援特別手当につきましては、小学校就学前の3年間、第2子以降の子供がいる場合に、給付をするものでございます。支給の方法等につきましては、先ほど定額給付金の説明をされておりますけれども、同じような方法で支給をしていきたいということでございます。この議会でお認めをいただいた後、3月の13日に発送しまして、3月の19日から受付を開始したいというふうに考えてございます。9月の24日までの期間ということになります。金額につきましては、一人当たり3万6,000円となつてございまして、大空町の場合は139人の方の見込みを立ててございます。3月19日から3月22日まで申請された方につきましては、3月30日にはもう振り込みをさせていただきたいということで今考えておりまして、それ以降につきましては、申請後、1週間、10日前後ぐらいでそれぞれ口座に振り込みをさせていただくというスケジュールで考えてございます。

以上でございます。

◇議 長 大槻財政課長。

◇財政課長 それでは、私のほうから燃料費の補正の考え方について説明をさせていただきますと思います。指定管理施設につきましては、今回、2施設、乳酪館と朝日ヶ丘公園について増額の燃料費の補正をさせていただいております。この理由につきましては、いずれの施設につきましても、年間を通じて燃料を消費するということがございまして、特に朝日ヶ丘公園等につきましては、夏場に燃料を消費するということがございまして、年間トータルをして積算をしてみました結果、大幅に増額になっているということがございまして追加をしたということでございます。具体的に申し上げますと、積算の時期にもよりますけれども、ガソリンでいきますと昨年の予算の要求におきましては151円で予算を積算しておりましたが、最盛期には193円というような時期に燃料を消費したということがございまして朝日ヶ丘公園、それから乳酪館につきましても、当初20年度は灯油でいきますと90円で計算をしておりますが、

最盛期には136円というようなことで、非常に上がったということがございまして、この2施設については調査をした結果、上がり幅が大きいということで今回補正をさせていただいております。逆に今回減額補正をさせていただいております小学校等につきましては、燃料費が下がったという時期に需要が多くなってきたということで先ほども申し上げましたように、90円30銭で積算しておりましたのが、今年の1月には66円というようなことで下がってきているということ、それから実際に1月までの給油の状況等を勘案いたしまして、今回補正をさせていただいたということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 濱名副町長。

◇濱名副町長 定額事務手数料の件でご質問ありましたが、ご質問のように事務手数料につきましては国が全額負担をする、これには変わりはありませんし、当然口座振替手数料についてもそうであるということの見解は出ておりますが、総務省の見解といたしましては、定額給付金についても公金であるという判断をしております。したがって先ほど川口企画課長が申しましたように、公金であれば手数料無料であるという判断に立つだけでございますが、正当な理由があれば手数料についてもみても構わないということにはなっておりますが、現実論から言うと、国は会計検査の対象になるという見解でもございます。したがって手数料を認めて出したという仮定をするならば、やはり会計検査で指摘を受けた段階で町はその判断をしなければならぬということにもなります。それで先ほど、1市4町網走市を中心として美幌、小清水、清里、大空町ということで、同じ指定金融機関でありますので、それらの1市4町につきましては、この口座振り替え手数料につきまして足並みを揃えて事務を執り行おうということをしているわけでありまして、基本的には、総務省見解どおり公金であるということで、現在のところ網走市を中心に指定金融機関と協議を整えてるという状況でございます。

◇樫原議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第13号 平成20年度大空町一般会計補正予算(第11号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号 平成２０年度大空町一般会計補正予算（第１１号）は、
原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで１０分間休憩します。

休憩 午後２時１３分

再開 午後２時２３分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１７ 議案第１４号

◇議 長 日程第１７、議案第１４号 平成２０年度大空町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１４号 平成２０年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号 平成２０年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補
正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１５号

◇議 長 日程第１８、議案第１５号 平成２０年度大空町国民健康保険直営診療施設
勘定特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 いろいろと説明いただきましたのでちょっと確認なのですが、今の説明によると診療収入が585万2,000円、補正前のあれからいうと減額補正をせざるを得ない状況、入りがそうだったと。したがって一般会計の繰入金が608万5,000円必要になったと、こんなふうに解釈したのですがそれで間違いがないかどうかということが1点。

2点目は、診療収入が見込みとしては5%弱だと思うのですが、なぜ減ったのかということについて分析はどうなってますかね。この二点にわたって教えてください。

◇議 長 斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 大変申し訳ございません。ちょっと聞き取れなかったのですけれどもすみません、もう一度お願いいたします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 診療収入が585万2,000円減額補正になっていますよね。そのことと先ほどの説明のもう一度確認なんですけどということで申し上げたのですが、一般会計の繰入金608万5,000円、これはこれに伴うことなんですね、という確認でよろしいかということをお尋ねしました。2点目はわかりましたか。

◇議 長 斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 言った1点目についてはそのとおりでございます。診療報酬が減額することによって、一般会計は繰入金をいただくということでございます。それから2点目でございますが、患者数が去年の同時期に比べまして、累計でございますけれども700人程度減っております。この関係につきましては、20年の4月に報酬の改定がございまして、眠剤なんですけれども、向精神薬等を2週間今まで出していたのが4週間出せるように変更になりました。その関係で外来管理加算、あるいは再診料等が月2回の人たちが月1回になったというようなこともございまして、その分で診療収入も減っているということでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今のご説明では向精神薬を出すのが2回だったのが4回出せるようになったから診療を受けに来る人の数が減ったと、それで全部説明ができるのですか。お尋ねしたいのですけれども、2回が4回になったことによって要するに診療を受ける人の数が減ったというふうに聞こえたのですけれども、そのことだけで585万2,000円の収入減の説明になるのですかということをお尋ねしているのです。他の要因はないのですか。

◇議 長 斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 先ほど言いましたように、今まで月2回出していたのが1回になったということでもあります。その関係で回数が月2回とれてたものが1回しかとれなくなったということでございます。患者数が減ったことによりまして、検査等の収入も全体的に減っております。検査っていうのは内視鏡の検査、そういう部分の検査でございます。それから血液検査も含め患者数が減ることによりまして、その辺の検査人数も減っているということでもあります。トータルして、収入減につながっているということでもあります。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 何回もしつこく聞いて申し訳ないのですが、どうも私、要領を得ないのですよ、お話を伺っていて。患者数の減というのはなぜなのかということが前提で、僕は質疑しているつもりなのですよね。だから、数字的に言うと患者数が減しているのは間違いと思うのですよ。だから減ったんだということは言われなくてもわかるのですけど、なぜその患者数が減ったのかと言ったらさっき言った向精神薬が月2回だったものが、1回になっちゃったからなかなか来なくなったみたいな話だけで説明がつくのですか、ということだけを申し上げているのですよ。ほかの要因というのは、数字に表れた背景として患者数の減は何がもたらしたもののなのかということを深く分析されてないような印象に思うのですが、そのほかの要因はないのですかということですよ。患者数の減、という答えじゃちょっとまた堂々めぐりなのですよ。お願いします。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時50分

◇議 長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。
八重樫副町長。

◇八重樫副町長 事務長が言いましたとおり、診療報酬の関係の、同じことを言って申し訳ないのですけれども、2週間ごとに薬を出していたのが4週間になりますと1回診

療を受けることが減りますので、その処方箋とか何かで医薬品も少なくなっているのです。そのほかにですね、うちの診療所はどちらかと言えば家庭医でございまして、初期の体制についてはですね、その中で診療は行えますけれども、ある程度疾患が慢性とかそれぐらいになりますと、やはり専門医の方で診療を受けることが患者さんにとって一番よいということもございますものですから、そういう初期段階の部分では対応できますけれども、慢性疾患については紹介状等を送りまして行っております。そういう疾患も、疾病的に統計を取りますと多くなっているものですから、そういうことでも若干減ってきているということです。そういうトータル的な部分で、580万円くらい最終的に一般会計から繰り入れをしなければならないというような状況になったということでございまして、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 副町長から大変懇切な答弁をいただきましたけれども、じゃあもっと具体的につつこんで気持ちよく聞いた方がいいと思います。つい最近ですけども内視鏡の事故がありましたよね。医療事故が。そのことに伴うことがこのことに影響しているかどうかということをお聞かせを願いたいと。事務長さん、その辺把握されてると思います。

◇議 長 八重樫副町長。

◇八重樫副町長 その関係については、はっきりそういう影響があるかどうかについて掌握がきてないのでございます。まったくないということはないかもわからないですけども、それがこの収入に大きく影響しているとは考えてございません。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 これで最後にしたいと思います。副町長さんがお答えになったのですが、私は事務長さんにお聞きしたいと言ったのでございまして、同じことですからよろしいのですが、その辺の現場の分析というのは極めて大事だと思うのですよ。町立の診療所の経営というのは、極めて大きな問題でございますから、先ほど言ったような問題も含めて、率直に言わせてもらえば5%内外の売り上げの変動はあるよ、とそういうふうに明快に言ってもらえればそうか、という話になるのですが、つまり予測以上の減だったのかどうかということについて、私の方としてはちょっと心配しているから聞いてるというのが私の質疑の動機なのです。だから現場を預かっている事務長さんが明快になってくれないと困るんですよ。もう一度お願いします。それで終わりにします。

◇議 長 斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 大変不明確な回答で申し訳ありません。今後については、十分その辺のところを踏まえまして、十分深く分析をしたなかで経営方針に追記していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇小島議員 わかりました。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第15号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

◇議 長 日程第19、議案第16号 平成20年度大空町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第16号 平成20年度大空町老人保健特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成20年度大空町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

◇議 長 日程第20、議案第17号 平成20年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと私の記憶にないものですからお尋ねしたいのですが、147ページでご説明のあった後期高齢者医療保険料徴収事業の一環として、13節に委託料で後期高齢者医療システム回収委託料が計上されていますよね。このことについては、後期高齢者の制度自体がつい最近でシステム導入は前からその時の準備で入っていたと思うのですが、したがってだから回収という名目になっていますよね。どういう内容が回収に値する内容になっているのでしょうか。

◇議 長 三條福祉課長。

◇福祉課長 13節の委託料につきましては、国の法律が改正になりまして21年度から実施する軽減の拡大措置が講じられるのですけれども、そのことに伴いますシステムの回収ということでございます。

◇小島議員 わかりました。

◇議 長 そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成20年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成20年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第18号

◇議 長 日程第21、議案第18号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 議案第19号

◇議 長 日程第２２、議案第１９号 平成２０年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１９号 平成２０年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号 平成２０年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第２０号

◇議 長 日程第２３、議案第２０号 平成２０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２０号 平成２０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３

号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成20年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第21号

◇議 長 日程第24、議案第21号 平成20年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成20年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成20年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第22号

◇議 長 日程第25、議案第22号 平成20年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

◇議 長 質疑は、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第２２号 平成２０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算
(第１号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第２２号 平成２０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予
算(第１号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６ 議案第２３号

◇議 長 日程第２６、議案第２３号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質
疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第２７ 議案第２４号

◇議 長 日程第２７、議案第２４号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質

疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第２８ 議案第２５号

- ◇議 長 日程第２８、議案第２５号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

- ◇総務課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第２９ 議案第２６号

- ◇議 長 日程第２９、議案第２６号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

- ◇財政課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第３０ 議案第２７号

- ◇議 長 日程第３０、議案第２７号 大空町減債基金条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

- ◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第３１ 議案第２８号

◇議 長 日程第３１、議案第２８号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第３２ 議案第２９号

◇議 長 日程第３２、議案第２９号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

阿部住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。

◎日程第３３ 議案第３０号

◇議 長 日程第３３、議案第３０号 大空町給排水事業経営審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第３４ 議案第３１号

◇議 長 日程第３４、議案第３１号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第３５ 議案第３２号

◇議 長 日程第３５、議案第３２号 大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
芳賀建設水道課長。

◇建設水道課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎日程第３６ 議案第３３号

◇議 長 日程第３６、議案第３３号 大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
芳賀建設水道課長。

◇建設水道課長（提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◇議 長 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時26分
再開 午後4時36分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第37 議案第34号ないし日程第46 議案第43号

◇議 長 日程第37、議案第34号 平成21年度大空町一般会計予算から日程第46、議案第43号 平成21年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで10件を一括議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長（提案理由説明）

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。
お諮りします。本案については、議長を除く17人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案については、議長を除く17人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午後 4時48分
再開 午後 4時50分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 5時03分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。先ほど予算審査特別委員会に付託しました議案第34号から議案第43号まで10件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第43号まで10件については、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に森進議員、副委員長に厚海六郎議員が互選された旨の報告がありました。

◎休会の議決

◇議 長 お諮りします。

議事の都合によって、3月12日と3月13日の2日間は休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月12日と3月13日の2日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、３月１４日、土曜日に「休日議会」を行うこととし、定刻に開会します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 ５時０７分

平成 2 1 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成21年3月11日
- ・ 開 会 平成21年3月11日
- ・ 閉 会 平成21年3月18日

大 空 町 議 会

大空町議会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課参事		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	監査委員事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成21年第1回大空町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本来であれば、本日は土曜日のため、休会の日ではありますが、大空町議会会議規則第10条第3項の規定に基づき、休日議会を開催するものであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、8番、元木良一議員及び9番、深川昇議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

片山事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 平成21年第1回定例会に当たり、通告に基づき、2点にわたって一般質問をさせていただきます。

1点目として、町長公約の達成状況についてです。大空町がスタートして3年を経過しようとしています。新町ということもあり、総合計画、財政計画、行政改革などさまざまな計画等が作成をされてきているところであります。こうしたこととあわせて、対話と協働の社会を開く、子供たちや若い世代の夢を紡ぐ、働く人たちの元気を支える、人と環境の安心をつくるという4つの柱を基本政策の公約とし、初代町長としての町政運営を担われてきているところであります。現時点においてそうした思いというのがどの程度なし遂げられてきていると把握をされているのか、公約達成状況

としてお聞きをしたいと思います。

また、残された任期1年という状況の中で課題への取り組みや平成21年度予算にどのように反映していくかという点についてもあわせてお伺いをいたします。

2点目として、教育行政についてです。1月に文部科学省より公表されました小学5年生、中学2年生を対象とした初の全国体力調査において北海道はともに下位にとどまった結果となりました。全国的に見てみると、さきに行われました全国学力調査と対比をしてみて、上位のところ、下位のところは重なる傾向にもあるという見方もされています。私は、この順位自体に一喜一憂したり、過度にとらわれる必要はないと感じていますが、現状をいま一度見返してみたり、今後の取り組みへの一つのポイントとして踏まえておく必要はあるのではないかと、そんな感じ方をしています。今回の結果を通して感じられること、この地域に合った体力向上策として今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

また、財政的に厳しい時代ではありますが、予算の関係で体育用具として不足するものがあったり、運動環境に影響が出ている部分はないのかという点もあわせてお聞きをいたします。

以上、私の質問とさせていただきます。

◇議 長 暑い方は、上着を脱いでよろしいです。
山下町長。

◇町 長 近藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

公約の達成状況についてということでございますが、この手の一般質問は任期最終年、来年の3月なのかなと思っておりましたけれども、現実3年が過ぎようとしております。また、最終年の予算も提案をさせていただいたということで、まだ不確かな部分がありますけれども、現時点で私が考えていることについてお話をさせていただきたいと存じます。3年前私は、町民の皆様にローカルマニフェスト、公約という形でいろいろなお話をさせていただき、そして現在の立場で仕事をさせていただいております。その中におきまして政治的な信条として愛情を持ったまちづくりを行いたい、基本的な考え方として個性と融合を大切にしていこう、また新しい町でもありますので、自立を目指し、また地域近隣市町村との広域行政なども検討していきたい、そして夢、元気、安心、こういったキーワードを用いながら政策の柱としていきたいということで、当時4項目の政策の柱、さらにそれから成る24の具体的な内容等についてお示しをさせていただきました。その4つの政策は、先ほど議員が言われましたとおり、対話と協働の社会づくり、子供や若い世代の夢づくり、働く人たちの元気づくり、人と環境の安心づくりという4項目でございます。

振り返ってみますと、この3年間、診療所の建設、特別養護老人ホームの増床の支援、公営住宅の建設、芝桜公園の整備、麦類乾燥調製貯蔵施設の建設支援、公共施設間の光ファイバーの敷設、水道施設の整備、学校コンピューターの更新など、そういった社会資本の整備をある程度進められたのではないかと考えております。一方で、総合計画、財政計画、行政改革の推進計画、行政評価、人事評価、そのほか各種計画

なども策定をさせていただきました。また、今現在自治基本条例についてもご議論をいただいているところでございます。また、人件費の抑制、さらには事業経費の見直しを進め、借金の残高でありますとか、債務負担行為の額も一定程度縮減をすることができたのではないかと、そのように思います。自分自身で随分とやれたような、そんな感じもいたしています。これは、町民の皆さんのご支援をいただいたり、議員各位からのご指導、また職員の頑張りがあったからだ、そのように思っております。

しかしながら、私自身が最もこの新町として取り組みたかったものといえますと、コミュニティーの醸成のための地域担当職員制度であったり、また保育、教育環境の充実であったり、移住定住対策、地域間交通の整備、地域産品の多様な売り込みなど、どちらかという新しい仕組みづくり、ソフト事業でございます。これらを考えると、頭出しはできた部分もあるとはいえ、まだまだ不十分だなど、こういう思いが強いのが正直なところであります。

また、個性と融合という基本的な考え方を持っておりますが、芝桜公園の整備など個性にまた磨きをかける、そういうところは一定程度できた部分もありますけれども、融合という点につきましては個々には人と人とのつながり、感情などが介在をするということではなかなか難しいものだと、そのように感じております。昨年の4月の新聞報道に薄い統一感、旧村に不安というような見出しの中でいろいろ論評されておりました。そういうもので大分へこむところもありますけれども、町民の皆さん方の自主的な活動も着実にふえてきている、そういうところで助けられる部分も多いという感じをいたしました。

平成18年、平成19年度は主に計画づくりということが主体でございました。平成20年度には新しい仕組みづくりを幾つか提案することができましたけれども、まだまだ軌道に乗るまでには至っておりません。そういうことを平成21年度においてはしっかりと軌道に乗せていくということが一つの目標であります。また、未着手のものについては頭出しをし、レールを敷設していかなければならないと、そのように考えております。平成21年度、女満別小学校の改築でありますとか、2歳未満児の保育、見守りネット事業、生ごみの分別の試行、グリーン・ツーリズムの振興など提案をさせていただいているところでございます。そういったものについてしっかりと頭出しをしながらレールを敷設していきたいと、そのように思っております。さらに、その先の課題ということではいいですと、先ほどの融合のところでも触れましたけれども、人づくりということが今後大切になってくるのではないかと、そのようにも思っております。しかし、現在は、まとめとなる平成21年度に向けて最大限努力をしまいたいと、そのように考えておりますので、今後ともご指導くださいますようよろしくお願いを申し上げ、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 近藤議員の全国体力調査にかかわるご質問についてお答えをしたいと思います。

議員も指摘されましたように、北海道で実施をした全国体力・運動能力調査の結果

は学力検査の結果とほぼ似ていて、全国的には40位以下に小学校も中学校も位置しているということがわかった状況でございます。北海道教育委員会がこの結果を受けて、これから新年度に向けて北海道全体としての体力指導マニュアルを作成して、それぞれの市町村の実態に合った取り組みをするようにということをこれから取り組むというように通知を受けているところでございますが、この体力の低下にかかわってどんな要因が考えられるかということで、まず前段ご答弁をさせていただきたいと思うのですが、いろんな調査の結果、1週間ほとんど運動していないという、特に中学校では女子は3割、男子では1割いるという実態がございます。それでは、どういうことでそういうことが起きているのかというと、その分室内でのテレビゲームだとかインターネットだとか、そうした室内での時間の過ごし方のその面の拡充というのですか、子供の面からいうとそういうところがあるということが1つ。それから、指導者の不足ということ、それ以外にいろんなスポーツも普及して学校の中だけの運動だけでは子供たちの満足、興味がいかないというようなことも状況として出ているようでございます。大空町においてもこれまでは夏は野球、サッカーと冬にはスキー、スケートということで定番のように行われていたのですが、現在はスキー場においてもスキー人口が非常に減少していると、子供たちだけでなく一般的に大人も含めてそうした運動離れという現象が見えているようでございます。学校教育に限って言いますと、平成元年に告示されました学習指導要領の中で特に総合的な学習の時間が創設されるときに体育の時間が年間15時間、総合的な時間を確保するために減らされました。それまで105時間とか115時間あったものが90時間ぐらいに減っていると、そんなことで体育そのものの運動する時間が減ったということが一つの原因でございます。

そこで、文部科学省は、そうした全国的な実態を踏まえて今年度21年4月から移行措置で前倒しの部分、それから平成23年、小学校、平成24年、中学校で新しい学習指導要領が完全実施されていくわけでありましたが、小学校では1年生と2年生の体育の時間をふやすようにしています。これまで1週間に2.6時間の体育だったのですが、それを3時間にすると。1、2年生とも若干体育の時間をふやして学校の中で活動できる時間をふやそうというような取り組みに変えることになってございます。それから、その平成元年の学習指導要領が出る前、昭和の時代は学校における継続的な体力づくりというのが行われていました。きっとご記憶にあるかと思いますが、中休みにみんなで外に出て縄跳びをする、みんなで外に出て女満別小学校ですと林の中を走る、あれをやるとか、そういうことが継続的に行われていたのですが、それも体育の時間の減少によってなかなかそうした時間を余裕を持ってとることができなくなっていると、そんなことも低下の原因にあるのではないかなと、このように考えております。

そこで、大空町として平成21年度から大空町教育推進計画もスタートさせますが、その中で特に健やかな心身を育成する教育の推進という目標の中で学校における体力づくりや体育の学習の充実ということを1点目として掲げてありますし、2点目として家庭における体力づくり、特に親子の運動機会がふえるような、そんな啓発的な活動、取り組みができないかということ、3点目として、割に見過ごされるのですが、

子供たちの家庭における規則正しい生活づくりと運動ということの関連性に着目して、その点の生活リズムにかかわる指導をしたいと思ひますし、文部科学省や全国PTA連合会が取り組んでおります早寝早起き朝ごはんという、こうした運動もさらに強化をして連携をして取り進めていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、予算の関係で用具等が不足していないかということでございますが、学校教育の関係で申し上げますと、児童生徒数が減少しているということで、学校に問い合わせたところ、そうした用具は充足しているというような回答を得てございますし、マットだとか跳び箱だとか、そうしたものが傷んだ場合には定期的に更新をしていくというような体制はきちっととれていると、このように思っております。

社会教育関係でございますが、各種の団体利用者からこれまでご意見や要望をいただいております。すべての団体等にまだそれをお願いして意見、要望をいただいているわけではございませんが、来年度バレーボールのネットを新規に購入する予定でありますし、卓球台の傷だとか凹凸、へこみについても来年度補修するような方向でありますし、今後に向けて新規の購入も検討しているところです。それから、卓球のラージボールについても購入をしていく方向で検討しております。あと、東藻琴の野球場でございますが、平成21年度細かく状況等を把握して整備計画に入りたいと、このように思っているところでございます。そのほか、これからまだ聞き取り等できていない団体等についても社会教育課のほうでそれらとの話し合いをしながら要望等を承って、学校教育、社会教育両面からそうした体育、運動等の量的に、あるいは時間的に、質的に向上するように取り組んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 それでは、まず1点目の公約という部分につきまして改めてお聞きをしたい部分がありますけれども、具体的な部分で非常に丁寧なご答弁をいただいたと思っております。行われてきた一つ一つのことを改めてお聞きをしていますと、ハードなことというのはなかなか取り組みづらい状況の中にはありますけれども、ソフトの部分ということもあわせていろいろ多くの取り組みが行われてきたのかなと、改めてそんな印象を持っているところでもあります。そうしたことを一つ一つ確実に積み重ねていくことが、町長もまちづくりにおいて欠かせない要素であると述べられております両地域の融合ということにつながっていくことなのだろうと感じています。この融合を図っていくということは、特に私たちのような小さな町村同士で合併をしたということの中では、大変重大な一つのポイントとなってくることだろうと思っております。住民の方々の中にもいろんな感想を持っている方がいらっしゃるだろうと思っております。何をもってということとはなかなか難しい部分ではありますけれども、これから本当の融合ということに向かっていくことはある程度時間がかかるということも現実であろうと思ひます。町長もそのことの難しさというようなご答弁もありましたけれども、今後さらに進めていく中においてはどんな思いを持って取り組まれていくのか、

その点改めてお聞きをしたいと思います。

また、この任期中におきまして社会情勢というのは大きく変わってきたのだらうと思います。町長も不況までもがグローバル化してきた、そんな表現をされることもありますけれども、この地域におきまして確実にその波は来ているものだと感じているところでもあります。そうした中で取り組んでいく政策、その優先順位というものもだんだん変わってきている部分があるのではないかと、そんな現実が迫ってきている、そんな印象を持っているところでもあります。この現状の中で今後どのようなお考えの中で取り組まれていくかということにつきましても、あわせてお聞きをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 融合というのは、大変難しいことだと改めて実感をしております。確かに時間がかかることなのかもしれませんが、私どもは携わっている行政の一員としてそういうきっかけづくりをしっかりとしていかなければならない、そのように考えてございます。人と人との交流の分野、いろいろな分野がありますけれども、特に先ほど少し触れさせていただきました人づくりというような観点から、生涯学習の機会などを通じて今後そういうきっかけづくりというものをより多く持っていかなければならないのではないかと、そのように思っております。また、その融合のためには、両地域の均等な、公平な発展というものが必要であらうと、そのように思っております。ただ、このことについては、町政執行方針の中でも触れさせていただきましたように、いつの時点で、どこか場所に、何が必要なのかという視点を持ってしっかりとそこを手当てをするということが必要なことであり、その将来の融合に皆さんの理解をいただけることではないかと、そのように今考えておりますので、そういう姿勢をもって取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

また、町政執行に当たって、大変今現在日本全国が不況というような形になってまいりました。今回の町政執行方針の中でも触れさせていただきましたけれども、いろいろな制度、さまざまな手法、そしていろいろな知恵を出してこの難局を乗り切っていかなければならないと、そういう努力を最大限にしていこうという考え方でございます。財政再建、健全化という道も大変重要でありますし、また一方で地域の経済発展というようなところも大切だというようなことで慎重さと大胆さ、そういう両面、いろいろな着眼点を持ってまちづくりに取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。その根底をなすのが住民皆さんのその融合、まちづくりに対する熱意だと、そのように考えておりますので、そういうところを大切にしながら今後もまちづくりに当たっていきたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 最後に、もう一点お聞きをしたい部分がありますけれども、執行方針の中におきましても職員の能力向上を図っていくのだということがうたわれているところで

あります。大空町は、現在総合支所方式という形で取り組みが行われています。また、この不況と言われている時代、国としてもそれぞれいろんな対策を講じていくことはありましようが、それはしよせん法律をつくったり、また仕組みをつくったりということであって、現実住民のニーズに対応してその対策を図っていくというのはやっぱり地方自治体ということになるのだらうと思います。その地域に合った課題に対しての対応がとられる、そんなアンテナが地域内に広く張られていること、つまり職員の方々の能力が発揮される機会ということがより多くあるということがひいては町長の掲げる公約をより膨らませたものにしたり、プラスアルファの部分を導き出していく、そんなことにつながっていくのではないかと感じているところでもあります。

先月、駒大苫小牧高校野球部が全国大会で優勝を重ねたときの監督でありました香田監督という方でありますけれども、町長もスポーツに詳しいので、ご存じではないかなと思いますけれども、その方の講演を聞く機会がありました。リーダー論というテーマでのお話でありましたけれども、その講演の結びの中でご自分のいろんな経験の中から今後のリーダーというのはすべてを手のひらの上に置いて把握をしていくということよりも、ここからいろいろ飛び上がろうとするそんな環境を与えてやる、中にはそこから落ちようとする者もいるかもしれないし、自分はどこで跳びはねているかわからない者もいるかもしれない。でも、結局すべてはそれは手の上でのことなのだと、そんな環境づくりということがひいてはいい結果に結びついていくことが多いのではないかと、そんな話で締めくくりをされておりました。スポーツも行政も同じではないかと、そんな結びつけをするつもりは毛頭ありませんけれども、一つの組織を束ねていく、そんな立場の者といましては対人ということで大変難しいことはあると思います。その中でも理解される部分もあるのではないかなと感じているところでもあります。組織を預かっていくリーダーとしての所信ということで、最後に改めて承りたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の役割いろいろなところでありますけれども、一つ組織を管理をしたり、職員の能力を引き出すというところも大変大切なことだと。当然さきにも答弁で触れさせていただきましたけれども、すべての仕事を私自身が行うわけにもいきませんし、その企画というようなことについても私の独断だけでできるものでもない。やはり職員、皆さん方ももちろんでありますけれども、職員の企画力、そういう発信力というもの、またいろんな情報をキャッチする能力というものも必要ではないかと、そのように思います。ここ数年研修費については原課、担当課と相談をしながら十分措置をさせていただいたり、また効率的な職員研修のあり方とはどういうことかということも含めて、ただ単に講師の話を書くということだけではなくて、もっと実践も踏まえたそういう研修形態にしていこうというようなことに力を割いてございます。ただ、先日人事評価の試行を行っておりまして、自己評価なども職員みずから行っているわけでありますけれども、職員の皆さんの自己評価でいいますと、判断能力ですとか折衝能力だとか、そういうようなものより、どちらかというと自己判断の中では企画力

が自分は少ないのではないかというような方が多かったように印象として持っています。それは、十分自由な発想の中で議論をする、物事が言える状況にないのかなと、私自身そんな反省をもって受けとめたところでもあります。ぜひ職員がアンテナを広げていろいろな情報をキャッチして、そしてそこから企画していけるような、そんな職場づくりに努力をしまいたいと、そのように思っております。行政報告の中でもお話をさせていただきましたけれども、1月の末だったでしょうか、自治体トップフォーラムというところに参加をさせていただきました。その中で一番印象に残ったのは、組織としての意識高揚ですとか、組織の中の議論ですとか、組織として企画をするためにいかに職員の質というものを、自分自身も含めて高めていくかということが最も大切だというようなことを言われておまして、それが一番私のメモして帰ってきた中で多くのところでした。それを今後の町政づくりに、町政の中に反映をさせていきたいというふうに考えてございます。そういう形の中で住民の方々のご協力をいただきながら、組織の中の人づくりということにも手がけていきたいと、このように考えておりますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 続きまして、2点目の体力調査の結果、課題に関する部分に移らせていただきますけれども、全体に北海道としての順位が低いという結果を聞きますと、やっぱり単なる順位づけがどうなのかという問題はあるにせよ、少なからず残念だなという思いは感じているところでもあります。運動が好きな子、嫌いな子というのは、これはいつの時代にもいることだと思いますけれども、基本的に体力がない、そういう結果が出るというのはこの調査の結果を話題にした父母の話の中でも非常に辛いことだなと、そんな話が出ておりました。また、先ほど教育長の答弁にもありましたように、どうして今業間体育というあんな時間が学校にはなくなったのかなと、そんな話もされていたところでもあります。自分の子供のことを見ていまして、学校からは十数キロの距離にありますけれども、すぐ目の前からスクールバスに乗って100メートルか200メートルも歩けば教室に着いている、ひどいときには友達のところ遊びに行くのでさえ送り迎えをする、そんなような状況にもあります。こんなことでは到底体力なんかつくはずがないなど、そんな感じ方もしています。少子化が進みまして、また学校の統廃合ということも進んでまいりました。特に北海道は、1つの校区としてかなり広くなる、そんな状況の中からもバス通学が主な形になるのかなと。そんなことから放課後のいろいろ運動したり遊んだりする時間というのが制約をされてくる、そういった地域性というものも今回の結果の一因としてあるのかなと自分の感想として感じているところでもあります。今後の取り組みということで、教育長の先ほどの答弁の中からも教育推進計画という形の中に取り組みされた中で行っていくというようなことでもありました。まだ現在では案という段階ではあるかと思いますが、私もこの計画を見せていただきまして、学校教育と社会教育というのが一つに組み込まれたような形のそんな計画になっているのかなと印象を持ちましたし、おおむね取り込まれた内容になっているものという感じ方をしております。あ

とは、いかにこのことを実践していくかと、そういう段階でないかなと思っています。

今回この体力調査とあわせて、児童生徒に対しまして生活習慣や運動週間についての質問、そんなアンケートも同時に調査をされたところでもあります。朝食を毎日食べる割合や運動部所属している割合というのが小中学生とも平均を下回っているという結果でありますし、逆に1日に3時間以上テレビを見ている、そんな時間が平均を上回っていると、そんな結果も出てきたところでもありました。合併前の女満別町時代に児童生徒に対しまして朝食をどれぐらいとっているかという調査が行われたこともありました。その結果といたしましては、朝食をとっていない児童の割合が小学生においては5人に1人、中学生においては4人に1人、高校生におきましては2人に1人が朝食をとっていないという、そんな結果でなかったかなと思います。現在は、それから少し時間もたっていますので、正しい情報というのはわからない部分ではありますけれども、文科省の今回の分析といたしましても上位県は体育系の部活動に参加している率が高く、朝食や睡眠時間などの生活習慣がよい傾向にあると、そんな示し方もされているところでもあります。それらを聞いていますと、結局体力も学力も朝食をしっかり食べるという生活習慣があつてこそという感じ方をするとところでもあります。先ほどの答弁の中にありました早寝早起き朝ごはん運動、今度の推進計画の中にも組み込まれている部分でありますけれども、そうしたことを意図しての計画なのかなと思っています。この食育という観点から見ての今後の向上策ということに対しましては、どのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 それでは、ご答弁を申し上げたいと、このように存じます。

前段スクールバスのことが出ておりましたが、全国と北海道を比較して子供の歩いている、徒歩で学校に通っている状況なのですが、北海道では全国平均に比べて1割前後少ないです。そして、車を利用しているというのが小学校で7割から8割、中学校で3割強ということがあつて、日常的に歩く機会が減っているということは、議員もご指摘ありましたように、統廃合によって遠距離からの通学がふえたということがそれらの基盤としてあるなということがうかがえます。この大空町女満別地区におきましても、市街地区の一番遠い子は2.5キロ歩いていますけれども、スクールバスが家の前でとまる子供さんは学校へ着くまでほとんど歩かないで学校へ来て、そしてすぐ授業という形になっていきますよね。そういう意味で学校の授業が始まるまでの身体の活性化、精神の活性化という面でそういう点の影響もやっぱりあるのかなということは、全国の調査を拝見してわかったところであります。

それから、食育の関係でございますが、前回の朝食の質問、たしか坂本議員から質問があつたと思いますが、今回もまた坂本議員から質問があるのですが、前回の調査の結果より朝食をとっている子供たちの、高校はやっていませんが、小中学校では伸びています。とっている子供の数が、率が伸びていることは、今回平成19年度の養護教諭による小中学校調査、それから平成20年度の全道の先ほどおっしゃいました体力・運動能力調査に付随した調査結果の数値からも伸びてきていることがわかって

おります。その辺の問題で、やはり朝しっかり御飯を食べて、ある程度歩いて学校に来るという基礎的な、本当にベースになる体を動かす部分、それをどのようにこれから保証していくかということが非常に大きな課題だなというふうに思っています。女満別地区におきましては、放課後子ども教室を平成13年、具体的にはめっちゃいんど館が開設になりましてからは平成14年からそこに子供たちが、例えば女満別小学校の子供ですと半分ぐらいの子供が行ってそこで6時ぐらいまで運動したり遊んだりしていると。東藻琴地区におきましても去年から東藻琴小学校のプレールームを活用して放課後子ども教室をやっておりますが、これも東藻琴小学校の子供の半数の子供が登録になっています。そういうようにして定期的に学校やあいているところで運動していく時間数は、確実にこうしたことによってふえております。それから、福祉課のほうで進めております放課後児童クラブのほうでも登録者数がふえているということで、今までは放課後なかなか組織的にそういう時間と場所が確保できなかったのですが、これら施設の整備によって本当に基礎になる部分での保証というのですか、確保というのですか、充実というのが静かに図られてきているなど、このように思っているところでございます。

あと、食生活の中で睡眠ですけれども、寝る時間がやっぱり北海道の子供たちは若干少ないというようなことで、結局それが朝のリズム、覚せいに結びついていくのに時間がかかるというような、そうしたいろんなことも示されてきていますので、総合的にそれらのことをまた検討しながら、この町としての食育、そして基礎体力、運動時間の確保等に取り組んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 後段のほうの体育用具の部分につきましては、充足をしている、附則をしていないということでありました。心配をしていたわけではありませんけれども、教育というのは儉約をどんどん進めていく、そんな分野ではないという思いも感じております。そういう思いもあってお聞きしたところ、安心をしたという、そんな現状でもあります。学校施設内におきましてはそういうことでありますけれども、少し範囲を広げて体育施設全体という形で見た中で先ほど教育長もいろいろな細かい部分での今後の検討というお話もありました。やはり活動に支障を来している部分は道具、用具の中でないのか、あるいは過度に儉約を進めている、我慢をしているというものはないのか改めて見詰め直してみる、そんなことも必要なことかなと感じております。

全体を通しまして教育行政を見ていくときに、最近は特に家庭と学校と地域とが連携を持って取り組んでいくというのがいろんな分野にかかわってきている、そんなことでないかなと感じています。今回のこともまさにその全体としての地域力が試される、そんなことに結びついていくのだらうと思っております。今回の調査で上位県であった福井県は、小学校1校当たりの体育専門教員数が1位であったり、また秋田県におきましては授業への外部人材の活用というのが1位であったりという、いろんな部分で体力づくりに対しましての熱意というものが感じられるなど思っております。

我が町を見ましたときに、冬期間校庭にあったスケートリンクがなくなったり、またスキーをする機会というものも減ってきたということではありますけれども、かわって何の補助も受けずにリンクを作成、維持して子供たちに使用させてくれている、そんなグループもあります。また、多くの方々が子供たちとの活動にかかわりを持ってくださっておりますし、最近では総合型スポーツクラブに向けてと、そんな動きも出てきているところでもあります。いろんな土台としては備わっているのではないかと感じています。こうしたことの結びつきによりまして、いい循環の形が形成されていきますこと、この地域としての力のアップに結びついていくこと、そんなことを期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 これからのことも含めて幾つかご指摘をいただきまして、ありがとうございました。体育施設全般について社会教育課のほうでこの後細かく調査をし、団体とも協議をしながら、今議員がご指摘ありましたように、儉約がすべてでない、そんな方針でこの後臨ませていただきたいと、このように思っております。

それから、スケートリンク、校庭から消えたと。これも先ほど申し上げました体育の授業が年間15時間学校の中で減ったということと非常に大きなかわりがあったのですが、そんな中でも民間のスケートを愛好する方々によって運動公園にリンクがつけられて子供たちの利用に供していただいているということについては本当にありがたいのと、このように感謝を申し上げているところでございます。

それから、スキー学習につきましては、女満別地区はゲレンデが割に多いのですが、ことしは東藻琴中学校で歩くスキーを今までやっていたものをやめようというような話があったときに、たまたま道からことし体育の社会教育主事が派遣になりまして、その者が歩くスキーを非常にやっているということで、東藻琴中学校の歩くスキーのところに授業に出かけていって1年生から3年生まで指導に供しているというようなことで、やめようといったものがそういう形で保護者の強い熱意があって復活をしたと、そんないい面も芽生えておりますので、ぜひこれは続けていきたいと、このように思っているところでございます。

それから、最終的に学校、地域、そして家庭との総合的な連携ということが非常に大きいと、それらは総合地域力だというようなご指摘をいただきました。そういう意味で今まで気づかなかった面も含めて、さらにそれらの連携の輪が広がるように細やかな取り組みをこの後考えて、検討して進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。子供たちの活動にさまざまな面で体育指導委員の方々、それからその他のスポーツ指導者の方々もご協力をいただいて、自分の時間を割いてご指導いただいていることにこの場をかりてお礼を申し上げたいと、このように存じます。

最後に、総合型地域スポーツクラブのことについて話が出ましたが、大空町では今年度その立ち上げに向けて道教委との連携もしながら今取り組みを開始したところでございます。地域としては、豊住地区でそれを立ち上げてくださるということで、現在（仮称）豊住クラブという名称で今準備会が動いているところでございます。も

しそれらが立ち上がって具体的な動きをしていくことになりますと、豊住地区の子供たちは学校が終わってからさらに担当、ついでに指導員と一緒に一定時間放課後運動をやることができると。それもこれまでのクラブと違うところは、野球だけではなくて、野球をやったり、卓球をやったり、縄跳びをやったり、いろんなことを多様に取り組める、それが地域総合型スポーツクラブの特徴でありまして、豊住クラブが具体的に動き出したときには放課後子ども教室の機能も兼ねたものが豊住地区で機能的にあわせ持った形で動けるのかなと、そういう意味でも地域のそうした活動に大変感謝をし、また期待を申し上げているところでございます。これからいろいろな意味でこのことに関しましてご指導賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

◇近藤議員 終わります。

◇議長 これにて近藤議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、3番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 平成21年第1回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

昨年度策定された大空町総合計画の中で人口予想を見ると、平成27年には年少人口が13.7%、老年人口が34%とあり、まさしく少子高齢化が間違いなく進展しています。このような中、将来の介護などの重要性和このもとを支える子供たちの子育てや教育についても大事な課題ではないかと考えます。

1点目、少子化、児童福祉対策についてです。全国的な不景気の中、夫婦がともに働かなければ生活できる収入が得られないこともあり、公的な保育へのニーズがますます高まると思うが、次世代育成支援行動計画を見直し、行動指針を定めるとの方針だが、本町の現状と課題はどのようにとらえているのか。子育ての中の家庭の意向などを踏まえた具体的な支援策について町長に伺いたい。

2点目、幼稚園、学校教育の振興についてです。幼稚園児と保育園児が同様の条件で小学校に入学できるような幼保一元化に向けた課題と本町の取り組みについて。また、豊住小学校の将来的な計画について。そして、平成21年度から値上げが検討されている給食費についての現状と課題をどのように把握しているのか、町長、教育長、教育委員長に伺いたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 斎藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

次世代育成支援行動計画についてのお尋ねがございました。これは、次世代育成支援対策推進法というものが平成17年に施行されました。この法律の目的は、国、市町村、事業主、また国民の皆さんの責務を明らかにして健やかに生まれ、そして育成される社会を目指していこうというものでございまして、先ほど言いました平成17年の4月から10年間の時限立法の法律でございます。この法律に基づきまして地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境、また仕事と家庭の両立、それらについての目標を定め、その目標達成のために講ずる措置として行動計画を策定しているものでございます。この計画は、5年を1期、前期、後期になります。このため、次期計画は平成22年度から平成26年度までということで、そのため平成21年度中に策定をしたいというものでございます。

前期の行動計画の中から見まして、現状と課題ということについて触れたいと思います。1つは、地域における子育て支援のあり方、もう一つは母性並びに乳幼児、また乳児等の健康の増進の確保、子供たちの心身の健やかな、心の部分も含めた健やかな成長に資する教育環境の整備、そして子育てを支援する全体的な生活環境の整備、また子供たちの安全の確保や要保護児童への対応等きめ細やかな取り組み、その6項目が現状と課題として前期計画の中で整理されております。

そういった中で我がまちの取り組みの事例を少し紹介をさせていただきたいと思います。現在女満別地区のめっちゃいんど館においては、幼児を対象として子育て支援事業を行っております。また、クラブ登録されている子供たちを対象に放課後児童健全化事業、またクラブ登録をしていない子供も対象にした児童の健全育成事業なども行っております。東藻琴地区では、この機能は生涯学習センターで持っておりまして、幼児を対象としたわんぱくクラブの開設や、さらには登録児童の児童クラブなどを運営しているところがございます。また、これは福祉サイドの事業でありますけれども、教育委員会が主体となりまして女満別地区のめっちゃいんど館、また東藻琴小学校において放課後子ども教室を実施しているところであります。そういった中で課題を考えてみますと、こういう制度があるということではありながら、まだ全くご利用されていないご家庭も多いと。それは、私どもの情報発信や、またその事業の内容等、またそういう質の向上も必要なのではないかと。そういうものを今後図りながら支援体制をさらに充実させていきたいと、そのように考えております。こういう事業としての取り組みはもちろんでありますけれども、町内には幼稚園が2カ所ございます。また、僻地保育所、1カ所は東藻琴幼稚園に併設という形でありますけれども、保育所2カ所ということでもありますけれども、近年の出生率の低下等に伴ってひとところより人数については減少傾向にございます。東藻琴保育園では平成9年から、また豊住保育園では平成12年から年齢を拡大して2歳まで現在対象としてお預かりをさせていただいております。平成21年度からは、東藻琴保育園で満1歳児の子供さんたちの保育も実施したいと、そのように考えてございます。このほか、委託契約でありますけれども、他市町村の認可保育所に入所する保育所広域入所事業ですとか、託児所に通

所する利用料の一部を助成する託児通所助成事業なども行っております。また、先ほど申しました児童センター、児童クラブなどの運営を行って子供たちの育成に当たっているところでございます。このほか、母子保健事業として母親、乳幼児等の健康増進というような観点から母親学級、乳児相談、4カ月健診、1歳6カ月健診、そのほか両親学級なども実施をしております。また、親御さん自身の力量形成というものも必要ではないかというようなことから、就学前の児童の保護者の方を対象に平成21年度から親教育プログラム事業というものを実施をしていきたいと考えてございます。このほか、ゼロ歳から小学校就学前の子供さんたちの入院、通院の費用、さらに小学校1年生から6年生までの入院に対する乳幼児の医療費の助成なども行っているところでございます。

また、幼保一元化に向けての取り組みについてのご質問もございました。ご存じのとおり幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省という法律上の区分けがございますので、私どもの町においても幼稚園は教育委員会、保育園は福祉課の所管としているところでございます。しかし、就学前の子供たちの環境等々要望は多種多様にわたっている状況でございます。そのため、幼稚園であっても預かり保育などを実施をする、また保育園であっても教育的要素を取り入れるというようなことで現実的には幼稚園、保育園という名称の使い分けをしている部分もありますけれども、就学前の子供たちの環境をどのようにつくっていくかというような観点から、相互のよいところを兼ね備えながら一体的に対応していきたいというのが私どもの町の考え方でございます。そういった中で先ほど東藻琴保育園において2歳未満児の、1歳児の受け入れをということで考えましたということでもありますけれども、女満別地区についても4月の施行はなかなかいろいろな課題があつて難しいわけでもありますけれども、課題を解決し、こちらの地区においても1歳児、さらに将来的にはそれよりまだ年齢を拡大しながら受け入れをできるように努力をしまいたい、そのように考えてございます。私が思いますのは、幼保一元化、現実的には私どもの町である程度取り組んでいるそのものをしっかりと形として皆さんにご理解をいただくことなのではないかと。何か建物をつくるというよりは、そういう体制づくりをしっかりとしていきたいと、このように考えてございます。

また、豊住小学校の将来的な計画についてのご質問がございました。豊住小学校は、旧女満別町においては本郷、大東に続き明治44年に木禽教授場として開校いたしてございます。地域の学校ということではありますけれども、何代もの間卒業生を地域に輩出しており、地域が育て、地域がはぐくんだ学校と。人数等もそんなに多くはありませんので、行き届いた教育環境を提供できるというようなプラスの面もございます。しかし、現在は全校生徒が23名という状況であります。今後も急激な増加は見込まれないと、そのように思っております。また、団体活動の経験不足ですとか、団体スポーツといった経験が少ない、そういうようなマイナス面もあるというふうに受けとめております。町としては、学校の適正な規模について検討することとしてございまして、現在まで3回、歴代のPTAの役員の方ですとか、現在の保護者の方などと懇談をさせて、いろいろ意見交換をさせていただいております。その中で豊住小学校の将来像について探らせていただいているところでございます。

以上、私からの1回目のご答弁は以上のような形とさせていただきたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 質問いただいた中で子育ての中の家庭の意向を踏まえたというところにかかわって、教育委員会にかかわるということで私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

豊住小学校でふれあいトークのときのご質問があったのですが、そこで去年の4月から東藻琴小学校で開設できたように放課後子ども教室のようなことができないのかというようなご質問もあって、今回も議員のほうからの聞き取りの中でそういう課題提起を受けましたので、ご答弁をさせていただきたいと思います。先ほど近藤議員のご質問のときにもこういう方向であるということで申し上げたのですが、現在豊住クラブ、地域総合型スポーツクラブとして立ち上げようとしてございますので、それが立ち上がっていく中でその運営にかかわって当然スポーツクラブですから指導者だとか、それに付随するいろんな担当の方々がついて動いていくことになりますので、それにかかわって児童クラブの場合ですと安全管理員という方を置かなければいけないのです。その辺のかかわりをこの後スポーツクラブの立ち上げに向けて協議を図りながら、うまく連携やすみ分けができていくなれば、そのクラブの運営の中で子ども教室的な働きというのでしょうか、仕組み、機能もうまく持たせながら展開できないかどうか、この後少しクラブのこれから運営、立ち上げに当たって詰めさせていただければありがたいかと、このように思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 合田教育委員会委員長。

◇教育委員会委員長 給食費のことですが、原材料の値上げ、世界的な不作、小麦価格の高騰といったことから、平成20年度に学校給食運営委員会に諮り、平成21年度から小学生で1食当たり33円増しの243円、中学校で36円増しの276円と値上げさせていただくこととしております。網走管内におきましても昨年度値上げした市町以外で一斉に値上げを実施しており、小学校では最低が両湧別の209円、最高が訓子府町の245円、管内平均で230円となっており、中学校では最低が両湧別の244円、最高が西興部村の279円で、管内平均額が265円となっております。今回女満別地区では10年ぶり、東藻琴では合併に伴った金額調整のため5円を上乗せして以来3年ぶりに値上げをさせていただきました。今後見込まれる原材料や加工品の値上げを見込んでの金額算定ではありますが、食料価格が安定しない社会情勢の中では、今後も適正な金額について検討しなければならないことが予想されます。そのような情勢から、従前に提供していました卒業式の紅白まんじゅうといったようなものにつきましては今後もお出しできる状況ではありませんが、日本の風習であるひな祭りや冬至といったような季節感に合わせて特色ある給食メニューづくりを進め、子供たちに喜んでもらえるよう取り組んでまいります。また、地産地消という観点か

ら、今後も予算の範囲内で地域でとれた野菜などを積極的に給食に取り入れてまいりたいと思います。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今それぞれの方から大変わかりやすく答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、大項目の 1 点目から質問したいと思います。先ほど次世代育成支援行動計画というものがある、これは時限立法だということがわかりました。その中でことしは後期の策定する年なのですということだったのですが、具体的にどういう部分が悪くてどういうふうに改正するのか、それがちょっとわからなかったような気がしました。その辺の答弁再度お願いしたいと思います。

それと、先ほど女満別地区はめっちゃいるど館、東藻琴地区については児童クラブがありますよと、その中で思った以上に高い利用率があるのだということもわかりましたが、この分析と課題はいろいろあるということでしたけれども、その対応について再度お聞きしたいとも思います。

それから、広域保育と民間保育に対してどのぐらいの实际的に利用率、人数がいるのか、またその助成の金額がどのぐらいなものなのか、それについてもお答え願いたいと思います。町長をお願いします。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 14 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで 10 分間休憩いたします。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 24 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

斎藤議員の一般質問に対する答弁を求めます。

山下町長。

◇町 長 後期となります次世代育成支援行動計画でありますけれども、改正をするというよりは新しくつくるということを考えております。そのため、年次計画、1 年間の中でアンケート調査などを実施する、またニーズ調査、聞き取り調査というのでしょうか、そういうことを実施をしながらこの地域の中でもう一度子育て支援に対する状況がどのようになっているか、そういう現状把握をして、また地域の中でどのよう

な要望があり、それにどのように対処していくかということを詰めていかなければならないと思ってございます。ただ、本年度においても保育所の年齢の拡大ですとか、そういう中でいろいろ保護者の方々と意見交換をさせていただいたことがあります。それから推測をいたしますと、ただいま町で1歳まで保育年齢を引き下げたということでもありますけれども、さらにその引き下げに対する要望があったり、または一時的に、ほんの短期間、1日とか午前中だけとか、そういうような形で随時子供たちを預けるような、そういう要望が多いように聞いてございます。ですので、新しい行動計画については、そのようなもの等について町としてどのような対応ができるかということ盛り込んでいくことになるのではないかと。また、私個人的にはありますけれども、乳幼児医療費の助成の拡大ということがここ最近近隣の市町村で行われてきております。そういった要望が寄せられている部分もございまして。そういうところについては、どの程度まで対応ができるのかということも検討材料の一つなのかもしれないと、そのように思っております。

また、広域保育ですとか、今行っている助成事業の件数等については担当課長のほうから説明をさせていただきたいと存じます。

◇議 長 三條福祉課長。

◇福祉課長 それでは、保育所の広域入所事業の概要についてご説明申し上げたいと思います。

保育要望に対応するために、委託契約によりまして他の市町村の認可保育所に入所をする場合助成をしている制度でございまして。平成20年度は5人予定しておりまして、予算総額では401万8,000円の予算を見込んでございます。対象児は、2歳児からゼロ歳児含めてということで考えてございます。

もう一点、託児通所助成事業という事業がございまして、これは町内の3歳未満児の保育要望にこたえるため、本町または他の市町村に私的に保育を実施している託児所に通所する利用料の一部を助成しているものでございます。平成20年の利用予定者は8人見込んでおりまして、103万8,000円の予算を見込んでございます。

以上でございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 1つ答弁が漏れていると思うのですが、先ほど女満別地区ではめっちゃいると館、東藻琴地区では児童クラブ、この中では思った以上の高い利用率があるのだなというのがつくづくわかりました。この中で今後、こういうものをどういうふうに分析しているのか、またこういうものが必要なのか、先ほど教育長さんからも答弁ありましたけれども、学校の放課後の利用が可能なかどうか、その辺も答弁お願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 めちゃいるど館における平成19年度の利用状況を少し申し上げたいと思います。これは、先ほど言いました幼児を対象とした子育て支援事業ですとか、それからクラブ登録をされている放課後児童健全事業ですとか、またされていない方などの健全育成事業、そういったものをあわせて女満別地区のめちゃいるど館については2万2,940人という人数を押さえてございます。一方、東藻琴地区の生涯学習センターの関係での事業でありますけれども、こちらはわんぱくクラブの開設ですとか、児童クラブの登録をされている児童たちの利用状況ということで、こちらは平成19年度2,563人ということで大きな差にはなっておりますけれども、登録されている人数などが違うと、もともとの子供たちの数も違うというような状況でこういう開きになっていると思ってございます。また、放課後子ども教室などにつきましては、めちゃいるど館では週3回実施をしてございます。こちらは年間約6,000人の利用、東藻琴小学校での子ども教室については今年度からでしょうか、実施をしたということで、こちらは週1回ということなものですので、トータルで1,700人程度の利用というような状況になってきてございます。

以上、実績としてのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほどの次世代育成支援行動計画の中で、1つ自分も思っていたことがありました。大空町というか、女満別地区、昔からそうだったと思うのですが、よく転勤で来られた奥さん方が女満別に来ると学校に入るまで乳幼児医療が当たるのだねということを言われました。その中で大変自分もすばらしいことだなと思っておりました。先ほど町長の答弁の中でこれについても拡大する考え方があるとおっしゃっていましたが、具体的にはどういうことなのか。たしか6年生までは入院費についても助成する考えがあったと思っておりますけれども、それ以外にどういう拡大を考えておられるのか、済みません、再度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今直ちに拡大をするということでご答弁を申し上げたつもりではございません。この次世代育成支援計画の中でそういうことの議論も必要ではないかと、そのように考えているということでございますので、まずもってご了解を賜りたいと思います。近隣の市町村の中では、小学生における通院についても助成の対象とするというようなことをされているところもあります。ただ、単にどこまでその部分を拡大すればいいのかというものの議論も私は一方ではあるのではないかと。同じ子育て支援に対する助成のあり方ということであれば、例えば議論の中では世代の中でいくとここの行動計画のところと合致しないかもしれませんが、もう少し年齢が高くなったときにいろんな支援策があったほうが良いというような意見も寄せていただいている部分もあります。ですので、今後支援策として先ほど言ったようなことの議論も必

要ですし、私が今申し上げたもう少し高い年代での支援というようなことも十分議論をしながら、この行動計画の策定の議論の中でご検討いただいて、それをまた判断をさせていただきたいと、そのように考えているということでありまして、今現在具体的なその内容を持っているということではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほど広域保育、民間保育についての考え方なり実数、利用人数を聞かせていただきましたけれども、東藻琴地区ではことしから1歳以下の保育を始めるということなのですが、それに関してどのぐらいの利用があるのか、また将来的に女満別地区でやるとした場合、なかなか共働きでないと働けない環境の中にあるのはわかっておりますが、実際どのぐらいの人数を把握しているのか、その辺もよろしくお願いします。

◇議 長 日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 東藻琴保育所の平成21年度の入所希望状況でございますが、9名おりまして、うち1歳児が3名でございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 ちょっと答弁が足りないようなのですけれども、東藻琴地区は9名なのはわかりましたけれども、将来的に女満別地区はどの程度の人数を予想しているのでしょうか。

◇議 長 日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 女満別地区につきましてもアンケートをとらせていただいております、希望される方、それともし仕事が見つかれば預けたいという方含めると12名程度、2歳未満、ゼロ歳、1歳ですね。そのほかに、先ほど申し上げましたように、広域保育で網走ですとか美幌に預けておられる方おりますから、地元でそういう形で、東藻琴地区は別ですけれども、女満別地区のほうにも1歳児の入所が可能になれば、市外に行っている方も地元で預けるようになってくるだろうというふうに考えてございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 大きな項目の1項目めは終わりたいと思います。

2項目め、幼稚園、学校教育の振興について再質問させていただきたいと思います。

先ほど冒頭にも申しましたが、小学校入学時に幼稚園児、また保育園児同様の条件が必要ではないのかと思っております。というのは、昔からことわざで三つ子の魂百までもということわざがあります。小さいときにいろんな経験をするのが大きくなって立派な大人に仲間入りができるのではないのかと思っております。そのためにも、先ほど町長の答弁もありましたけれども、体制づくりを急ぎたいということでしたけれども、その中で本町において早急に幼保一元に向けた考えがあるのかどうか、その辺を再度お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私が教育委員会と懇談をいたしまして、幼保一元ということについて環境整備等にいろいろ考え方を整理して取り組んでほしいと最初に言いましたのは、新町になりました平成18年の4月だったかと思います。ただ、いろいろ懇談をしていく中で現在の保育園、そして幼稚園については実際に行っている活動についてほとんど遜色がないと、ある意味今時点でも幼保一元化と言われれば、場所的な別なところはありますけれども、現実として幼保一元化的になっているという部分で認識が一致した部分でもございます。例えば子供たちに芸術鑑賞の機会として設定している事業などについても、保育園の子供たちであっても一緒に観劇をしていただくようなこともしておりますし、過去は文化展において保育園児の作品というものは展示されておりました。けれども、それもやはり教育の一環として、いろいろな活動をしているその発表の場として、文化展にも保育園の子供たちの作品も展示をするというような形もさせていただいております。ただ、そういう活動が十分地域の方々にご理解をまだいただけていない部分もあるのかなと、そのように反省も一方ではしております。そういう形をしっかりと見せていくために、どのような形づくりといいましょうか、方式がいいのかということについて今後検討を加えて皆様方にPRをし、また不足しているようなところがあれば、そういったことについて取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 幼稚園については教育委員会の担当で、保育園については福祉課の担当というのはわかっておりますけれども、この中で子供たちから見ますと教育的にといいますか、入学前の条件は違うのではないのかと思っております。そのような中で一貫性のある、今盛んに地方では認定こども園という形でうたっておる地域もありますけれども、そういう形での幼保一元化についての考えはないのかどうか、よろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 認定こども園というような考え方についても検討して、今後そういう方向が

望ましいということであれば、そういう体制づくりということも考えてみたいと、そのように思います。現実がそうであるからということではありますけれども、なかなか先ほど言ったようにわかりづらいというようなことから考えますと、今ご提案のあった方式も一つの方策なのかもしれないと、そういう認識を持ってございます。そのことでどういうメリットもあるか、またデメリットはないのかというようなことも含めて検討させていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 豊住小学校のことについて再度お聞きしたいと思います。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、毎年二十三、四人程度、これが向こう何年間も変わらないで推移しそうな傾向にあります。その中で適正規模という懇談を私も含めた中で3回ほど進めております。その中で思うのは、この間3月4日にはお母さん方との懇談があったわけなのですが、その中で一番記憶に残ったことは、やっぱり中学校に入ったときに一番困るのだ、それはどういうことかということ、少ない人数で入ったらどうしてもなじめない、逆に恐らく女満別小学校の子はそういう気持ちはないのだと思うのですが、どうしても別扱いされる、そういう形でどうしても1年以上はなじめなかったのだよというお母さんもいらっしゃいました。また逆に、スポーツをやっている子供たちはいろんな形で交流があったので、そういう違和感はなかったというお母さんも確かにいました。その中で一つ考えられるのは、稲城市の交流会とか修学旅行、高学年での交流は割とあるのかなと思っておりませんが、低学年時、小学校1年生から早い時点の交流が少ないのではないかと思います。その中で女満別中学校に入った中でもそういう形をとっていれば、早くなじめるのかなと。そういう中で将来的な、万が一あるとしたら統合に向けても早く進められるのかなとも思っております。その辺についてわかる範囲で町長に答弁をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も豊住小中学校の卒業生でもありますし、また昨年の春までPTAでもございました。昨年の春、私の子供も中学校に入学してから夏休みぐらいまででしょうか、大分不登校ぎみもありまして、体調悪いというようなこともあったのも現実であります。また、先日保護者の方々との懇談のてんまつ、内容等も見せていただきますと、私だけではなくて、そのような同じような境遇にあった方などのお話も書かれてありましたので、なるほどと思いながら見させていただいたところであります。確かに過去でいいますと、北網広域圏組合の国内研修ですとか、稲城市との交流、小学校5年生でありますとか、修学旅行というようなところはありますけれども、それよりも低学年のところでの交流というのはやはり少ないように思います。高学年になればスポーツ活動などで一緒にというような部分もだんだん出てきておりますけれども、低学年は少ないような気がいたします。私どもの時代を振り返ってみますと、町内の意見交換会ですとか、音楽交歓会ですとか、スポーツ交流会ですとか、そういうもの

も学校単位といいましょうか、全町の中で行われていたような記憶がございます。そういうものも必要になってくるのではないかなと。これは、女満別地区だけの話ではなくて、新しい大空町となっているというようなことから考えますと、そういう地域なり全体を通じての子供たちの交流というものも必要なことだと、そのように思っております。私も今いろんな議論をされておりますけれども、統合というようなことも確かに選択肢の一つの中にはあるのではないかと。ただ、一足飛びにそこにつながるということではなくて、いろいろなことを経ながらそこに着くこともあるのではないかと。そういうことから考えますと、子供たちの交流、いろんな意味合いを含めて、今回のことだけではなくて、同じ町内で必要なことではないかと。人づくりという観点からも必要ではないかというふうに思いますので、そういうことについては教育委員会とも連携をしながら、どんな対策がとれるか今後も検討してまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 豊住小学校の将来の形については、地域のこともありますから、今後とも十分に教育委員会を含めまして検討していただきたいと思います。

最後に、給食費のことなのですが、去年もたしか同じ時期に同じ質問をしたと思っております。その中で去年の段階では値上げをしませんということだったので、来年度に向けては値上げしますよということでした。その中で単純に36円、その程度で果たして済むのかどうか、これを毎年値上げするというか、そういう考えも含んでいるのか、その辺も再度お聞きしたいと思います。教育長。教育委員長。

◇議 長 合田教育委員会委員長。

◇教育委員会委員長 給食センターの所長に答えさせますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 田端学校管理課長。

◇学校管理課長 給食費の関係につきましては、昨年2回給食運営委員会を開催いたしまして、関係者の皆さんにご検討いただいたところでございます。実質の値上げにつきましては、おおむね3年程度その金額で維持可能ではないかというところで金額を設定させていただいておりますが、物価の上昇ですとか、それからまた今回燃料が下がったというようないろいろな社会情勢の中ではその都度、その都度検討させていただかなければならないことであると思っておりますので、ご理解のほういただきたいと思っております。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 給食について食材のことについてお聞きしたいのですけれども、食育とか地産地消の関係でどの程度地場産のものを使っているのか、その辺のことについて再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 田端学校管理課長。

◇学校管理課長 給食費につきましては、平成20年度はまだ決算が終わっておりませんので、平成19年の決算額でお知らせしたいと思います。まず、給食費の平成19年度の総額が3,677万7,000円、このうち町内から購入しておりますのが肉、野菜系統でございますけれども、30.7%。それから、町外に係る部分につきまして小麦でありますとか、お米でありますとか、牛乳でありますとか、北海道が一括で契約していただいている部分がございます。それが給食費の全体の47.1%。それから、それ以外の部分につきましては、めんですとか加工品、それから調味料といったものが町外から22.2%購入してございます。この22.2%につきましては、価格の統制という意味と安く仕入れるということから、管内の栄養士さんが単価契約をいたしまして、それに基づいて納入していただいているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 食材については、いろいろ安全、安心な食材をこれからも利用していただきたいと思います。

私からお聞きしたいことは、もう一点は、教育長にお聞きしたいのですけれども、今度給食センターが新築になります。この中でセンターの能力自体どのぐらいあるのか、一貫して言っておりますけれども、幼保一元に向けて万が一保育園とか幼稚園に給食を対応できるような能力があるのかどうか、その辺を教育長にお聞きしたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 現在のところ、新しい給食センター、800食を想定してございます。800食といいますと、ただいま女満別学校給食センターでは600食前後でございますので、そうしたことを含めて今おっしゃられたような将来的なことも含めて対応できる食数であると、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 全体を通して一貫して同じ内容のことを言っているつもりです。最後になりますけれども、子供たちのきらきらした目がくすぶらないように子供たちの目線に立

って物事を考えて進めていただきたいと思います。
以上、終わります。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 子供たちの目線に立ってというご指導いただきました。そのことを忘れずに
この後もまた進めてまいりたいと思いますので、ご指導方よろしくお願いいたします。

◇斎藤議員 以上、終わります。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩します。再開は午後１時。

休憩 午前１１時４７分
再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、４番、植田泰弘議員の一般質問を許します。

◇植田議員 平成２１年第１回定例会において、通告書に従い、一般質問をいたします。

大空町の産業振興と観光についての質問であります。特に今回は道の駅に関する
質問をさせていただきます。まず、知床世界遺産の人気のなくなり、昨年暮れから不
況と言われる中で道の駅の利用状況は前年度と比べどのような変化があるのか聞かせ
ていただきたいと思います。

２番目に、道の駅におけるイベント事業等ありますが、私も平成２０年度はメル
ヘンフェア、いい夫婦の日撮影会、道の駅冬まつりなど実行委員会のメンバーとして
参加をしているところですが、現在道の駅では１年間にどのようなイベント事業が行
われているのかお聞きします。

３番目として、ハウス施設の利用と本年度の利用計画についてですが、このこと
については平成２０年度から施設の管理及び作物管理者として農業の先進的存在だっ
た方が加わったことにより一層の充実が図られることと思いますが、今後の利用計画
についてお聞きします。

４番目として、チャレンジショップの実績と今後の考え方についてです。平成１７
年にスタートしたチャレンジショップは、ことしで４年目を迎えることとなりますが、
３店舗の実績、実態はどのようなになっているのか、今後もまだチャレンジという形で
頑張ってもらえるのかお聞きします。

以上、第１回目の質問とさせていただきますので、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 植田議員の産業振興と観光について、主に道の駅についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、利用状況でございますけれども、道の駅メルヘンの丘めまんべつの平成20年1月から12月までの年間利用者数は36万人という数字で把握をしてございます。これは、観光客だけではなくて、その道の駅を利用された方ということでございますが、その利用者の把握の方法でございますが、アンテナショップほのか及びトイレにセンサーカウンターをつけて、それから集計した数字でございます。昨年度は、一番来場者が多い7月、8月期、ちょうど燃料の急激な高騰の時期と重なっておりました。そのようなことから、昨年度は11万4,000人、前年平成19年の12万7,000人から見ますと約1万3,000人ほど減っている状況にあります。しかしながら、その7月、8月期を除き回復に転じてきておりますので、最終的にはほぼ前年並みを何とか確保しているというような状況にございます。オホーツク管内の観光客の入り込み客数でありますけれども、対前年と比べて8.5ポイント、北海道全体でも4.5ポイントマイナスになっているというところから見ると、検討しているほうではないかという見方もございます。これは、その道の駅でいろんな取り組みの成果ということもあるのではないかと、そのように思います。露店ですとか、地元の産品等を屋外で売られている、そういう取り組みもありますし、休憩施設を設置したと、またこれは今年度になりましてからでありますけれども、商工会なども豚しゃぶ長いも井など、そういうものの開発にも努力をされております。また、ドッグランの施設なども設置をしたと。また、インテリアというのでしょうか、冬場のネオンサインなども装飾などもしてくれております。また、チャレンジショップの取り組みですとか、いろいろなイベントの開催、そういうものがあって今日の数字になっているのではないかと、そのように思っております。そのようなことから、平成21年度水飲み場の整備などもさせていただこうということとしてございます。

主なイベントでありますけれども、先ほど議員が述べられましたとおり、7月には2日間においてメルヘンフェアというイベントを開催してございます。9月には、めまんべつ観光協会が主体となりましてしらうお祭りの実施、また10月には食と農を考える協議会が輝農館まつりを実施しております。11月22日にはいい夫婦の日の撮影会なども行われて、また冬場にはめまんべつ雪んこ広場や、さらには2月8日、ちょうどその期間中でありまして、道の駅冬まつりというようなイベントも開催をしてございます。これは、外の敷地全体を使ったイベントということで申し上げました。このほかにも中では町が主催のスポーツ縁日ですとか、また実行委員会ではありますけれども、町がかかわっております交通安全、社会を明るくする運動大会ですとか、そういうものもございます。また、ロビーなどではロビーコンサートというような催し物も町内の有志の方々と取り組んでおまして、そういうものの相乗効果の中で先ほど言いました利用実態が36万人ということになっていると、このように思っております。

ハウスの施設でございますけれども、メルヘン公園のハウス施設は平成12年、新山村振興等農林漁業特別対策事業というもので、主に低台地区の水田転作に伴う野菜や花卉などの新規作物の導入、そういうものの実証実験をしていこう、栽培技術の試

験をやろうということで2棟の温室を整備したところでございます。ただ、平成13年から平成15年までは、どちらかというと各種公園などの植栽用の花苗の供給というところにとどまっておりました。平成16年から平成18年の3年間は、女満別農業協同組合と共同でトマト、アスパラの育苗管理を行って農家の皆さんに苗の提供を行ってきたところであります。また、先ほど申しました花いっぱい運動に関係する部分については、平成19年度まで実施をしてございます。昨年の4月、指定管理者という方式でもってめまんべつ産業開発公社に委託をしたところであります。その中で農業士の資格を持つ地元の方を採用され、平成20年度はハウス内の機械操作や土壌の改良、花壇用の育苗などというところにご尽力をいただきました。また、ハウス施設を使って普及センターのカボチャの残留農薬の試験なども行ったところであります。平成21年度でありますけれども、1つのハウスにつきましては発芽器を使用して農家の方々向けのアスパラガス、またブロッコリーの苗の育苗を農協とともに進める予定としております。また、もう一棟のハウスにつきましては、先ほど申しました農業士の資格を持つ方などの判断から、土壌改良の必要もあるというようなことで、まず緑肥などにも取り組みたい。さらに、その後トマトの栽培なども計画しているところでございます。そういう中で活用をさせていただきたいと、そのように思っております。

また、チャレンジショップでありますけれども、道の駅に飲食店機能、また新企業を目的に平成17年に開業してございます。実績につきましては、開業された3店舗のうち、既に2店舗の方々はその店舗のほかにも新たな店舗事業の展開を図っておりますので、ある意味での一定の成果は得られたのかというふうに考えてもおります。開業に伴う初期投資などいろいろな部分はかかるということで、回収に3年程度はかかるというようなことから、現在まで継続してまいっております。ただ、課題といたしましては、簡易ハウスということで店舗面積も小さく、ご本人たちからは拡充したいというような要望もあります。一方で、期間営業の店舗もあるということなどから、道の駅を含む施設全体に与える影響ということも懸念される部分があります。本当でありますと、所期の本来の目的でいきますと、見通しが立った段階で独立をして店舗形成を図っていただきたいというようなことでありましたけれども、今の時代の中で資金調達をしながら新しくということはなかなか難しいのが現実のようでございます。この道の駅全体、メルヘン公園全体を含めて新しいコンセプトのもとで当該施設も含めた中で道の駅をどのように位置づけていくか、当然うちの町の陸路の観光の出発点というのでしょうか、表玄関になるというような機能がございまして。そういった機能など、総体的な観点から見直しを図って平成21年度検討を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。そのようなことから、店舗の方々については長期間にならない契約を今後検討させていただき、また計画など具体的な素案の段階からいろいろな形でオープンにさせていただいて、皆さん方の意見をもとに今後の形づくりについてご相談をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、今後とも提案等ありましたらお寄せいただければありがたいと、そのように思っております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 1、2、4については関連がありますので、まず3番目のハウス施設について質問させていただきたいと思います。これは、農業者、特に今おっしゃったように低台の農家を中心として野菜等の育苗だとか種まき用につくられたというようなことでありますけれども、先ほども申しましたけれども、農業の先進的な方が去年入られたというようなことでいろいろとバリエーションが多くなってくるのではないのかなというふうに考えておるわけでありまして、農業者のために建てた施設というのでありますので、私が考えるには、やはり農業者に関心のあるような事業をやってもらいたいと、そういうふうに思うわけでありまして。例えば以前にも言ったと思うのですが、先ほど町長も答弁されたと思いますけれども、カボチャの残留農薬の試験であるというようなことをやられたと。私も例えば新しい農薬が、除草剤なり殺菌剤なりが出ましたら、麦だとか、それからビート等に対する農薬試験であるとか、それは農協だとか普及所なりと連携をとりながらやってみてもいいのかなと。それをやはり各農家にアピールしながら、こういうことをやっていますよと、ぜひそこに見に来てくださいというぐらいのPRをしながらでないと効果が出ないのかなというふうに思うので、そこら辺のPRの仕方考えながら、農家の人たちが関心を持てるような場所にしてもらいたい、そういうふうに考えておりますけれども、町長、そこら辺の考え方ちょっと聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まだまだ十分な活用に至っていない、その根底は今言ったようにPR不足に尽きるのではないかと考えております。あれほどの農園施設の部分もありますし、ハウス施設もあります。先ほど言ったように、農協さんと提携をする中で野菜苗の提供なども行っておりますけれども、私なども地域に行きますと、新しい品種のトマトが出ただけけれども、それをちょっとつくってもらいたいだけどもと、今自分の手の中でつくるといよりはそういうところでやってみて、その実績をもらって私どもでもまた考えてみたい、そんなことを言われた方々もいます。もっと前段で今のうちに、あそこのところでそういうことをやってもらえるのだろうかというような方々もいらっしゃいました。今言われたように、十分PRが届いていない部分だなと。単に広報などで流すというよりは、ことしの取り組みの分野もあります。そういったものを例えば見学会のような形で農業者の方々に周知をさせていただいて、あの施設を見ていただく、そういうような会なども考えてPRに努めてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 具体的に言いますと、ハウスの利用の仕方といいますと、例えばブロッコリーなんかは根こぶがつきやすい作物なのです。そんなような作物に対しては、播種か

ら苗づくりまでの管理体制というのがすごい重要なことになってくるわけなのです。そんなような農家ではちょっと大変だなというようなことも拾いながら、あのハウスも利用していただきたいなというふうに思います。また、真空播種機なんていう立派な播種機がありますので、大規模な野菜をつくる方に対しては播種だけでもあそこでやっていただくというような、そういう実践的なことも少し考えていただければいいのかなというふうに考えております。また、近くに新規就農者の宿泊施設があるわけですが、それらの宿泊している方々にもあそこの作物をいじらせてあげるといいか、関心を持たしてあげるといいか、そんなようなことも必要なのではないのだろうかというふうに考えるわけなのですけれども、そこら辺もう一度お答えいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 平成20年度から指導農業士の資格を持つ方がお勤めになっております。そういった中では、去年はいろいろな施設を見ていただいて、ご本人もいろいろ思うところがあったというふうに私は聞いてございます。そういう中でことし第1弾としてアスパラガスやブロッコリーの苗の供給、さらに一方では土壌改良も少ししなければならぬ、そういうご提言といいましょうか、考え方もあって、まずそれをやらせてもらいたいというような話で伺っております。ですので、今言われましたように、もっと多様な使い方、さらには新規就農者施設をご利用される例えば農業に対する就農を希望されている方々、そういった方々もハウス施設ですとか体験農園を活用するということもこの公園をつくったときの本来の目的でもありますので、そういう本来型のところに立ち返った取り組みというのをこれからしっかりとやらせていただきたい。特に今農業の形態がいろいろな分岐点に差しかかっている中で、農業者の方々もどの方向で将来の営農を組み立てていこうかと思悩んでいる、そういう時期ではないかと思っておりますので、そういう何かの指針になるような活動ができるように取り組みを進めてまいるように努力したいと思っております。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 ハウス棟については、農業者の施設ということを十分念頭に置いていただきまして事業を進めていただきたいと、そういうふうに思います。

続きまして、1番目に聞きましたどれぐらいの利用者がいるのかということについてですけれども、36万人の方があの道の駅年間利用しているというふうなお答えをしていただきました。私は、飛行場から道の駅まで車で走ってみて、ようこそオホーツクという看板はあるのですけれども、ようこそ東オホーツクだとか、そういう看板はあるのですけれども、ようこそ大空町という看板は一つもないのです。僕は、道の駅にもそういう看板がないような気がするのです。そこで、私はせっかく36万人も利用者が立ち寄るのでありますから、大いに道の駅で我が町をPRする必要があるのではないだろうかというふうに考えるわけであります。ウェルカムだけではなくて、い

ろんな海外から中国の方や韓国の方や来ますので、日本語以外に3カ国語ぐらいでようこそいらっしゃいましたというようなおもてなしは道の駅でもいいのではないだろうか、そういうふうに考えるわけであります。また、その看板についてですが、大空町、せっかく東藻琴と合併したので、その概要図であるとか、できれば道の駅に寄られた方がノンキーランド東藻琴に行けるような道筋であるとか、できるだけ東藻琴に向かわすような、そういう手段というのが僕は必要なのではないだろうかというふうに考えるわけでありますけれども、そこら辺町長どういうふうに考えるのか、考えがありましたら聞かせてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 空港から道の駅、空港は空の玄関、道の駅は陸路の玄関になっているというふうに私も思っております。確かにそうではあるにもかかわらず、まだまだ観光客の方に対するおもてなしの心、表現というものが十分ではないということだと改めて思ったところであります。午前中の質問でもお答えさせていただいた部分で、頭出しできた部分、まだまだこれからの部分という部分がありましたけれども、こういったことについてはまだまだ十分ではないと、そんな認識を改めてとったところであります。過去におきましては、女満別東藻琴、東藻琴女満別、この間の行き来、地元の方はどの道路を通ればどういうところに出るかというのはある程度承知しているわけでありすけれども、観光客などについてもわかりづらいというようなこともあったりいたしまして、平成20年度の予算で両地域を行ったり来たりする、また観光地を指し示すような案内看板を700万円程度かけていろいろつくらせていただきました。それを見ていくと、うちの家内なども言いましたけれども、これで行ったり来たりするのにわかりやすくなったねという話があります。ただ、そのところにまだまだ先ほど言った十分な観光的な要素、おもてなしの心というところまではでき上がっていないと、そのように思います。空港もそうでありすけれども、道の駅、そういうところで指し示す方向をもとにこの大空町の中をいろいろな形で観光していただけるような、そういう取り組みにも努力をしていきたいと、そのように思います。今後そういった看板等についてもいろいろな手段を使って検討をさせていただきたいと、そのように思います。今町政執行方針の中でも書かせていただきましたけれども、体験型観光などということであれば、今言った玄関口から東藻琴の乳酪館などにも人を見向かわせて、さらにはその後芝桜公園にも寄っていただくとかいうようなことでいかに町内滞留を、滞在時間を長くするかということを考えますと、今言った案内、そういうものを、また国際化時代でありますので、いろいろな表記なども検討しながら行っていくということは必要なことだというふうに思いますので、その件については十分今後検討させていただきたいというふうに思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 ただいま町長が地元の人でも道のりが難しいのだというような話をされたと

思いますけれども、私発想を変えまして、東藻琴には大きな目印があると思うのです。それは、藻琴山なのです。僕は、道をどう行けという話ではなくて、天気の良い日もありますけれども、藻琴山という山をPRして、そこに向かえば東藻琴へ行きますというような、そういう発想の転換というのを考えていけば、僕は道に看板を立てるよりもずっと素人でも、わからない人でも行きやすいのではないのかなというふうに自分は考えているわけなのです。いわゆるシーニックバイウエーの玄関口というか、最初の道の駅ということでもありますので、黙っていたら網走に行ってしまうところをやはり何とか東藻琴のほうに向ける方策というのは、我が町ではもう絶対しなければいかぬというふうに考えているわけであります。

また、本州や海外から来る観光客は、農村地帯を走ってくるわけなのです。両側にいろんな作物が植わさっているというような中で、我々も本州に行けば関心があるのですけれども、あのハウスの中に何が植わさっているのか、あれは何なのだろうかなんて考えながら汽車に乗ったり電車に乗ったりしているのですけれども、そういう道のりにある作物が例えば道の駅に植わさって観光客がそばで見れたり手でさわれたり、秋にはその収穫物が見れたりというようなことがあれば、またこれおもしろいことではないのかなと。それも先ほど平成20年に来られた方が専門でありますので、花のかわりにそういう農作物を植えて北海道はこうですよという我々の道の駅の独自の考え方と発想でやってもいいのかなというふうに考えているのですけれども、そこら辺ちょっと何かあれば。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど看板をつくるということについて検討したいと、道々に看板をつくるということで答弁を申し上げたつもりではなくて、例えば空港の出口のところであるとか、道の駅に例えばそういうようなサインづくりというようなものを考えてみたいということで、ところどころの部分については先ほど言ったことしつくりました道路標識など、行けば、また今の時代ですので、多くの方々が個人で動くような場合についてはレンタカーをご利用される、そういう方には今でいいますとカーナビなどもついておりますので、細かなところはそういうところでわかるのではないかなというふうに思っておりますので、ご提言のあった北海道の大地を藻琴山に向かって走ればうちの町の1,000メートルのところまで行けるのだというような、そういうサインといたしましうか、キャッチコピーというのでしょうか、そういうものというのにも必要なのかなと、今お聞きをしていて感じましたので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

また、道の駅の先ほど言いましたいろんな扱い方があって、農業にできれば傾注してということではあります。一方で、道の駅という形もとらせていただいておりますので、また今の時代ですので、農業そのものが観光と結びつくところもあるかと思えます。前にも植田議員のご提言ではなかったかと思いますが、あそここのところに、シーズンでありますけれども、麦わらの乾燥ロールを置かせていただいております。確かにご提言のあったように、あそこで写真を撮る方なども随分といらっしゃるとい

うようなことでありますので、今回のご提案についても考えてみる必要があるのかなと、そのように思っております。例えば私どものところでいいますと、畑作の作物などいろいろな畑に植わさっております。芋も何十種類もありますし、ビートですとか、麦なども春まき、秋まき、私どもの町ではほとんどありませんけれども、ビール大麦などもあるというようなことから、そういったものを道の駅の体験農園などでつくるといったことは可能ではないかと、そのように思っております。現実には道の駅に来られた方の散策パターンを見てもみますと、道の駅正面向かって左側の花卉公園というのでしょうか、花、バラなどが植わさっているところで休みながら、その後ろのハウスですとか農園のほうに歩いていかれる方も結構な数いらっしゃるというようなことであります。そういうところに私どもの町の産業形態の一つであるそういうものも植えるということもできるのではないかと、そのように思っております。ただ、今時点ではハスカップですとか、それからブルーベリーなどが植わさっていたり、バラの補植用の苗が植わさっているということでありますので、そういうものを少しきちっと上手にまとめて、スペース確保して、そして利用するというようなことは可能ではないかというふうに思っておりますので、その点どういう作物にすることが皆さん興味を持っていただけなのかというようなことも含めて検討させていただきたいと思えます。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 次に、イベント事業について少し質問させていただきたいと思えますけれども、私もイベントについては先ほども述べたように何ほか参加させていただいております。そんな中で去年、平成20年度はしらうお祭りと輝農館まつりが道の駅に来了というか、道の駅で開催された。私が考えるには、輝農館まつりは日進のほうでやられていた、しらうお祭りは湖畔でやられていたというようなことで、それが道の駅に来了ということを考えてみると、私は地元のというか、町の人たちが道の駅の集約というか、集客力を利用し始めたのでないだろうか。湖畔でやるよりも道の駅、それから日進でやるよりも道の駅というふうに地元の人たちがそういう感覚を持ち出した。僕は、これは大変いいことでないだろうかというふうに感じるわけなのです。例えばの話なのですけれども、例えば町内のお菓子屋さんが集まってあそこでイベントするというようなことになって、それが成功したら、今度町外のお菓子屋さんも入らないかというような、そんな輪が広まって大空スイートフェスティバルだとか、それは例え話なのですけれども、そういう道の駅発で大きな地域の活性が生まれてくるのではないだろうか。それは、一つには、町が主催しないでそれらのイベントをやっている人たちは、自分たちがある程度自発的にやろうやというグループが結構いるものですから、そういう力があるのかなというふうに考えているわけなのです。そんなようなことで、道の駅が町民にも意識され出したというように私は考えているのですけれども、町長、そこら辺はどういうふうに考えておられるのか、ちょっと感じだけでも聞かせていただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど申し上げたいろいろなイベントの中に小さなものではありませんけれども、ロビーコンサートなどもご報告をさせていただきました。これも町が関与するというよりは、あのスペースを使って、そして自分たちで楽しもうではないかというような発想も持っている。ただ、そうやってやる部分については、いろんな人たちにロビーコンサートでありますので、聞いていただきたいというような意味合いもあって道の駅ということではないのかなと、そのように受けとめております。また、イベントなどで使います多目的屋内広場、通常砂入り人工芝の体育館的な使われ方もしておりますけれども、当初の計画の段階から多目的な利用をというようなことで当時考えましたのは、補助事業で申請を上げた中では、例えば朝市に使ったらどうだろうかとか、例えば農業用の機械の展示会で使うというようなことも可能ではないかと。通常そういったものというのは、どちらかというと外で青空の下でやる人が多いわけでありまして、やはり心配なのは天候というようなこともあろうかと思えます。そういった中であっては、あの施設はもし雨が合った場合についても屋内でできる、ですけれども外の雰囲気を出せるような、そういう場でもあるというようなことから、いろいろな形でお使いいただけている部分ではないかなと思えます。ただ、これも先ほどのハウス施設と同じで、本当にあそこのところを使わせてくれるのというようなことで十分PRがされていない部分があるのではないかと。もっとも前の例えば広場であったり、それから今言った多目的屋内広場などもいろいろな形で使っていただくということがさらに道の駅の集客に相乗効果をもたらすものだと、そのように思っておりますので、そういうことをPRしてさらにいろいろな取り組みができるようになってくれればいいなと。大変こういうところで言うのはどうかと思えますけれども、私の後援会などもあそこでイベントを開催させていただいている経過もあります。そういう中でいろんな使い方を町民の皆さんにご提案をさせていただいて、使っていただきたいなと。今私どもの農政課などとも話をしているのは、日にちもしくは曜日を決めてフリーの朝市などもやることはできないだろうか。ただ、これについては、農業者の方々などの理解も必要だというようなことなので、そういう機運を盛り上げるような、そんなことは何かできないだろうかなどという話もさせていただいております。そういう中で道の駅という看板が持つ集客力と、また地元の人たちの思いを結びつけていけるように努力をしたいなと、そのように思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 そこで、肝心な話なのですが、指定管理者は産業開発公社ということで担当者は一生懸命イベント等なり対応しているわけなのですが、そこで行政側のフォローというのですか、そこら辺がやはり今後どのような形で加わっていったらいいのかというようなことが僕は重要になってくるのではないだろうかという気がいたしております。ただ、イベント等に対して予算をつけたから、ただ単に実行委員会に任せてやってくれというような話ではなくて、打ち合わせの段階から積極的

に担当部署の行政が入っていったって、そのノウハウだとか勉強になるところいっぱいあるのではないだろうかというふうに感じるわけなのです。そこら辺、例えば今町長が何回もおっしゃっておりますPR不足というのは、イベント個々の方々に聞いてもやはりPR不足というのが一番ネックになっているようなのです。そこら辺を例えば行政がもう少し、では自分たちでそこら辺は頑張ってくれと云うぐらいのかかわり方といいますか、そんなことが必要でないだろうかというふうに考えるのですけれども、そこら辺の考え方というのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この件については、役場のといいましょうか、町の職員のかかわりがいろいろなイベントに植田議員かかわっていらっしゃって十分ではないという、そういう感じを受けているのだらうというふうに思っております。その点については、議員からだけでなく、またいろいろなところからそのかかわり方というものについてご指摘をいただいております。ただ、私が思いますのは、非常にそのかかわり方というのは難しいなと正直思います。行政が音頭をとってあれも用意し、これも用意しということもまたいかがなものかというふうな思いもあります。そういう方々、先ほど言ったように、自発的ないろいろな発信をされてくれている。今私どもがしなければならないのは、そことどのようにコラボレーションするか。それで、皆さん方のほうができることと、そしてここはなかなか難しくてこの部分を行政側で何とかフォローアップしてほしいというふうなところと私どもがやっていること等がそごを生じてしまって十分びたっと合っていない、そのことが先ほど言ったようなところにつながっているのではないかなと、そのように思っているのです。ですので、実際に例えばイベント、前段、当日どのように動くかというのがありますけれども、企画の段階でいろいろな形で参加をさせていただく、その中で一体どこまで例えば実行委員会の方々ができて、そしてこの部分を町としてやってくれやというふうな、そういうところで私どもは力を発揮できるようにしていかなければならない、そのためには前段のいろいろな打ち合わせの段階でしっかりと参画をしておくということが大切ではないかと。後々どの部分をどれだけ汗かいたかということよりも、内容を十分承知しておくということが大切ではないかというふうに思いますので、その点をまず一番に持ってきて努力をさせていただきたいと。その中で町がやらなければというか、行政サイドがやったほうがいいのか、そのほうが皆さん方はもっと思い切った活動ができるというようなことを見つけていきたいなと、そのように思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 大変前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。町長今おっしゃったように、大変前に出てもだめだし、後ろに下がり過ぎてもだめだというような、そういうような話なので、我々もそういうふうと考えております。やっぱりどうしてもこの部分は行政ということは、必ず打ち合わせの段階で出てくると思うのです。だ

から、そこら辺を勉強のつもりで、そんなこと言ったら怒られるのかもしれませんが、一つ一つイベントをやる方々、実行委員会の方々の体質だとかやり方というのは違いますので、そこら辺を勉強する意味でも打ち合わせは十分耳を傾けるというようなことだけでもいいですから、参加していただければいいのかなというふうに考えております。

次に、チャレンジショップについてお聞きしますが、チャレンジショップは先ほど言いましたように4年目を迎えるというようなことで、3店あるのですけれども、それぞれ私は努力をしているのかなと、3年間一生懸命頑張っているのではないだろうか、若者向けに考えてみたり、それから年配者向けに考えてみたり、その中でもしじみラーメンというものは発想と努力で今や全道的な知名度を誇って、全道から知人が来ると、まず道の駅のしじみラーメン食わなければというような、そんな話も最近では聞かれます。これは、道の駅の集客にもえらい貢献しているのではないかなというふうに考えているのですけれども、その一方で冬期間の水道の凍結の心配であるとか、冬期間は集計には細かく載っていませんけれども、お客さんが少なくなってくるというようなことで商売が大変になってくるというような、いろいろとそれなりに苦労しているようでありますが、この中で先ほどいろいろと構想を、将来に向けての考え方を述べていただいたのですけれども、このチャレンジショップに対するやっぱり環境の整備というのも今後の課題でないのかなというふうに考え、また一方ではお客さんに対する環境の整備ということも考える必要があるのではないだろうか。今産業開発公社もしらうお井であるとか、サクラ豚丼であるとか、いろんな食べ物を開発してお客さんに提供し出したというようなことになると、やはりあっち行ってサクラ豚丼食べて、こっち行ってしじみラーメン食べて、こっち行ってそば食べてなんて、そんなようなお客さんが面倒くさいような時代でないと思うのです。やっぱりワンフロアの中でこっち来たらサクラ豚丼が注文できるし、こっち来たらしじみラーメンが注文できるというような、そういう環境の整備というのは必要でないのかなというふうに自分は考えるのですけれども、町長はどういうふうにお考えになるのか、そこら辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 道の駅の物販等については、通常の加工品、それからお店で売っている販売物売る部分と、それと生鮮の地元の花苗ですとか野菜などを売る分野と、さらには飲食の分野とあると。私は、大きく分けて3つぐらいの販売といいたいでしょうか、形態があるのではないかと。今ありますのは、チャレンジショップの中では飲食の部分でありますけれども、一方のところでは飲食もやり、さらに野菜なども売ったり、さらにはキーホルダーだとかお菓子類も売ったりとか、これはほのかなどではそういうようなことになっております。これを分ければいいのかというご提案もあります。また、ほのかのところはトイレがございまして、その前が例えば飲食をするスペースになっていて、イメージ的にもよくないのではないかなというふうなお尋ねもございます。確かにそういうことから考えると、第1弾として出発をした道の駅、いろん

な集客ができるようになりましたけれども、ここでもう一度立ち返ってそのあたりの整理をする必要があるのではないかと。このことについては、今回は一般質問という形で植田議員からご質問がありましたけれども、いろいろな形で意見が寄せられている部分があります。ただ、それを今まで私どもとしてしっかりとまとめて、総合的に判断をして、理論づけて論議をしていくということができないまま今に至っているのが現状ではないかと思います。ある方に言わせると、今のメルヘンカルチャーセンターそのものを増築してはどうなのだという言い方もありますし、例えば野菜などについては別な形で簡易的なハウスを例えば設置をして、そこで売ったらどうかとか、飲食の部分をもた別な棟を建てて、例えば観光発信の機能とあわせてそういうものを整理してはどうなのかと。いろんなところでいろんな方のお話がありますが、それを上手にまとめて整理をして方向づけて形づけていくという作業ができていなかったと、そういう反省に立って、先ほどご答弁申し上げましたように、あのメルヘン公園の先ほど言った物販の機能というものをどのように整理をして見直していくかということをしつかりとやらなければいけないと、そのように考えているところでございます。

片や芝桜公園などは、中にありました売店などについていろいろなご議論をいただきながら、1カ所に集約をして統一感を持たせた中で平成21年度営業ができるのではないかなというふうなことになりました。あれがすなわちこの道の駅の場所で同じようなやり方でいいかどうかということももちろんありますけれども、そういうようなことも一つ参考にしながら、全体を考えた中で割り振りをしっかりと考えて見直しをさせていただきたいと、そのように思っております。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 女満別の道の駅というのは、建てた経緯から農業施設と、それから道の駅、観光を考えた施設という特殊な施設なのかなというふうに考えているわけですが、その分大変可能性のある道の駅でないだろうかというふうに考えます。最近私ちょっと網走の道の駅にも立ち寄らせていただきましたけれども、やはりうちの道の駅のほうがいいなというふうに率直な意見、考え方を帰ってきたわけがあります。今後ますますそういうような利点というか、特殊なのですけれども、そこら辺を発想の転換なりいろいろ知恵を絞りまして、さらにシーニックバイウエーの出発点である道の駅メルヘンの丘めまんべつを活性化させていただければありがたいなというふうに思います。

以上で終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 冒頭申し上げましたとおり、私どもの町の陸路の玄関ということでもありすし、東オホーツク圏への玄関口でもあろうかとも思います。また、このメルヘン公園の施設全体構想につきましては、私も担当職員でありましたころにかかわらせてい

ただいたこともあります。そういう中で現在の加工施設ですとか物販施設、また新規就農者の技術習得管理施設などについては農業の新規就農を目指す方々、また定住移住の一時の宿泊施設というようなこともあります。また、農業と観光をいかに結びつけていくことができるだろうかというような中で、いろいろ当時も考えをめぐらせました。自分が考えたような形で今推移をしているものもありますけれども、さらに超えたところに出てきている課題などもあるなと思っております。そういう意味では、実際に稼働してから約8年ほど、もうそろそろ10年を迎えようかと思います。この中では、さらに次の段階にステップアップできるような道の駅、また町の人たちのよりどころとなるようなメルヘン公園としてなるように、いろいろな観点から再度その位置づけといいましょうか、構築に向けて努力をしまいたいと思いますので、今後ともいろいろなところでまたご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

◇植田議員 終わります。

◇議 長 これにて植田泰弘議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時54分
再開 午後 2時04分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、7番、坂本一光議員の一般質問を許します。

◇坂本議員 平成21年第1回定例会は、新年度の予算の審査、議決を初め、行財政運営を方向づける最も重要な議会であります。昨年は、原油高騰を初め世界同時株安など経済の混乱の真ただ中であってほとんどの産業の業績が低迷する中、生き残りをかけた工夫、努力が避けられない現状にあります。この間国においては、補正予算の中で定額給付金を初め緊急地域活性化対策等予算措置されておりますが、楽観できるものにはなり得ないと考えております。本町でも税収は減じておりますし、歳入全体としても減少しているのが現状です。私ども大空町に住む者として、今こそしっかりと将来を見据えた方策を見出していかなければなりませんし、行政としては住民にとって安心感を与える方向性を提示していかなければならないと考えております。以下、通告書に従って質問させていただきます。

予算執行方針についてお伺いいたします。いろいろと述べられておりますが、財政運営面で縮小していかざるを得ない状況であると思いますが、さきに新聞発表されました公債費比率が管内トップの位置にあります。総予算の中で24%が借金の支払いに充てられるという実態について、住民としても非常に気になるところでもあります。本町の予算総額は、標準財政規模から見ても3割程度上回っている現状でもあります。歳入の2倍近い起算残高、借金残高について今後の見通し、財政健全化に向けての取

り組みについてはこのたび記されておりませんので、お伺いするところでもあります。

次に、本年度着工予定の小学校の建設についてお伺いいたします。従来の大型公共事業は、施工主体が町内業者で賄われていたということは見受けられておりません。発注者が国なり北海道であれば、いたし方ないところではありますが、小学校については町が発注するものであります。私を含めて住民の多くは、業界については素人ですので、単純に考えるところですが、町内業者で施工できないものか、そのように考えるところでもあります。いかがでしょうか。

続きまして、教育についてお伺いいたします。児童生徒の体力向上対策についてお伺いいたします。さきに同僚議員から全国体力テストの結果等についてのことは答弁をいただいたところですが、さらに1点目、今年度から栄養教諭を中核とした食育推進事業、これへの取り組みについてに関してお伺いいたします。

2点目、幼稚園、保育所の児童についても肥満化傾向にあると指摘されているところではありますが、本町における実態について、また課題として改善点なり取り組みについてをお伺いいたします。

食育、規則正しい望ましい食生活が体力の向上、また学力に大きく影響すると思いますので、今後に向けた環境整備についても含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、介護保険制度についてであります。本年4月より介護従事者に対する報酬がわずかですが、増額されることになっております。介護の需要から見ると、まだまだ十分な増額にはなっていないと思うところではありますが、それはそれとして大空町における介護保険料の引き上げにつながるのではないかと危惧するところではありますが、このことについてお伺いいたします。

以上お伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問についてお答えを申し上げたいと思います。

町政執行方針に町の財政状況等について余り詳しく書かれていないということでもありますけれども、確かに本年度このことについては言葉を割いてたくさんの分量を載せていないというのが正直なところでございます。町の、また地域の、そして日本全体の経済状況などを考えまして、そういったところにも十分な努力をしていかなければならない、そういう書き方が中心になっているかと思います。今回町政執行方針にどのような形で書き加えるかということについては、このような経済状況の中で十分考えた上で書かせていただきました。しかし、財政健全化の取り組みというのは、極めて重要でもあります。一方で、生活、景気、雇用の対策と絡めてどのように運営していくかということについて改めて申し述べたいと思います。

町の財政状況、歳入につきましては、地方交付税や国、道支出金が全体の6割、また歳出については借金の返済ですとか、人件費等の義務的経費が約4割ということでございますので、財政の硬直化というものはいく数年ずっと引き続いての課題になってございます。平成19年6月に地方財政健全化法というものが施行されました。これは、国、私どものような地方公共団体、そして議会、住民の皆さん方が自治体の

財政状況をさまざまな角度からチェックをし、悪化した団体に対して早期に健全化を促し、自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的としております。このため、平成19年度の決算からその内容等について公表しているところでございます。私どもの町は、この中で言われている4つの指標の中で実質公債費比率というものが高い位置にございます。健全化の判断基準が25%、これを超えるとイエローラインと言われておりますけれども、私どもの町は24.3%と高くなってございます。これは、過去に借入れをいたしました借金の償還がピークを迎えているところによるものであります。このため、大空町の総合計画、それに基づく実施計画をつくってございます。これらは、平成20年を始期として8年間の計画でありますけれども、その中でどのような財政運営を行っていくかということで、この実施計画に合わせて大空町の財政健全化計画ということもつくり、これを昨年の3月に策定させていただいたところであります。総合計画の実施計画、さらにはこの財政計画、毎年見直しを行っていくということにしております。平成20年度においても総合計画の実施計画の見直しを行いました。

また、平成19年度の決算が出ております。さらに、この時期でございますので、平成20年度の決算の見込みというところもある程度確かな数字になりつつあります。さらには、平成21年度の予算を提案させていただいておりますので、それらをもとに財政の推計、当初つくった計画のときと比べてみました。歳入歳出の収支不足の見込みでありますけれども、平成20年度から平成23年度までの4年間、当初の計画では7億円程度の収支不足を見込んでおりましたけれども、今回の試算の中では1億6,000万円程度に圧縮ができるのではないかと、そのように見てございます。

また、町債の残高でありますけれども、平成17年度末合併前の両町村の負債総額は特別会計も含め約208億円でございます。平成20年度の末では186億円、平成21年度では177億円程度に縮減できるのではないかと。3年間で22億円、平成21年度末4年間で見ますと約30億円の削減が図られております。また、平成19年には債務負担行為の額でありました土地改良事業負担金10億7,000万円の繰上償還なども行ってございます。債務負担行為につきましてもこの4年間で18億円程度の削減が図られているというような状況で、今後こういった地方債残高、債務負担行為の額等縮減できる見込みでおります。

実質公債費比率につきましては、このようなことから平成20年度23.4%程度になるのではないかと、そのように見込んでおります。また、平成23年度まで現状の計画の中で推移をいたしますと17.9%ということで、当初の計画よりも1年早く18%を切れる見込みとなってございます。しかし、これは節減のことももちろんでありますし、歳入における地方交付税などの推移も影響してくることから、楽観できるものではございません。今後の財政健全化に向けては、そういった状況を十分把握をしながら、総合計画の実施計画と連動した財政推計というものを十分行いながら計画的な財政運営を図ってまいりたいと、そのように思います。

地方債の発行でありますけれども、当該年度の元金償還以内に起債発行を抑えることを原則としてきております。ただ、大型事業等の実施年度ではこれを若干超えることもあり得るのではないかと、思いますので、そういった場合については計画期間中全

体でこの目標をクリアしていきたいと、そのように考えております。

また、収支不足をゼロにすると、そして単年度の収支を黒字化するというのも一つの大きな目標でございます。そういった中で余剰金が発生できるようなことになれば、基金へ積み立ててまいりたいと、そのように思っております。決して豊かになったわけではございません。また、財政の支出構造というものも従来といいましょうか、昔のようなところに戻ることはない、そのように思っております。節約、いろんな部分での見直し等、常に必要なことだと、そのように思っておりますので、そういうことを繰り返していけば、何とか生活の見通し、町政運営の見通しが立てられそうな形で今推移をしていると、そのように思っております。

こういったことは、この機会だけではなくていろいろなところで町民の皆様におわかりをいただかなければなりません。広報などでもPRをさせていただいたり、毎年の町の予算の概要というものなどでも紹介はしております。ただ、紙面だけで送り届けるといことでは十分なご理解が得られないというようなことから、昨年17会場で行いましたふれあいトークなどでもこのことについて触れさせていただきました。しかし、これとても年代ですとか性別が限られた方々の範囲ということでもありますので、今後いろいろな機会を通じて町民の方々にPRをさせていただきたいと思っております。私自身も2月23日、ことぶき大学の席上で1時間程度この問題についてお話をさせていただきました。また、平成21年度大空町まちづくり講座というものをスタートさせますけれども、その中の項目の一つとして町の財政状況というものについても項目を挙げて町民の皆さんにご説明させていただける、その機会を持たせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

続きまして、小学校建設についての町内業者の施工の可能性ということでもありますけれども、非常に微妙な問題もはらんでまいりますので、ご答弁については一般論的な、また現状の状況というような形でのお話にならざるを得ないところについて、まずご理解を賜りたいと思います。私は、建設業というのは社会資本の整備をする、また災害などの緊急事態が発生したときには安全確保をしたり、また迅速な復旧に当たると、そういうような意味から地域に多大な貢献をいただいていると、そのように認識をしております。また、地域の経済の活性化ですとか、雇用の場の創出、そういう役割も担われておりますので、建設関連企業等々の健全な発展を促進するということはこの地域においても必要なことだと思っておりますし、総合計画においても社会資本の整備を計画的に推進するということにしております。そのようなことから、公平な受注機会の確保や工事の品質の取り組みも推進をして建設工事の執行に当たらせていただいているところであります。

ちなみに、平成20年度町として建設工事をいろいろな形で発注しておりますが、その実績について申し上げたいと思います。予定価格130万円以上、委託業業務なども含めてではございますけれども、5億1,400万円程度を執行しております。設計委託業務などを除いて、結果として受注は地元の関連企業の方々にお願いしているような経過でございます。また、適期の施工による工事期間の短縮ですとか、施工の品質確保を図る上からも早期発注には意を払っているところであります。また、他の官庁などが発注する町内の建設工事、こういったものについても一層の関係機関へ

の要請活動を今後も推進してまいりたいと、そのように思っています。

発注の形態でありますけれども、建設工事の入札については私どもの町ではほとんど指名競争入札という形が主流でございます。これは、2年に1度入札参加資格審査申請を提出していただき、その中から経営状況ですとか経営規模等、総合的に適格性を判断するために審査委員会においてその指名の要件等を決定してございます。また、実際の工事に際しましては、土木建設工事、そういった工種規模ごとに工事請負入札参加者指名委員会において決定をさせていただいているところであります。

今回の小学校のことについて触れられましたけれども、現在予算を提案させていただいている段階でありますので、正直今の段階では何も決まったものはございません。ただ、過去の例などから見てこの程度の事業費のものについては、通常の指名競争入札ということではなく、簡易公募型の指名競争入札方式を採用している事例などもございます。また、他の市町村の発注方式なども調査をして、それらを参考に今後決定していくことになるであろうと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、私に対するご質問で介護制度についてお尋ねもいただきました。介護施設などで働く方々の処遇の厳しさがマスコミなどで取り上げられております。高齢化社会において安心して介護サービスを継続させるために、また職場環境を改善してサービスの質を維持していくことなどを目指してこの4月から介護報酬が3%引き上げられることとなります。当然各サービス給付費も上がります。それを賄うための保険料も必然的に引き上がるということが出てまいります。しかし、国は、この介護報酬の引き上げによってふえる保険料を平成21年度から平成23年度までの第4期の介護保険期間の中でその半分を国が負担することにしようという政策を決定してございます。その負担の方式といたしましては、ふえる部分の平成21年度は全額、平成22年度は半分、平成23年度はゼロと、3年間トータルをすると全体の半分を国が負担をするということで決めてございます。このような方式で私どもの町で算定をいたしましたところ、3年間で約400万円と推定がされております。しかし、これは半分でありますので、残りの400万円は皆さんから保険料という形で負担をいただかなければならないのかということではありますけれども、現況の介護保険事業の給付費の見込みというものがそれほど高くなっていないというようなこと、また介護保険基金が現在9,300万円程度でございます。これらの適正な規模というようなことも考えますと、平成21年から平成23年までの第4期の介護保険事業期間においては現行の標準3,100円という保険料を現行のまま据え置くことが可能である、そのように判断をしているところであります。国は、先ほど言いました平成21年から平成23年までではありますけれども、この負担を平成20年度中の会計で交付をするということでございましたので、本定例会においてさきの11日、交付金を受けるための基金条例、さらに予算に係る補正予算を提案をさせて、議決をいただいたところでございます。この基金でありますけれども、介護従事者の処遇改善を目的としたものであるということを明確にしないで、また平成21年度から平成23年度までの間で取り崩しをし、介護保険料負担の緩和のために介護給付費に充てなさいというような内容になっております。一部報道などでは、介護従事者の賃金そのものが今回の3%改正

にあわせて一律3%引き上げるというような内容で伝えられるような感じのものもありますけれども、すべてが賃金のアップということではなく、働く職場の環境改善も含まれているということをご理解を願いたいと思います。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 私のほうから栄養教諭を中核とした食育推進事業と、それから幼稚園児、保育園児における肥満化傾向について答弁をさせていただきたいと思います。体力テストについては、さきに答弁あったということで、もしありましたら、またお聞きをいただきたいと思います。そこは割愛をさせていただいてご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の栄養教諭を中核とした食育推進事業についてですが、これにつきましては学校保健法等の一部を改正する法律が昨年6月に公布をされまして、それを受けましてこの平成21年度より学校給食法の一部改正もなっておりまして、その中で学校給食を活用した食に関する指導の充実、それから学校における給食の水準及び衛生管理の確保のための全国基準の法制化ということがこの学校給食法の一部の中で大きく改正されたところでございます。それらを受けて学校給食の中では食に対する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解、食を通じた生命、自然を尊重する態度の涵養というものが特に挙げられておりまして、学校ではこの4月までに食育推進計画を策定することとされておりまして、今から10日ほど前に学校に対してそうした推進計画、全体計画を作成するように指示をしたところでございます。教育委員会いたしましては、給食センターの栄養士と各学校の養護教諭との連携によりまして1年間を通して栄養指導、その授業を実施しているところでございます。女満別地区におきましては、各学級毎年1時間ずつ、それから東藻琴地区におきましては各学級の給食の時間を活用して年に2ないし3回栄養指導をしているという状況でございます。

それから、次の幼稚園、保育園における肥満化傾向についてでございますが、議員のご指摘にありましたように、近年では小さいお子さんの肥満ということも話題になってきておりまして、小中学校でも10%ぐらいの子供たちに肥満の傾向が見られるという指摘がございます。肥満は、高血圧とか糖尿病といった生活習慣病の原因となっていくということから、幼児期からの食の指導を重要視していくことが必要であると、このように認識をしてございます。ところで、大空町の実態でございますが、幼稚園、保育園では毎年身長、体重の測定を行って、それらの係数とのかかわりから肥満度を調査しております。現在のところ、保育園のほんの一部に肥満の傾向が見られるという数値が出ておりますが、幼稚園では大多数の園児は標準であると、このような調査結果が出ておりますことをお伝え申し上げたいと思います。これら肥満と食生活との環境の整備ということでございますが、やはり家庭の中における食生活の適正な管理というのでしょうか、子供たちに対する食生活の正しいあり方ということを追求していくことと、その中では特に好き嫌いを解消することと野菜を食べること、それから甘いもの、甘味料の多く入ったものの摂取を控えるようにすること、さらには運動する機会を十分に確保し、ぐっすり眠れるように、そういう環境を整備すると、

そういうことが食育という観点から重要であると、このように考えているところでございます。

以上申し述べまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 答弁ありがとうございます。財政健全化についての住民周知、いろんなところで数年前から財政がかなり逼迫をしている、いろんな補助金の面で削減せざるを得ない、職員さんの給料も一部年数を切って下げているという努力はいろいろと聞いているところでもあります、やはり住民生活においてもいろんなところで今まであったいろいろがなくなった、額が減らされたということに影響が出てきているわけなのです。そんなことで役場はお金がないということは先に出てくるけれども、その実態について詳しくわからないというのが正直な気持ちではなかろうかと思います。町長もいろいろこれからの分で、今までも機会をとらえて説明に当たってきたし、文書でも配布をしてきたということはわかるのですけれども、これからも取り組んでいくという答弁もいただいたところなのですけれども、やはりまだまだ一方的な説明というのか、聞く側も本当に理解していない部分というのがあるわけですから、この機会を通じて私ども改めてお伺いしたところでもあるわけです。常任委員会なんかでは説明は受けているのですが、議会の内容は広報にも載りますし、そんなところで説明の一部の手助けになればいいというような考え方もありました。それで、いろいろと全体の規模なり、今具体的な数字を挙げて説明をいただいたところなのですが、やはり全体のことの説明はできるのですけれども、部分的なところの説明の方法をどうしたらいいかというのが私どもも聞かれれば答えられる部分はあるのですけれども、なかなかこちらから説明をしながら理解をいただくという作業が難しいというふうに正直言って考えております。そんなことでいろいろ健全化に向けての方法等々を理解をしてもらいながら、健全化に向けた多少予算の面で窮屈な面も出てこようかと思いますので、そういったところの説明を私どもも含めてしていかなければならないのではないかと、そのように考えております。いきなり借金が170億円あります、何年後にはこうなりますといってもちょっとやっぱりぴんときないというのが実態でありますので、その辺私どもも説明責任を果たす上でも悩んでいるところでもありますので、お互いに携わる一員としてこれから努力をしていかなければならないというふうに考えております。

ある町の例なのですが、長野県の4,200人程度の村の記事が載っていたのですけれども、そこは21億円程度の総予算額で、公債費比率が5.9%でしたでしょうか、基金が28億円あるというような超優良自治体なのですが、そこも決して最初からそうであったということではないのです。その一つの方法は、あらゆるところに住民参加をお願いしながら、理解をしていただきながら、その職員の数が1,000人当たり8.9人、今現在35名だそうです、その職員さんの数。そういった方法をとっている自治体もあります。そんな中でやはり一番今言いました、私どももそうですし、行政側もそうなのですが、その説明のしにくい部分を住民参加という形をど

のような形で引き出すか、そういった部分での工夫も必要なのではないかなというように思います。職員の適正化計画というのもありまして、年度は忘れましたけれども、最終的に百二十数名になる計画もあるのですが、それは合併直後の職員の適正化計画という部分なのですけれども、その中にただ減らすという部分だけでなく、もうちょっと住民サービスを低下させないような減らし方といいますか、ですから住民の立場でできること、職員でなければならないこと、その辺の中身を再検討していただく、そんなような方法もとりながらいくと、もう少し行政の内容が住民周知につながるのではないかなというふうに考えるところなのですが、そういった面についてはいかがお考えでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 言われていることはわかるようでもありますけれども、答弁は非常に難しいなというふうに思っております。住民生活で一体何の部分をどのような形で減らしたか、お金がないと役場の職員がすぐ言うってしまうというような話、説明も一方的になっているというような話、これも従来からずっと言われていることで、例えば家計に置きかえて説明をさせていただいたり、私が先日2月の23日にことぶき大学でお話しさせていただいたときには、できるだけ行政の用語というものを使わないようなことに配慮をしながら、かなりかみ砕いて話をいたしました。それでもどの程度私の説明が伝わっているかなということは、なかなか解せなかった部分があります。正直言って、住民参加というようなことでやればもう少しわかっていたのではないかと。その方法については、今ご提案をいただいて、どうだということではっとお答えがなかなかできません。申しわけございません。そのことについては、今後十分考えていきたいと思います。ただ、職員の定員管理計画、これただ減らすというようなことを説明を申し上げたつもりは全くなくて、サービスを減らさない、質を下げないということで公共の今まで提供していたサービスを例えば住民の方にお問い合わせをする部分がどの部分があるかどうか、さらには民間の方々でその公共のサービスを提供する方式もあるのではないかと、そういうようなことを考え合わせて現在の定員管理計画というものができ上がっているということについてはご理解を賜りたいと思います。そういった部分でただ単に数字だけがひとり歩きしてしまって減らすというようなことで言われますと、またサービス下がるのではないかなというような話にもつながりかねませんので、そのところは数字の取り扱い、今後も私ども慎重にしていきたいなと思います。先ほど長野県の4,000人の村で21億円の財政規模、公債費比率が5%で、基金が28億円、職員が35名と。私どもでは絶対まねはできません。ただ、この行政、私も見せていただいたわけではありませので、本当にこれが優良なのかどうかということについても私は正直疑義がございます。本当にこういう中でいけば、私どもの住民の方以上にいろんな部分で我慢を強いられている部分はひょっとしてなくはないのかと、私も百聞は一見にしかず、できればそういうところの実態もう少し調査をさせてもらって、私どもの体制どのような形がいいのかということについて検討させていただきたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 村の話については後で、今ちょっと資料がないものでお答えできないのですが、後でお知らせしたいと思います。そこの仮に道路補修については、原材料だけはお金で渡すけれども、工事そのものは住民でやってくださいというような方法もっておりますし、それから一番の目的とするところは、住民同士のコミュニケーションをどれだけ高めるかということに一番力を入れていると。だから、その中で公共的な作業も地域住民で賄うような、それは当初は予算がとれなくてそういうことになったのですが、住民自身もやっぱり自分の必要なことは自分たちでやろうという機運が高まってきたということが今の結果につながっているというような書き方をしておりました。ですから、決して豊かなところではなく、また人口の減少率もかなり高かったのですが、村ですから近くに大きな町があって通えるということでもないのですけれども、やはり 3,900 人から 4,200 人にふやしたということも子育てに対する支援ですとか、いろんな部分での若い人たちが定住できるような方策は今までいろいろととってきたというような形の紹介をされておりました。議会から上がった村長さんなのですが、いろんな面で努力、工夫をされているなというようなことでの紹介記事でしたので、後でその村の名前をお知らせしたいと思います。

いずれにしても、町長も 8 日の日だったと思いますが、ボランティアの集いに 30 分程度の講演をされた経過があります。私もちょうど参加しておりましたので、いろいろとお話をお伺いしておりましたが、やはり 30 年代、40 年代、隣近所、地域の結びつきが今よりも強かった、地域自体で皆さんでその地域を守り、子育てに当たりというような話ししておりましたし、私自身も町長より若干年上ですから、そういう時代を過ごしてきております。ですから、地域のコミュニケーションが即行政とのコミュニケーションにも僕はつながっていくと思いますので、いろんなこういった説明の機会もふえてこようと、そんな感じがしておりますので、あえてこういう話をさせていただくのですが、やはりいろいろ今行政においても地域担当職員ですとか、ふれあいトークですとか、いろんな話し合う機会をふやしながら努力されていることはよくわかるのですが、どれだけの分で住民側から要望したものがあるのか、その要望が的確に伝わっているのかという面ではまだまだちょっと不確定要素があるのでないかなというような気がしております。地域に行かれましても参加する人、しない人では大分行政に対する考え、理解の温度差も当然出てこようかと思いますし、それを解決するための方策なんかもあわせて、定期的にやるからやっているよ、1 日、15 日にお知らせ号、広報出すから知らせているよというだけでなく、何かしらの工夫が必要ではないかと自分は考えるのですけれども、町長自身はその部分についてはどうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの村の話でいうと、原材料を供給して、工事は住民の方々がというよ

うな話でもございました。ただ、今私どもの町では正直そのところまでのまだ意識に立ち至っていないと、そのように私は思っております。公民館の地域会館化などについてもご協議をさせていただいておりますけれども、昨今の状況ですと町の施設までおれたちが全部直せというのかというようなご意見もあつという間にふえてきております。ただ、何もかにも全部お願いをしたいということではありませんけれども、いろいろな立場でやったほうが効率がいいようなものの中にはあると、そういうことで理解をいただいていると。そういうものの考え方を醸成していくために、例えば自治基本条例が必要であったり、地域担当者の制度を活用させていただいたりということになってくるのではないかと。何かをやめて何かを行う、何か行うためにはその財源のために何かをやめていかなければならないようなものもあるのかもしれないので、そういう優先度合いというようなものについては十分考えていきたいと思っております。

先日お話をしたのは、講演などというような大それたものではなくて、少しお時間をいただいて日ごろ思っていることを少しだけ話をさせていただいたという中で、地域の結びつきというようなものの大切さというか、今改めてそのことに思い至っているというようなお話をさせていただきました。そのことというのは、先ほど言ったところにつながりますので、今後もそういうものをまた町民皆さんで持ち得るような、そういう地域づくりについて努力をしてまいりたいと思っております。

また、いろいろなお知らせをしたり、広聴活動をやったり、あすの、あすといひましようか、このほかの一般質問の中でもそういったことに対するご質問もいただいております。重なる部分があるかと思っておりますけれども、手をかえ品をかえいろんなことをさせていただいているのですけれども、まだまだ受け取る側の評価からすれば及第点をいただけていないだろうと。ただ、私思ひますのは、毎月広報を発行するとか、毎回ふれあいトークを実施する、ある意味惰性でやっているのではないのかと言われるところもあるのかもしれませんが、決してそうではなくて、そのとき、そのときに新しい目標を持ってそこにまた取り組ませていただいておりますし、定期的にそれを継続してずっとやるということも私は大切なことではないかと、そのように思っております。そういう機会がしっかりと約束されていると。議題がないから、年4回の定例会を回数減らしていいのかということにももちろんなりませんし、私は従来町政懇談会なども歴代の町村長さん方やられていましたけれども、集まる人数が少ないとか、話題が少ないなどということで回数を減らしたり、会場を減らしたりというようなこともあったと思ひますけれども、私は定期的にやっていくことというのも大切ではないかと。当然そこに工夫というものが必要でありますけれども、そのようにも思っております。そういう工夫を凝らしながら、私はしっかりと根づかせていけるように努力をしていきたいなと、そのように考えてございます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 定期的にやればいいというものでない、そういう意味で言ったわけではないのですが、それですべておさまっているということにはなかなか得ないのではないかと。参加する方が限られてしまうから、そういうことになっていると思うのですが、

先ほども言いましたボランティアの集いでの話、ボランティアという言葉自体も昔は地域内で必然的にできてきたこと。

◇議 長 坂本議員、その内容が入りますとちょっと通告外のことになると思いますので、そこら辺ちょっと気をつけてほしいと思います。

◇坂本議員 はい、わかりました。財政の健全化についての住民に対する説明の中からちょっと広がってきたのですが、ただやはりコミュニケーションのあり方という部分につながるとしますので、そういった広がりを見せていたのですが、町政を運営する上では私はずれていると思っておりませんので、発言させていただきました。不適切ということなのであれば、その分については今後コミュニケーションのあり方としてももう少し工夫をしていかれてはどうですか、そのように申し上げて終わりたいと思います。

それから、介護従事者に対する報酬のアップの件なのですが、これは大いに歓迎するところ、少ないながらも3年ごとの見直し、ことし平成21年度から4回目の、ですから約9年が経過したという現実にあります。大空町の場合には、平均の保険料が3,100円ということで当初から合併を機に若干変化はしましたがけれども、3,100円で落ちついているということなのですからけれども、平均の3,100円ということで、中身的には25%増し、50%増しということがありまして、前にもちょっと聞いた経過があるのですが、住民税の課税対象になる方がもう25%の枠に入ってしまうということで、110万円前後の人がその負担をかなり強く感じているという現実もあります。そんな中で国の制度そのもの云々ということには町としてはならないと思うのですが、そういったいわば低所得層の負担金のあり方について、これはどうにもならないものなのか、町独自としての措置がとれないものなのかどうか、この辺について改めて伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 前段の財政運営のPRの仕方と、町政懇談会、ふれあいトークなどでは私も先ほど申しましたとおりの世代の方々、講師の方々がほとんどでございまして、そのほとんどは男性の方でもあります。もっと幅広い世代の方々にお集まりをいただければとは思っておりますけれども、どうしてもふれあいトークだけでいいですと、同じ世代に固まってしまいます。そのようなことから、ふれあいトークは自治会を中心には開催をさせていただいておりますけれども、そのほか女性団体ですとか高齢者の団体、また若い世代などにもいろいろな団体がある場合については呼びかけて、逆にいろいろと懇談をさせていただきたいというようなことで呼びかけもさせていただいております。中に二つ三つ実現をさせていただいているようなところもあります。そういう幅広い世代に、また性別に対してお話をさせていただくような、そういう工夫は今までもとらせていただいておりますけれども、さらにそういうところで発信できるように、先ほど言いました出前講座などを活用していきたいと、そのように考え

てございます。

また、介護保険制度の根幹は、国の制度ということでありますので、今時点ではそのところを飛び出して町として保険料のことで具体的に軽減策をとというような考え方は持っておりませんでした。どちらかという、町が実施をする場合については、例えば給付のときにどのような形で皆さん方の利便向上というところが今までの主眼になっていたかと、そのように思っております。この部分、当然介護保険の部分でのご負担もありますけれども、そのほか健康保険の分野でのご負担も同じようなことが言えるのではないかと、そのようにも思ったりもいたします。考えていきますと、この介護保険制度だけで論じていくわけにはいかないのではないかと、そのように今時点では考えてございますので、どちらかという給付側においてどのような取り扱いができるかということについていろいろと検討をさせていただければと、このように思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 正直言いまして、国民健康保険等々の仕組みが複雑過ぎて私どもも理解できないものですから、わかりやすいところでお伺いしたという経過にもあります。いろんな現実を見ながら行政としての役割として住民の現状に合ったような方策、国の決めがこうであるからという一点張りではなくて、やっぱり大空は大空で考えて、できることは取り組んでいただきたい、工夫をしていただきたい、そのように申し上げておきたいと思います。

それから次、教育に関してなのですが、10日ほど前から学校に指導した食育推進事業についてなのですが、前段同僚議員が体力調査についての質問をしておりますので、1回目、読み上げはしなかったのですが、通告書にはあると思います。その中で食事、食育、朝食の摂取については過去2回ほどこの場でお伺いした経過もあります。その中で年々改善はしているという答弁をいただいておりますが、それについて指導があったから改善に向かっているのだろう、そういうふうに理解はするのですが、それでも、体力テストの結果やっぱり北海道全体が低い、先ほど通学がスクールバスになったから歩くのが少なくなった、それも大きな原因の一つでもありますでしょうし、今の特に市街地の部分については外で遊ぶという場所がなくなっているということも現実としてあります。しかしながら、やはり食事もそうですし、体力の部分、こればらばらではなくてすべて一連していると思うのです。それから、学力の部分についてもそういうことになろうと思います。そんな観点から、以前、今現在はわからないのですが、中学校で総合的学習時間というものが始まる前に校庭を何周したかで北海道のどこまで走ったよと地図で示すような、そんな取り組みをしておりました。学校行ってから朝授業前に校庭を走るですとか、そればかりではない、漢字の練習ですとか、英語の部分ですとか、いろんなことありましたけれども、そういったものの取り組みは今現在どのようになっているのか。それから、今少子化ということで学級数が減少している中、体育の指導に当たる先生の減少ということにもなっておりますので、その辺との兼ね合いはどのようになっているのか、その辺についてちょっと現状につい

てお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど国保税の話もいたしましたけれども、通常の税金、住民税、固定資産税等々においても賦課し、徴収させていただくというところで特段の余地を挟めないのが現況と同じように、それと類似したような形で介護保険制度の保険料というところはなかなか独自では手がつけづらいというのが正直なところでありまして、ただ言われているようなことは決して私どもの地域だけではなくて、すべての地域に均等に課題として残る部分であろうかと思います。そういう部分については、国に制度の改正なども要望させていただきたいと思いますし、一方で先ほど言いました給付のあり方という中でいろんな方々がそれだけ払っても満足いただけるような、そういうものを介護保険制度の中で目指していかなければならないと、そのようにも思いますので、そういう工夫についてはさらに一層努力を重ねてまいりたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 それでは、お答えをしたいと思います。

まず、朝食指導に関することですが、女満別町時代にも坂本議員からご質問があって、大空になってからもございました。過去の3年間をずっと比較してみますと、非常に改善されています。先ほど近藤議員さんのご答弁の中で若干触れたのですが、平成19年度、前回坂本議員からご質問がありましたので、学校の養護の先生方に小中学校調べていただきました。5年生と6年生で申し上げますと、5年生は35人に1人食べてきていないだけでした、その調査のときに。ところが、今から三、四年前ですと小学校は5人に1人ぐらい食べていなかったというような状況ですから、早寝早起き朝ごはん運動ということの徹底が非常に図られてきているなど。6年生では、35人の中で5人ぐらいという状況です。それから、中学生ですと、1年生で35人に1人、2年生で35人に2人、3年生で35人に3人ぐらいということで、かつての状況から見ると大変改善されてきているなどということがうかがえます。

それから、食育、体力、学力の相関のことについてであります。前回の平成19年度の全国学力調査の結果の折にも食生活、食習慣と、あるいは生活習慣と学力の相関というのが全国的にどこでも相関があるという指摘がありました。今回の全国体力・運動能力調査、それにかかわります運動習慣、生活習慣の調査もあわせてやっているのですが、その結果を見ましてもそれらの相関は見事に出ているのです。それで、北海道教育委員会は、北海道の子供たちの今回の全国体力・運動能力調査の結果次のような指摘をさせていただきます。体力、運動能力については、握力など全国を上回っている種目もあるけれども、平均低い位置にあると、特に今後持久力及び走力、敏捷性を重点に置いて総合的に向上していく必要があるということの指摘が1点。もう一点は、先ほどの肥満のことも入っていますが、北海道の児童生徒の生活習慣や運動習慣の状況を踏まえ、食事や睡眠、家庭生活など生活習慣の改善を通じて健康づくりに生

かしていくという取り組みが不可欠であると、こういう課題の整理をさせていただきます。これは、学力の結果から北海道教育委員会が指摘した内容と非常に相関してございます。つまり私たちが頭を働かすにしても、やはり基礎体力、そのもとになる食事というものがきちっとしていなければならない、あるいは生活のリズムがきちっとしていなければ脳が働かないとか、そういうことが昨年の学力調査、今回の運動能力調査においていずれも相関しているということがはっきりしてございます。百ます計算で有名な今大学に移られたある先生が百ます計算というのを子供たちにずっとやらせていたのですが、その先生が統計調査した結果ですと、朝御飯を食べている子と、それから睡眠時間を8時間以上とっている子はやっぱり関係して成績がしっかり上位に安定しているというような、そういう研究成果も出してございますので、ご披露したいと思います。

それから、先ほど全国の地図の上に走ったところを記録化していくマラソン、校内マラソン大会等ですが、現在は本当に下火になっています。かつては女満別小学校、私も校長をしていた時代は、それを朝来たら1回走るとかというようにつけていたのですが、平成14年に学習指導要領が変わりまして、体育の時間が減って放課後の授業時数もふえて、6時間授業がふえ、5時間授業がふえていく中で何となく学校が子供たちにとってちょっとゆとりがなくなってきたということもあるのでしょうか、そうした取り組みも減っている状況でございます。

それから、体育の先生のこともご指摘になっておりましたが、北海道教育委員会が今後の課題ということで先ほど2点申し上げた、もう一点、北海道教育委員会は3点課題として挙げているのですが、その中に教員の指導力の向上や外部人材の活用などにより学校における体育授業及び運動部活動の充実を図るとともに、体力向上に関する継続的な取り組みを一層推進していく必要があると、こういうように北海道教育委員会のほうも見解を出しておりまして、これに基づいて北海道全体に北海道教育委員会がこの後体力増進等にかかわるマニュアル、推進プログラムのものをそれぞれ参考資料として作成するというようなことも伝わっているところであります。学校においては、中学校は女満別中学校、それから東藻琴中学校さんぐらいの規模になりますと、女満別中学校では体育の教師は必ずいるのですが、東藻琴中学校さんのように3学級9定員の学校ですと、確実に体育の先生が確保できるかというとなかなかそうでない実態があります。1人で2教科、免許外も持たざるを得ないというようなことがあります。それから、小学校においても、小学校は全教科担任制ですので、体育を専門に免許を取得している者を教員として確実に雇用できるかといったら、そういう保障も今の状況の中では大変少ないという実態でございます。それと、もう一つは、前回のときもたしかお答えしたと思うのですが、先生方の中にかつての私たちが教員、若かったころのようにソフトもできれば卓球もできる、水泳もできるといういろんな運動、スポーツができるという先生がだんだん減ってきている現状にあります。やっぱり体育を専門にやった者に割にその辺が絞られていくというような、限られていくような傾向もあって、北海道教育委員会が3つ目の課題として挙げたことはうなずけることかなと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 始業前のマラソン、下火になっている、非常に残念なことなのですが、子供さん同士歩く機会の少ない中でそういった時間、教育長も以前10分間読書というのを推進してやっていた経過もありますけれども、そういった定期的な毎日わずかな時間でもそういう体力向上につながる取り組みというのは、やはり環境整備の中で整えていかなければなかなかできないと思うのです。今さら私の口からこんなこと言うあれではないですが、健康な体には気持ちも健全になっていく、そういった部分も子供さんには非常に大事な部分でありますので、改めて取り組んでいただきたいと思いますし、その指導者のいない分、いろいろ先ほど同僚議員からも出ましたけれども、ウィンタースポーツ実行委員会、リンクづくりをしながらいろいろ手弁当でやっていたという団体があります。それについては、ありがたいという表現だったのですが、いろいろと労力ばかりではない、資金調達の面でもご苦労されているという実態もございます。一時校庭からスケートリンクがなくなった時点でそういったものに対する補助金というものが打ち切られた経過があります。ですから、その補助金全額を復活するべきとは言いませんが、ある程度の資金調達の手助けも含めた考え方もあっていいのではないかと、そんなふうに考えるところなのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 継続的な体力づくり、まさに子供たちの体力が落ちている一番大きなところはそこにあると、道教委のほうもそのように押さえておまして、今議員からご指摘があったように、かつてそれぞれの学校でやられていたような朝マラソンだとか、休み時間のマラソンだとか、放課後帰る前に1周していこうとか、そういう継続的な体力づくりを推進していかなければならないというような、そういう認識は今回の結果で持ったようでございますので、それらについてはまた学校のほうにも校長会等で協議をしながらそうした展開ができるように指導してまいりたいと、このように思っております。

それから、スケートリンクの関係でございますが、女満別小学校のグラウンドで冬の体育の時間が減ったということもあってスケートリンクをやめました。その後1年後でしたか2年後に豊住小学校もスケートリンクの造成をやめたということで、町の有志の方々が運動公園のところで現在やってくださっております。資金的な面については、2つの学校にリンク造成ということで補助金を委託の形で出しておりましたが、それらが終わった段階にその辺は切られているというのか、予算づけをしないという形になっていて、それから2年か3年して運動公園でのリンクが、平成18年、19年からでしたか、復活したというようなことを伺っております。今ご指摘あったことを十分に参考にさせていただきながら検討させていただきたいと、このように思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ子供たちの運動の、運動といいますか、体力向上のために手助けしている団体については、それなりのやっぱり理解を示しながら前向きに取り組んでいただきたい、そのように申し上げたいと思います。

それから、非常に恥ずかしい話なのですが、私ラジオ体操1、2番やるともう息切れするのが今の実態なのですけれども、夏休みの朝の仲間でやっている姿は見るのですけれども、今ラジオ体操する姿というのが非常に少なくなっているように思います。1、2番やっても10分程度、我々子供のころ毎朝やっていたような記憶があります。そういったものもぜひカリキュラムの中に取り入れて、これだけ体を鍛える機会が減ってしまった、私生活の面、ふだんの日常生活の面からも減らされている環境の中で積極的にそういったものも取り入れていく方法もぜひ考えていただきたい、そのように申し上げたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 お答えをいたします。

リンクつくっている方々への理解と前向きな体制ということで十分承りましたので、このようにお伝え申し上げたいと思います。

それから、ラジオ体操でございますが、夏休みに入りましてラジオ体操、子ども会育成会ですか、子ども会を中心に取り組んでいるのですが、かつてのようにすべての子ども会が取り組んでいるのかというと、そうではない状況にはございます。もう一つは、朝6時半にラジオ体操が全国放送になるその時間帯に合わせて子供たちがその場所へ行くと、そうすると当然親もふだんより早く起きなければならぬとか、いろんな兼ね合いがあるのか、かつて我々が子供のときのように、もう6時半になる前から集まっていたというような状況にはないようであります。そこで、その6時半という時間が早いのであれば、ラジオ体操のテープを録音して、それを持って例えば7時ごろからやるとかという工夫をしている地域もあるやには聞いてございます。いずれにしても、社会教育の関係で子ども会のそういう指導者の集まりもございますので、この辺のことについても披瀝をしまいたい、このように存じます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ラジオ体操に関しては、学校の授業の中でもぜひ考えていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 学校の授業の中では、ラジオ体操必ず取り入れてやっています。体育の準備

運動の前段としてラジオ体操やっていますし、運動会るとき行かれたらわかると思うのですが、最初のプログラムは全校ラジオ体操が始まっておりますので、それは子供たちは身につけていると思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
これで本日の一般質問は終わります。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
あす、3月15日、日曜日は休日議会を行うこととし、定刻に開会します。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

平成 2 1 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成21年3月11日
- ・ 開 会 平成21年3月11日
- ・ 閉 会 平成21年3月18日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課参事		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	監査委員事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成21年第1回大空町議会定例会第5日目の会議を開きます。

本来であれば、本日は土曜日のため、休会の日であります。大空町議会会議規則第10条第3項の規定に基づき、休日議会を開催するものであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、10番、平田一行議員及び11番、勝田鉄城議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

片山事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に一般質問を許します。

2番、松田信行議員。

◇松田議員 平成21年第1回大空町議会定例会において、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

大空町は、合併してから早くも3年がたちました。この間日本の経済は、だれしもが予想し得ない不況に陥り、同時に町財政を取り巻く環境は依然厳しい経済情勢が続いています。本町においても、厳しい社会情勢の中で民間的な経営感覚を持った行政運営と時代のニーズに適した行政サービスの向上が求められる中で行政改革の推進が行われています。今まさに町民の理解と協力を得て町民と行政が一体となった行政運営の必要性和、ただ経費を削減するということではなく、将来のある構想は事業化にしていく姿勢を持ち、豊かな社会資源を活用しながら地域特性を出したまちづくりの

推進という観点に立ち、質問したいと思います。

まず、大項目1点目の質問ですが、職員定員管理及び組織機構の確立について伺います。行政改革推進計画の中でも職員定員管理については定員適正化計画に基づき適正な定員管理を行うとされていますが、そこで小項目1点目、定員適正化計画と定員の適正化の進捗状況について伺います。なお、行政サービスの向上については、昨日同僚の議員が質問していますので、省かせていただきます。

また、組織機構の確立については、現在教育行政体制については東藻琴地区に教育委員会、女満別地区には教育センターという体制で行われていますが、そこで小項目2点目ですが、教育行政における効率的事務事業の遂行、地域実態の把握、調整機能強化についての現状と対応について伺います。

次に、大項目2点目について、藻琴山温泉芝桜公園について伺います。平成19年に藻琴山温泉公園基本構想が打ち出されて、風景を最大限に演出し、最小限の施設で運営すると整備方針が打ち出されました。そこで、小項目、基本構想の進捗状況と効果及び温泉活用による地域資源を生かす今後の取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の定員適正化の関係の進捗状況でありますけれども、定員適正化計画は平成19年の2月に策定をしてございます。計画期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間ということにしております。合併時の平成18年4月時点の職員数が178人でありまして、平成23年度には155人に削減をしていくという目標を立ててございます。またさらに、将来の目標として平成27年度までには132人という目標を置いてございます。現在までの進捗状況でありますけれども、平成20年4月1日現在では163人の職員でございます。また、平成21年の4月1日、このまま推移をしていきますと157人になる予定ということであります。この数字は、当初の計画よりも平成20年4月1日現在で4人上回って削減ができていく状況になります。議員も一般質問の中で先ほど申されましたけれども、私どもは簡素で効率的な行政運営を行っていくためにこの定員適正化計画を持っております。一方では、住民サービスの低下を招かないという視点も大切だと、そのように考えてございます。両方の視点を持ちながらこの定員管理というものを進めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

続きまして、2点目の芝桜公園の整備について申し上げたいと存じます。芝桜公園の整備については、風景を楽しめる公園づくり、そして高齢者や障害のある方などへの配慮した公園づくりということに主眼を置き、整備を進めております。平成20年度の整備状況でございますけれども、急斜面ののり面の改修及び施設を解体した跡地の整地を行って、そこにシバザクラを植栽してございます。2ヘクタールふえまして10ヘクタールになってございます。また、平成20年度遊覧車を運行いたしましたけれども、その園路の舗装化を後、平成20年度の後半で行ってございます。また、

売店の新設、焼き肉施設の移転新設、そして広場の整備、そしてかねてから懸案でありました駐車場用地を取得してございます。今後の整備でございますけれども、展望台を取り壊し、新たにフラットな展望施設を整備する予定であります。さらに、シバザクラ植栽地内の遊歩道、新しく植栽をしたところを中心にいたしますけれども、その一部舗装化を行い、車いすなどでもシバザクラが観賞できるようにしていきたいと思っております。また、料金所の設置、園内の案内看板等の設置、さらにはバイオトイレなども今後整備をしたいと考えてございます。また、平成21年度では温泉の権利の取得、さらには温泉施設の調査費なども新年度平成21年度の予算として盛り込ませていただいて、ご議論をいただくこととしてございます。温泉施設につきましては、町としても構想を持っておりますけれども、その内容について議会、また地域審議会などでもご議論をいただいているところであります。そういった平成21年度の整備が終わりますと、温泉施設、また外の売店等以外は一通り構想の実現が図れるのではないかと、そのように考えてございます。

効果でありますけれども、整備を行いましたのがほとんど平成20年度の芝桜まつり終了後ということですので、十分なまだ検証ということには至っておりませんけれども、整備をした目的ですとか、その趣旨などから考えて公園全体を一望できる雄大な景観になったのではないかと、そのように考えております。そういった意味では、当初の目的としております風景を楽しめる公園づくりに一歩近づけたのではないかと思います。また、遊覧車等は、高齢者の方や体の不自由な方々の利用も多く、大きな効果があったものと、そのように思っております。また、売店、それから遊覧車の乗り場など、これを1カ所に集約いたしましたことから、にぎわいづくりのゾーンというものが確立できたのではないかと、そのように考えてございます。基本構想においては、温泉施設を整備する予定としてございます。この温泉は、平成18年度に温泉ボーリングをしてございまして、59度、毎分200リッターの温泉が湧出しております。平成21年度においては、公社において揚湯試験なども行っていききたいと、そのように考えてございます。現在の構想の中には、低温度、また高温度の浴槽、露天風呂、障害者の方々の専用のお湯というような温泉施設を考えておりますけれども、その内容についてはさまざまなご意見がございまして。必要性、建設費、今後の経営の見通し、そういう内容についてさまざまなご意見がありますことから、いろいろな方のご意見をいただいて成案としていきたいと。そのためのお時間を平成21年度使っていきたいと、そのように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 教育行政における効率的な事務事業の執行、地域実態の把握、調整機能の強化についてということでご質問をいただきましたので、ご答弁を申し上げたいと存じます。

大空町が誕生いたしました平成18年に教育委員会の本所というのですか、それは

総合支所の2階に設置され、女満別の研修会館の2階には教育センターが設置されたということで、両地区にそうした事務機能を持ちながらスタートをしたところでございます。当時平成18年、平成19年は生涯学習課1課という体制でスタートをしておりましたが、ご承知のように昨平成19年度に起きました事務関係の不祥事によりまして町長の理解等もいただきながら今年4月からは学校管理課と社会教育課の2課体制、そして女満別の教育センター1課と、合わせて3課の体制で事務処理体制を強化して運営しているところでございます。おおむね総括的な事務は東藻琴にあります本所の教育委員会において行っておりますけれども、それぞれの地域において完結することのできる簡易的な事務については女満別地区、東藻琴地区それぞれの実態を知っているセンター及び本所のほうで与えられた権限に基づいて処理していると、こういう実態でございます。委員会としての行政運営に当たりましては、常に学校管理課、社会教育課、そして教育センターの3課が情報を共有し合いながら協働して運営を進めているところでございます。また、ジェットラインさわやかマラソンとか、あるいはふきおろしマラソン、それから町民ソフトボール大会など全町的な行事につきましては学校管理課、社会教育課並びに教育センターの課をまたいで全体的な事務所全部を挙げて取り組んでいると、そういう状況にあることは既にご理解いただいているところであろうと、このように存じます。

こうした中でご承知のように2つの町と村が合併をしたということで教育委員会に所管します、かかわります各種の団体がそれぞれ両地区にあるというような関係で東藻琴地区、女満別地区それぞれの団体に対しての支援、あるいは団体の事業、団体の活動等、あるいは夜の会議等、それぞれの地域において展開されていて、各地区にあります職員がそれぞれ対応してこれまで運営してきたところであります。今後ことしの4月から東藻琴の文化団体協議会と女満別地区の文化連盟が1つになるというようなことで、全町的な会議が1つになるというような減ることがございます。それから、女性団体もこの4月から1つになっていくというようなこともあって、それぞれ両地区で展開されていた事業や会議等が今後は1回に減っていくというような利点は、それぞれの団体等の統合によって可能になっていくと、このように思っているところでございます。いずれにしても、それぞれの地域実態を知っている東藻琴及び女満別の教育センターの職員がその実態に即しながら、それぞれのところで事務処理、あるいは事業等の運営を展開しているということについてはご理解をいただきたいと、このように存じます。

また、女満別小学校の改築ということの作業が去年から進んでおりますが、それにかかわりましては平成20年度につきましては女満別センターを所長中心にそれらの事業の展開を進めてきたところでございますけれども、学校管理課はもとより本所の建設課、財政課などの専門の課とも連携を図りながら進めてきているところでありまして、これについては今後もそうした連携を十分にとりながらよりよい進捗状況に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 今それぞれ説明をいただいたところなのですが、まず定員の適正化についてですけれども、私は職員は下げればいいというものではないと思っています。ただ、合併してからここに至るまで職員を削減することによって事務の影響はないのかという、そういう観点が私は心配なのです。そこを考えたときに、ちょっとお伺いしたいのですが、合併してから職員削減になっています。その間の職員の残業時間、これはどうなっているのか。

あわせてもう一つ、残業時間のことなのですが、私の手元にあるこの資料の中に平成20年12月までの各課の残業時間、これが手元にあるのですが、これを見ると課によってばらつきはあります。総務課、企画課、これは75時間、全体の時間ですから言っても差し支えないと思うのですが、財政、地域振興課、これは188時間、多いところでは福祉課89時間、建設課130時間、教育関係121時間、ほかにありますけれども、合わせて615時間、こういうふうにあるわけですが、この各課の残業時間の意味、どういう意味合いがこの残業時間にあるのか、これについてもあわせてお伺いしたいと思います。

もう一つ、教育行政の配置なのですが、これは私の先入観があるのでしょうか、どうしても先ほど教育長の説明の中に女満別の学校新築、そしてそのほかに、これ東藻琴もいろいろ課題はあると思います。ただ、女満別地区においては平成21年から平成25年、ぱっと私が見ただけでも、考えただけでも新築あり、それから就学前の整備あり、体制整備あり、それから地域総合型スポーツの取り組みあり、それから豊住小学校の今後のあり方、そういったいろんな課題が山積みされているような気がするのです。そういった課題を見ると、私は東藻琴からこっちという、そういう考えではないのですが、果たしてそれに十分対応できるのかと考えたときに、また私はすごく疑問を感じるのです、正直言って。ましてや、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、小学校の建設においては建設課、このやりとり、連帯があります、当然。そして、幼稚園、それから保育所の連帯については福祉課、こういう連帯があります。実際どうなのでしょう。離れていることによっていずれ部分はないのでしょうか。もう一度そこら辺お伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 時間外勤務の時間等についてのお尋ねがございましたので、私のほうから申し上げます。

平成18年、新しい町になってから、平成18年度の職員の1人当たりの年間平均勤務時間で申し上げます。平成18年度は79時間、平成19年度は51時間、平成20年度は47時間、この3年間を見ますと年々減少してございます。平成18年度は、新しい大空町ができた、組織体制の確立やさまざまなルールづくりといった事務が非常に多かったというふうに思いますので、それに伴って時間外勤務も多かったというふうに認識をしてございます。また、平成19年度は、総合計画の策定事務などがだんだんと本格化してまいりました。担当課だけではなくて、各課が連

携をしてその積み上げ等をしなければならないというようなことから、幾分減りはいたしましたけれども、まだ全体的に多かったのではないかと。平成20年度に入って私どもが考えますには、大体平常ベースというような形に落ちついてきているのではないかと、そのように受けとめてございます。

また、時間外が必要となるというような場合、一つの例でありますけれども、例えば後期高齢者医療制度など新しい制度改革が行われた、それに伴って町の仕組みも変えていかなければならないというようなことで事務が出てくる場合がございます。また、住民の皆さんの参加を得ながらいろいろな会議ですとか策定作業、そういうようなものを行う場合には時間外に行うこともふえてまいりますので、そういったところから時間外勤務が発生するというような場合もあります。さらに、いろいろな行事、土曜、日曜、祝日等で開催される事業、教育委員会などが多いかとは思いますが、そういった事業等によって、振りかえなども使いますが、時間外勤務が発生をするということもございます。また、税の確定申告、16日まででありますけれども、短期間の中に処理をしなければならない事務などもございます。そういったときには、必然的に事務量によって時間外勤務も発生をするというような状況になっていると思っております。私が思っておりますのは、単純に職員数も下げれば良いというものではないと思っております。下げるためには、その今まで担ってきたサービスを一体どこの部署で、もしくはだれにお願いをしていくか、そういう中に民間委託というようなことの発想も入れていかなければなりませんし、また今自分たちがやっている事務事業というものの必要性ですとか、どれぐらい重きを置いて行うか、そういったことで事務事業そのものを見直して軽減をしていくという必要も一つかもしれません。また、施設等の見直しですとか、組織体制を見直すというようなことでそれを乗り切っていくということも必要ではないかというふうに考えてございます。私は、職員の定数の管理、それは組織管理になるというふうに思っています。それは、体制づくりと、さらには人事配置というような中でその組織の機能というものを十分発揮させていかなければならないと、そのように考えております。大変難しいことではあるなという実感はありますが、そういう面に今後も努力をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 2回目のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

教育委員会における残業時間の意味ということでお尋ねもありましたので、教育委員会においては先ほどもご答弁申し上げましたように社会教育、社会体育関係の団体の夜の会議、夜の事業等にはどうしても平常の勤務時間を超えて対応しなければならないということがありまして、その関係でそうした時間数がふえているということは私も承知をしているところでございます。ご理解をいただきたいと、このように存じます。

それから、女満別小学校の改築、今後の平成25年までの改築事業、それから就学前のこと、地域総合型スポーツのこと、豊住小学校のこと等いろいろご指摘をいただ

きました。現在のところまでこれらにかかわります準備態勢、事前のさまざまな情報収集から準備態勢等についてそれぞれ取り組んできたところではありますが、特に女満別小学校の改築事業につきましては現在のところセンターの所長を中心に行っていますが、今後の事業の展開、進捗によってはやっぱり時間数的に、人員的に大変だろうなど、その辺を補っていくような組織体制について新年度に向けて考慮してまいりたいと。町長にもご相談申し上げて、そうした体制がとれるようお願いをしてまいりたいと、このように存じております。その大きな事業を中心に、先ほどもご指摘ありました幾つかの地域実態に結びついた課題も散在をしておりますので、それらが適切に展開できますように、今ほど町長も答弁されましたように、組織体制の見直し、業務の割り振り、人の配置、そんなことを新年度に向けて考えてまいりたいと、このように存じております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 町長の答弁、十分理解できました。ただ、細かなことなのですけども、もう少し聞かせていただきたいのですけれども、町長言うとおりの人員削減、正直そこはいろいろな課があって、その課の中で当然人数も減るわけです。では、組織としては、民間委託だとか情報化によっていろいろ機械だとかを活用した中でいろんな省力化を図るのですけれども、その1つの課の中の体制として当然仕事はどんどん、どんどんふえていきます。されど、定員は減ります。これは、先ほど答弁もいただいたのですけれども、その中で1人の事務事業が減るということはないですよね。そうになると、やっぱり1人の力というのは限られている。そうすると、どうなるのかと。やっぱり課全体でどう取り組む、俗に言うチームワークというのですか、そういう言葉で表現していいのでしょうか、どうかかわらないのですけれども、課全体でどのように対応するのか、具体的に。

それと、教育長のほうにもう一回質問させていただきたいのですけれども、町長の取り組む意思というのは重々伝わってきます。あえて言わせていただければ、その思いは職員にも徹底して伝えていただきたい。

それともう一つ、うちの町長は、総合支所に地域の実態だとかそういうことも踏まえながら、状況を踏まえながらということの意味合いを持って月に何度か出向いています。申しわけないのですけれども、やっぱり社会教育ということを考えれば、地域の実情把握ということを考えれば、教育長も月に何回か出向くという考えはないのかどうか聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大空町がスタートしたときに178人いた職員が今現在163人ということで減ってきてございます。私が思いますのは、今すぐ組織をいじるということは、今時点平成21年度に向かつてはそこまでのところはまだ考えておりませんけれども、

もう少し先になれば、もう少し大くくりの課の体制というものを考えていかなければ、今言った数字というものはクリアしていけないのではないかと。現在職員の仕事の分担というのは、規則においてどここの係はこの業務を行うということで記載されております。例えばそれが0.8人工であっても、やはりそこには1人分の人員を今でいえば配置をしなければならないことに現実的にはなっております。ですから、それが1つの課の中にあれば0.8ですけれども、5つセクションがあれば5人を配置しているというのが今の体制であります。ですけれども、実際には0.8掛ける5にすれば、本当はそこのところが柔軟に取り組むことができれば4人でもその仕事をやっていくということは可能になってくるだろう。今現在企画課におきましては、係のセクションを外したとまではいきませんが、おのおの係長なり補佐、さらには係員が相互に兼務発令をするというようなことで、私的にはモデルといいましょうか、実験的に企画課の中では従来地域振興係が持っていた仕事も例えば向かい側の広報係が行うとかいうような、その課としてその仕事を全部行っていく体制というものを試行しているようなつもりでおります。ですから、今後そういうようなくくり方で係の業務ということで規定をしてしまいますとどうしても人間の意識の中に他のものに手を出せないような、そういう雰囲気がつくられてしまっているのが今までの反省点ではないかと思っておりますので、ひとつ大きな課の中の仕事という形で位置づけて職員を配置していくという方法もあるのではないかとというふうに考えてございます。そういうこともこの定員適正化の計画を実行していく中で今後行っていかなければならないのではないかと、そのように考えているところでございます。

また、人事の配置のことももちろんありますけれども、例えば今年度平成20年度女満別小学校の改築に向けての設計費を予算計上して仕事をやってきた、去年の4月の段階で教育長含め担当課長なども私直接呼びまして、いかに教育センターと学校管理課、さらには社会教育課が連携をしてこの大きなプロジェクトに当たっていくかということが試されていると、そういう中においては垣根をとってその連携を図るようというふうなお話もさせていただいた経過もあります。そういう中で今後この事務量のどの程度大きなものになっていくか十分把握をしながら、私も先ほど言った体制ですとか、人事の面ですとか、そういうところで配慮をさせていただきたい、そのようにも思います。

また、教育長にお尋ねでありましたけれども、私の例えば総合支所勤務、これは地域の実態を把握をしたいという一面もございまして、また職員の指揮というようなことも含めて何がしかの機会をつくって総合支所勤務をさせていただいているということもご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 ただいま町長のほうから総合支所の在所についての話もありました。私が平成18年合併になりましてから女満別の教育センターにいついつ行きますということをお公にはしていないのですが、1週間に最低1回、多いときは4回ぐらいもう毎日のように来こともあります。その来たときにずっと滞在しているということはありません。

せん。また本所の東藻琴に戻るのですが、一月全体で数えますと、会議等を含めて月に10回ぐらいは来ていることが、多いときですよ、少ないときでは5回とかということになります。今議員のご指摘のように、在所を公にすることによって、そのときに例えば私がセンターのほうに在所しているということで地域社会の方がその日に何事か相談とか、そういう機会を一定程度保障してあげるといえるのでしょうか、情報交流を定期的にする場と機会を設定することができるなど、今ご指摘いただいたことを考えながらそのように思いました。新年度広報になりましょうか、生涯学習誌のはばたきになりましょうか、そんなことで週に1度ぐらい女満別センターのほうに在所をするというようなことについて検討させていただきたいと、このように存じます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 それぞれお二方の答弁いただいて、私としては理解したいと思います。

最後に、この質問においては私一番心配するのは、今回の職員定員管理及び組織機構の確立、この部分については実は行政改革の一つの項目にうたわれているのです。そういった意味も含めてやっぱり行政改革というのは、私は地域の住民にその施策がしっかりと理解されて、そして協力してもらうことによって行政と町民が一体化になって初めて構築できるものだと思っています。そういった意味合いも含めて、このごろこの市町村長さんのお話の中に住民参加と協働という言葉が言われています。私心配するのは、協働ということを考えたときに、行政がスリムになってサービスが低下になってしまうとサービスを受ける町民は、協働というのは行政の仕事の丸投げ、表現は適当でないかもしれませんが、丸投げなのかと負担に感じてしまうところが一番心配しているのです。それだけに町民の協力と、それから理解、これについてはよほどアンテナを張りめぐらして取り組んでいかなければ行政改革はうまくいかないと思っています。

そこで、最後に町長にお伺いいたします。その対策として、町長の所見があれば聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過去にもそのようなお尋ねを一般質問の場であったり、また別な機会でも受けた記憶がございます。協働とは、町の仕事を軽くして住民にその負担を強いる、ということにつながるのではないかと。私が思っておりますのは、決してそういうことではないわけでありまして、まだまだ十分な説明といたしまして、言葉だけが先走って十分な意味合いというものが伝わっていないと、そのように思っております。例えば一つの例でありますけれども、最近でいきますと、女満別地区にあります公民館を将来的に地域会館として地域が主体的に管理をしていただきたいというようなお話をここ何年かさせてきていただいております。その中で今年度の地域懇談会などでも言われましたのは、自分たちでこの館を維持するというのはとっても無理だと、修繕になったときにどうするのだと、地域でそんなお金もないし、能力もないぞ

というようなご意見もありました。当然建物でありますので、その所有者はだれかと考えたときに、それは町であります。どういう形態をとっても町ではありますので、そういうときには当然町としてそういう対応はしなければならないと。ただ、今まででいいますと、消耗品1つがなくなってもそのことを教育委員会に連絡をして、そして教育委員会が手配をして、電球1つ、トイレトペーパー1つにしてもそのようなことであります。例えばそういうものは、私が考えますのは地域の方々が直接発注をして、もしくは何かのときにすぐ買いそろえていただくというようなことがいいのではないかと、そういう意味での地域主体の管理というようなことを申し上げているわけでありますけれども、まだまだそのところが十分伝わっていないと。そんなことから、教育委員会と再度そのあたりの考え方を整理をしてもう一度また地域に話していこうというようなこともいたしております。私が思いますのは、地域活動の中には自治会活動などありますけれども、今は地域の自治会に運営交付金と補助金というような形で町から支援をさせていただいている部分があります。そのうちの補助金でありますけれども、これは2分の1ということが原則でありまして、事業費の2分の1を補助しますというような規定になってございますけれども、本来地域の方々がいろいろな活動をするというような中の浄財とすれば、補助金というような形で町の応援の仕方がいいのかどうかと。もっと自主的に行っていただく仕組みをつくって、また金銭的にも応援できる仕組みをつくらなければならないのではないかと。まだ具体的な考え方が十分まとまっておりませんけれども、そういう中で町民の方々がみずから何かを発案をして事業に取り組む、その応援を町がするというような形でなければならないのではないかと。今まではどちらかというと、あれをすれば、これがあればというようなことが先に立ってきてしまっているような気がいたします。そのために、地域におけるいろいろな活動が十分行われてきていない実態があるのではないかと思います。それを皆さん方が行うというところの自発的な、自主的な活動を促せるような仕組みというものを私なりにまた考えていきたい、そのことが本来の協働につながっていくだろうと。そういう考え方をもとに自治基本条例でありますとか、地域の担当者制度というものを活用していきたいなど、こんなふうに考えているところでございます。まだ十分考え方がまとまり切れておりませんので、漠然とした答弁になっておりますけれども、決して丸投げをするつもりでこのことを考えているということではないということについてはご理解を賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 1番目の質問は、これで終わります。

続きまして、次の藻琴山温泉の芝桜公園についてですけれども、私去年見させていただいて本当に素晴らしいと、褒め過ぎではないと思うのですけれども、大空町の大きな財産だと思っています。いろいろ基本構想の中で粛々と進められているわけですが、ただここにきて先ほど説明の中に温泉施設、あるいは温泉の活用についていろいろ地域の方を含めて検討されているということですので、大空町のシバザクラという大きな財産、私心配するのはこの大きな財産をやり方というか、時期とか

を逃してしまっただけで負の財産にしてほしくないのです。それは、地域の方も皆さんそう思っていると思います。

そこで、温泉施設はどこ地域もあります。どこの町にも。ただ、いかんせん近隣の温泉施設の経営ということを見ると、観光の旅行客のニーズも変わってきた、そんな中で維持していくのは大変、またいろんな大変さの中で民間委託だとかあらゆる手を尽くしてもなかなか難しさはこのごろよく新聞だとかテレビで聞きます。そうした中で私は、一つの考えとしてまだまとまてはいないのですけれども、取りとめの話になるかもしれませんが、私は、温泉施設云々、それは100%否定するわけではありません。いつかそういう機会があれば、やればいいと思う。ただ、その前に地域の資源をしっかりと活用すべきでないだろうか。それは、人であり、物であり、いろいろあると思います。要は、それが発展していくとまちづくりの拠点にもなるのではないかと思います。具体的に言うと、せっかく温泉が出ているのだから、温浴に言えば一番それはだれしもがそうだなと思うのですけれども、私はそこに余り固執することはないのではないかと。こっちの角度からもあるし、こっちの角度からもあるし、ただ、今の状況を考えたときに温泉熱を利用して地域の振興という意味合いも含めて、温泉を使ってハウス、農業振興、そういった展開を考えるべきでないだろうか。そして、このことによって一部の人だけではなく、地域のたくさんの人たちがかかわることによって、またまちづくりの一つの拠点となるのではないかと思います。実際運営してお湯が足りないだとか、作物何やったらいいのかと、いろいろこれからやらなければいけないでしょう。そういった中で道内でも温泉熱を利用して、これ道南のほうです。森町、ここでは温泉熱を利用してトマト、キュウリ、大根、ミズナ。壮瞥町オロフレ地区ではトマト、ハウレンソウ、コマツナ。札幌市の定山溪ではホワイトアスパラガス、こういう動きがあります。これは、農家が個々自助努力によって温泉を掘って栽培している、こういうところがふえてきています。ただ、観光地の温泉と結びつけてハウス栽培というのは、情報として私の情報が限られているせいか知らないが、聞いたことがないです。であれば、東藻琴の芝桜公園にはそういうチャンスがあるのです。まず、一生懸命手がけるべきではないかと思います。そして、さっきの話に戻りますけれども、雇用対策、元気なお年寄りの知恵をかりる、あるいは旧東藻琴診療所の今粛々と進められていますけれども、障害者の雇用、そして栽培技術のノウハウがなければ、栽培技術を持った近くの方々の農家の方々、そして東藻琴の優秀な生徒さんがいるではないですか。その知恵をかりながら、観光客の人に感動だけではなく、物を持って帰ってもらうと、そういう手法だってあるし、またこれが通年栽培ということ考えたときに、東藻琴の女性部の方が冬やっていると聞きました加工食品の展開だとか、それからもっと先に進むと、その販売にはJAあり、町内のお店屋さんあり、そうやって芝桜公園温泉そこで完結するのではなくて、いろんな人がかかわってもらって町に展開する、そういう考え方があっていいのではないかと思いますけれども、町長、どういうふうに考えていますか、所見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど申しました温泉については、平成18年度でボーリングをし、平成21年度の予算でその権利を町として買い取りたいというような予算提案をさせていた
だいております。この温泉施設のことについては、従来あそこに温浴施設、宿泊施設
等がございました関係から、基本的にはその温浴施設を、もしくは宿泊施設をとい
うようなことで議論がスタートしてきているのが現実かと思います。そんな中で経営
的なことを考えると、大変それを黒字化していくというのは難しい面があるなという試
算なども出ております。そのようなことから、過去には例えば企業の方々に保養施設
というような形で温泉の権利を貸すか売るか、何がしかの形をしてつくっていただく
ことはできないだろうかとか、また単に温浴施設ということだけではなくて、健康増
進を兼ね備えたような、クアハウスというのでしょうか、例えばそういうようなもの
として活用するのかどうかというようなことも考えて、現実民間企業などにも当たっ
たこともございました。ただ、今の状況、そのことだけではすぐさま話に乗ったとい
うようなことにはなってきておりませんでした。そういう中で私がおとしではなか
ったかと思えますけれども、広報にその整備に対する思いというようなことでいろ
いろ書かせていただいた中に、例えば農業用のハウスを隣接地に設置をして、そこに
温泉の熱源を活用するような方法というのもできるのではないかとということも触れさ
せていただきました。確かに今言われたように、例えばそういう施設が年間通して活
用できるということであれば、例えば新規就農を志す、そういう方々がそういう場所
で就農体験的なことをすることも可能ではないかと。また、産品づくりというような
ことで新しい産品開発にもつながる可能性はないかと。さらには、議員が今ご指摘の
ありました一方で構想を進めております障害者の方々の施設、その働く場所として活
用することはできないかと。芝桜公園の入込み数のほとんどは、その開花時期にあ
りまして、10万人ぐらいの方々が来られます。ですけれども、あその公園につい
ては、それ以外についてはそれほど多くの入込み客があるわけではありません。夏
場でいいますと、キャンパーなどがいらっしゃるというような程度でございます。冬
は、完全にクローズ状態というようなことから考えますと、この温泉施設というのは
議員もおっしゃるように単に温浴施設としての活用も探らなければなりませんし、そ
れ以外の今言われたような農業用のハウス栽培、それに伴う熱源というような形での
考え方も当然あると思ってございます。内部において全く今までこのことが話題に上
らなかったわけではなくて、その温泉熱を利用したハウスの例えば設置にどの程度の
費用がかかるかということで情報収集を少ししたこともございます。ただ、道内では、
なかなか十分な情報がまだ私ども収集し切れておりませんで、十分な検討になってい
るとは言えない状況であります。今回ご提案もいただきましたので、そのことも踏ま
えてもう少し皆さんに議論いただけるような、そういう形をつくり、そしてまた議会
の場でありますとか、地域審議会のある場でありますとか、いろんなところでご議論を
いただくようにしてみたいと、そのように思いますので、今後ともまたその点に関して
アドバイス等あればいろいろ伝えていただければなど、そのように思います。よろし
くお願いをいたします。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。先般大空町においても、観光だとかとタイアップしたグリーンツーリズムの協議会ができました。そういった活用も含めて取り組んでいただければなと思います。ただ、行政がかかわるから、お城みたいな立派なびかびかのハウス建ててやるということにはこだわることはないと思います。身の丈に合った施設で確実に段階を踏んで続けていっていただければなと、焦らないで、そしてそこである程度のひょっとして収益性が上がれば、温浴施設も可能かなと、そういう展開も考えるだろうし、まずは身の丈に合った施設運営の中で進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 もともと金が温泉のようにたくさん出てきているわけではありませんので、当然そういうことになろうかと思います。ただ、今現在温泉が出ている場所というのは、藻琴川の公園とは反対側のところで出ております。その周辺では、ハウスということでは、そちら側のところでは設置する場所というのはなかなか難しいかなと。その温泉を例えば活用するハウスをつくるとすれば、川を挟んで反対側につくというのが理想的ではないかなと、今私はそんなふうに思います。そういうことであれば、その温泉を多少運ばなければ、運ぶというか、パイプで運ぶというのでしょうか、そういうようなこともしなければならなくなります。また、手前のほうで公園施設の用地ばかりでありますので、ハウスを設置する用地ということになれば、今周辺の農業者の方などが持っていらっしゃいます農地ということになってくるのかなと、今時点ではそのようにちょっと思います。そういうことから、施設そのものはどの程度のお金かけるかは別といたしまして、環境整備に多少の経費がかかってくるということはあるのではないかなと思いますので、そういうところもある程度試算をしながら今後十分考えてまいりたいと、そのように思います。よろしく願いをいたします。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、5番、森田暢明議員の一般質問を許します。

◇森田議員 平成21年第1回の大空町議会定例会一般質問に当たり、質問をいたしたい

と思います。

まず、1つの項目として、広報広聴事業についてを質問いたします。その1として、町民主体のまちづくりの推進と情報提供のあり方について質問をいたします。町長は、町政執行方針の中で広報広聴事業について町民主体のまちづくりを推進するため引き続き広報大空、町ホームページ、情報掲示板おおぞら、生活カレンダーを柱として町の情報などを速やかに提供いたします。また、ふれあいトーク（町政懇談会）、町長へのメール、ふれあい意見箱などにより、より多くの町民の皆様との対話を重視し、開かれた行政を推進してまいりますとうたわれております。また、新年度からは、昨年度より取り組んだ地域担当職員の配置に加え、町民の求めに応じてまちづくり出前講座を実施するということであります。協働のまちづくりを推進するため、情報提供に努力されているわけではありますが、そのあり方についてお伺いをいたします。

その2として、行政の情報公開についてを質問いたします。町民参画による協働のまちづくりは、情報の共有が最前提にあるものと思われませんが、各行政機関、審議会、各種委員会等の公開もしくは会議内容の広報について、その考えについてお伺いをいたします。

項目の2つ目、生ごみ処理事業についてをお伺いいたします。その1として、旧女満別町、そして合併後大空町において生ごみ処理助成事業が行われておりましたが、その追跡調査並びにその成果はどのように検証されているのかをお伺いいたします。

その2として、昨年末からの町政懇談会から周知、説明を行ってきた生ごみ分別試行の実施について、現状の処理状況とあわせてその取り組みの考え方についてお伺いをいたします。

以上、項目2点についてご質問をいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 森田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

広報広聴事業についてでございます。町民主体のまちづくりという中には、町民の皆さんの町政への参画意識というものが必要と、そのように思っております。その参画をしていただくためには、確かに情報共有ということが必要だと、そのように考えてございます。理想といたしましては、町の政策、企画、立案、実施や評価の各段階において町民の方々が主体的に参加してくださるということが最終目標であり、理想であろうと、そのように思っております。現在行政側が情報発信をしたり、公開をしたり、さらには町民の意見を逆に受けとめたり、そしていろんな物事について説明責任を果たす、さらには町民の方々の意見や要望、提案等に対して速やかに対応するというようなことをしてきておりますけれども、しかし行政が発信をいたします情報、また説明したい内容と町民の方が受け取りたい情報、興味のある内容というものにギャップが生じているというのが正直なところではないかなと、そのようなことからなかなか私どもの情報発信が十分に伝わっていない、そういう反省をしております。

また、審議会等についてでございますけれども、議会などはチラシなども入りまし

て皆さんにいろいろな形で情報が提供されておりますけれども、町などが主催をする審議会等、それらの開催時期、内容等事前にお知らせしていることというのはございませんでした。また、会議の結果についての報告というものも一部地域審議会などホームページで公開しているものもございますけれども、すべてを公開しているという状況にはございません。事前の周知できるだろうかと内部でもいろいろ考えましたけれども、現在一月先、二月先の日程を押さえながら日程を組んでいるという状況ではございませんので、なおかつ広報などの発行回数などを考えると、事前の周知というのは今時点ではなかなか妙案が浮かんでこない状況でございます。ただ、その会議の開催した内容等、そういったものについてはルールを決めて報告させていただくことはできるのではないかと、これらについては今後取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。

また、会議の公開でありますけれども、大空町の情報公開条例によって会議については特別な場合を除き原則公開となっております。ただ、こういったことがなっておりますけれども、ではしからば町民の方々が公開といいましょうか、そこに傍聴されるような仕組みに十分になっているかという点と、そういうPRも、さらには体制もまだまだというような状況かと思えます。そういうことも含めて今後しっかりとしたルールをつくりながら、公に開かれた形というものを目指していきたいと思えます。そのような観点から、自治基本条例の検討委員会の皆様にはいろいろなご意見をいただきながら、ご苦勞をかけて現在議論をいただいているところでございます。

続いて、生ごみの関係についてお話を申し上げたいと思えます。生ごみの処理機の助成事業、旧女満別町地区におきましては平成4年から、そして大空町になりましてから平成19年度まで助成事業を行ってまいりました。旧東藻琴村では、平成13年度から平成15年度まで、その後大空町となった平成18年度、平成19年度この生ごみ処理機の助成を行ってございます。今までに電気式で212件、コンポスト式で1,317件、事業所などの生ごみ処理機6件、全部で1,537件でありますけれども、金額にいたしますと1,539万5,000円程度助成をさせていただいてございます。平成19年度をもって事業を廃止したというのは、年々購入者の方の数が少なくなって定着が図られたというようなことで、ある程度目的が達成されたということで考えたところでございます。

燃やすごみの収集量でありますけれども、平成15年度1,006トンでございました。しかし、平成19年度には808トンまで減少してございます。一つには、リサイクル等の分別の徹底が進んできたということもあろうかと思えますし、今回ご質問のあった生ごみ処理機の導入もその一つの要因であると、そのように受けとめてございます。

分別の試行についてでありますけれども、現在いろいろところで説明をさせていただいて、試行の本格的な実施については本年6月からを予定してございます。高い分別水準が確立できましたならば、本格的に堆肥化に向けた分別という形で開始する予定としてございます。このことは、当然町民の皆さんの協力がなければ実現できないわけでありますので、ふれあいトークや自治会長会議、自治会の総会、女性部や高齢者の方々の集会等でいろいろお話をさせていただいております。また、広報にも載

せておりますけれども、平成21年度から実施をしようと思っております職員の出前講座の一つのメニューといたしましてもこの項目を設定をして広く皆さんにPRを図っていきたくと、そのように考えてございます。

なぜ生ごみの分別、堆肥化ということ考えたかということでもありますけれども、現在は焼却処分をいたしております。先ほど言った処理機で処理されている方もおりますけれども、家庭の環境や周辺の宅地環境などで設置できない方もいらっしゃいます。そういった方々、燃やすごみとして出されておりますけれども、水分なども多く含んでございます。800度以上の温度を保ちながら焼却をしなければ、ダイオキシンの発生などにもつながる可能性があるというようなことから、現在灯油バーナーなどによる補助燃焼も行っております。そのため、月の灯油代が100万円を超える、そういう月もございます。燃料費の抑制もありますし、施設の維持管理経費の削減ですとか、処理施設そのものの延命、また大きなことでいいですと地球規模の二酸化炭素の削減、そういうものを目指しながら堆肥化をしていきたいということを考えてございます。いろいろ地域の中でご意見を承りました中で、現在10リットル、15リットル、30リットル、45リットルの袋で燃やすごみなども排出していただいておりますけれども、もう少し小さいものも必要と、今回の生ごみだけの要望ではありませんでしたけれども、そのような声もあったことから、平成21年度から条例改正をさせていただき、5リットルのごみ袋もつくりたいと、そのように考えているところでございます。そのようにご提案をさせていただいているところでございます。先ほど言いました分別の精度が高まりましたならば、そういった袋を通常のプラスチック製ではなく、生分解性のものに変更して、そして本格的な堆肥化に取り組んでいただければいいのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上、2点にわたってのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 まず、広報広聴事業について再質問をさせていただきます。

たまたまこの広報広聴事業についてをいろいろ勉強していたところでありましたけれども、昨年の町長の執行方針をちょっと確認をさせていただいたわけでもありますけれども、その中で先ほど私が演台で発言をさせていただいた町長の広報広聴事業についてということの文言が6行にわたって本年とことしと一言一句同一の文言でございました。そのことが決して何ら悪いというふうにご指摘するつもりはございませんけれども、それだけに今日まで広報広聴事業を進めてきた事象を述べられ、また今後もそれらをもとにしながら、また新たに地域担当制であるとか出前講座等もつけ加えながら、さらに住民に情報を提供しようということだろうというふうに理解をさせていただいているわけでもありますけれども、しかしながら通り一遍の方法で本当にいいのだろうか、またそれがあある面では一方通行になりはしないかなというふうにも思っているわけでもあります。メールであるとか意見箱であるとか、そういったものが町長のほうに届いておられるということでもありますが、私どももいろいろ住民の方々からご意見等もいただき、また行政に対していろんな改善策であったり、またさらに提案

であったりというようなことも申し述べさせていただいているわけでありますけれども、十分に町の情報が伝わるためにはどのような方法がいいのかということに余り傾注し過ぎると、情報そのものがえてして伝わりづらくなってしまうということも一度立ちどまりながら考えてみる必要があるのではないかなと、そんなふうにも思っているところであります。いわゆる広報広聴事業の取り組みということでは、その手段、方法を述べられているわけでありまして、では情報をすべて町民に伝えようというところがなかなか伝わってこないということがちょっと危惧されるわけであります。その辺のことについて、さらに一步踏み込んで町長のご答弁をいただければというふうにも思いますし、もちろん議会も議事録であるとか会議の公開であるとか、そういうようなことを積極的にしていくつもりでもありますし、またさらにまだまだ公開として進められていない事柄についても時間を追いながらまたそれらを改善をしていく考え方をそれぞれの議員もお持ちであろうというふうに思っておりますので、行政の情報公開についてその内容、中身を改めてどのように伝えていくかということ、またその内容が本当にすべてあからさまにしていこうということを考え合わせていけないものかなと、その辺のことをお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、その情報公開のことでもありますけれども、具体的には各種委員会であるとか審議会、それから行政が持っている町民を交えた会議等がいろいろあるかと思えます。もちろん今町長が答弁の中にございましたように、そのお知らせをする時期というか、それらが当然会議としてあらかじめ1年間の予定を決められないというような事情ももちろんありましょう。そういう意味からいっても、そこで話し合われたこと、それからそれらを今後話し合われて取り進めていこうというような事柄について住民にひとしく情報としてお伝えしてあげるべきではないかなと。そういった事柄が町長の町政懇談会であるとか、地区担当の皆さん方が地域に行かれて質問があれば答えるというようなことが多いわけでありまして、行政としても住民がその情報を選択もできるというようなことをもっとお考え合わせていただければというふうにも思うわけでありますので、その点についてももう一度お答えをいただきたいというふうにも思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 広報広聴の活動というものは、私にとっていいまいしょうか、永遠の課題だろうと、そのように思っております。そのようなことから、その基本的な姿勢は変わってはいないわけであります。例えば広報紙でありますけれども、私も昔職員のころ広報係に都合7年ほど在籍をしておりました。そのころの昔の話でありますけれども、広報に記事をしたいということであっても、これはまだ決まったことではないと、決まっていないのに載せると混乱を招くから、載せないほうがいいと、そのように上司に言われたこともございました。ただ、今私が思っておりますのは、町の方針などがある程度決まったり、また議論があるというようなものについては情報を提供して、それにまた町民の方々がどのようなご意見を持たれるか、そういうようなことをもって例えば行政としての判断も出てくる場面もあるでしょうし、また議会の皆さん方も

そういう町民のご反応の中から意見構築といいたししょうか、考え方をまた精査するといふようなこともあつたのではないかと。ですから、必ずしも決まつたことばかりではなくて、今こんなことが行われているのだといふようなことも情報として正確に伝えなければなりませんけれども、そういうようなことも含めて広報係にも直接話をさせていただいていることもございます。ですから、今回の定額給付金などについても正式に私どもの町の予算でお認めをいただいたのは3月の11日でしたけれども、その前の広報の中で今現在の状況ですとか等々について触れさせていただいた経過もございします。そういうものの中でご判断をいただいたものと、そのようにも思つてございします。ただ、私が思ひますのは、最近の私どもの町の広報などを見ておりますと、住民の方々の活動がその中でなかなか紹介されていないのかなと、そういう反省点に立っています。人を紹介する、またその地域の取り組みを紹介する、また町の情報を一方的に出すといふことだけではなくて、町民の方々同士の情報の共有の場といふようなことの視点がまだ不足している部分があるのかなと。過去のことがすべていいわけではありせんけれども、私が担当していたころに各世代の町民の方々に登場いただくコーナーなどもつくれたこともありました。それは、そこにまず町民の方々として情報が行ったり来たりできる場所があるのではないかと。今考えると、そういうことなのでしょうけれども、当時はそこまですごいことを考えていたわけではなくて、町民の方が登場すれば、町民の方々その紙面ぐらひは見えていただけのではないかといふような発想からつくれたコーナーでありました。また、実際に自分でいろんなところに歩いて取材をして、そしてシリーズとして町民の方々の興味を引くような、そういう特集を組んだこともありました。最近の読売新聞のテレビのCMでありますけれども、ウォーキングマシンに乗ったり、玉乗りであつたり、それから平均台で何か練習をしながら新聞記者の方が取材をしている、最後にキャッチコピーとして入り込んだ取材だなど、世の中を人の中へといふキャッチコピーがありましたけれども、私どもの発行している広報といふようなところでもそういった精神といふものを見習わなければ、先ほど言つたような一方通行になってしまうのではないかなと、そういう感じをいたしております。十分言い方が適切ではありせんけれども、今回のご質問をいただいたときに自分なりにいろいろ感じた中でそんなことを思つたところでございします。

また、町民の方々のご意見を受け取る側の広聴と、確かにメールですとかふれあい意見箱ですとか町政懇談会ですとかいろいろなことをしております。ただ、その中でいろんな情報が入ってくる部分もありますし、その手段によつて系統的に使われ方がいろいろあるなといふような感じもしております。ですので、一つ一つ全部完全にならにしているわけでもありませんし、かといつて軽んじているわけでもない。その情報といふものをどのように受けとめて対処するか、そういうことについてはいろいろ考えながら対処しているつもりではおります。ですから、町の中で立ち話をしたときの話も重要なところもあろうかと思ひますし、それ以外先ほど言つたような手段で入ってくるものも必要な部分もあります。中にはどう考えても難しくて、または理にかなっていないようなお話もございします。そういうものを私どもは受けとめた中で十分かみ砕いて、それを受けとめる、そういう能力も持ち得ていかなければならな

いのかなと、そのような感じもいたしております。

また、委員会、審議会等については先ほど言ったように広報の発行などが今現在月2回ということから、事前の部分については十分機能するかどうかと。何かほかにもいい部分がないのかと。例えば平成21年度からでしょうか、美幌町が広報の発行業務などを民間の方に委託をすると。具体的にどのような方法かまだ調査はさせておりませんが、そういうような中でどのような例えば回数を発行するのか、そういうことも私なりには興味を持っております。そういうことも調査をしながら検討してみたいと、そのように思っております。ですから、そういうところが1つクリアができるのであれば、事前のそういう周知ということもひょっとしたら可能になるのではないかと。また、事後のことについては、事細かに議事録という形で載せるのは例えばホームページなどで可能かもしれませんが、紙面などを割く場合については要点のみということになるのかなと思いますけれども、そういうことで町民の方がそんなことを話されているのかというようなことで興味を引いていただけるのであれば、それも一つ情報の提供の仕方かなというふうに思いますので、その点については十分考えてルールを決めて取り組んでみたいと、そのように思っております。

町政懇談会などでも従来よく話として出ますのは、町民の方が質問をし、私どもが言い方ちょっと変ですけども、この議会と同じように答弁をするみたいようなことがどちらかというと多くなってまいりました。そんなことから、例えば平成20年度については私どもから話題提供ということで幾つかのお話をさせていただいて、そのこと以外についても私どもと単にやりとりをするということだけでなく、これはほかの会議でもそうなのですけども、町民の皆さんがその場所でお互いに議論がといいましょうか、意見交換ができるというようなもののほうが本当に実のあるトークといいましょうか、懇談会になるのではないかと、そのように考えてございます。自治基本条例の制定などについても、地域審議会のあり方などについても私どもが提案をして何か質問に対してこうだ、ああだと言うだけ、木で鼻をくくったようなお話をするのではなくて、町民の皆さんがご議論をしていただく、そういう環境づくりも私は町民議論の構築、広報広聴事業として必要ではないかと、そういう会議の持ち方などについても今後十分配慮してまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

十分的を射ていないことは承知はしているのですけれども、自分の思いというところでご答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

◇議長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 町長がおっしゃるとおり、この広報広聴活動ということに対しましてはこれでいいというようなことは今の時代ないわけでありまして、これでもか、これでもかというぐらいに情報を伝達するがために活動していかなければならないことであろうというふうに思います。今いみじくも町長のほうからお話がありましたけれども、今まさに自治基本条例を樹立するがための審議会を行っているわけでありまして、こういった委員会等が実際に大勢の委員の方々がそこに出席をされて議論をされているわけでありまして。しかしながら、町民多くの方々は、その議論がされていること

に対してどのようなことが議論されているのか、また今どういう方向にいつているのかというようなことが全くわからないわけであります。もちろんこれ残念ながら私も議員でありながら、議員としてもその委員の方々にお聞きしなければわからないわけであります。そういったことがましてや自治基本条例ということで3者が一緒になってまちづくりをしようという、その憲法をつくろうというときに何ら住民に関心も持たれないでそれが樹立できてしまうということ自体、絵にかいたもちに終わらないようにしなければならぬという考え方をもっともっと持たねばならないのかなと、そういうこともちょっと危惧されることもありますので、情報として、またその委員会に出ている方々のご労苦も十分にたたえてあげるためにも、どのような会議がなされているかということを経多くの町民に発信をしてあげるべきであろうというふうに思うわけでありますので、一言つけ加えて1項目めの質問といたしたいと思ひます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も全くご指摘のとおりかなと、そのようにも思ひます。ただ、その内容を例えば紙面で報告をする、またホームページに載せてごらんいただく機会をつくるということだけでは、先ほどの広報の開いてみないというところにまたつながってしまうのかなというふうに思ひます。それはそれとして、必要最小限度の機会を確保するという意味では必要なことですので、先ほども申しましたように、今後いろんな審議会等、努力をしてまいりたいというふうには思ひます。

ただ、もう一つ、私として今後これは職員ともども考えていかなければならないことでありますけれども、町の中にはいろんな審議会等計画しているものなどがあります。地域担当者として配置されている職員が百数十人いるわけであります。いろいろな地域担当者としての目標はありますけれども、私が常々職員にも言っておりますのは、ほかの部署の仕事でなくても結構と、自分が今取り組んでいるところの仕事の内容というものを例えば地域に入らせていただいたときにいろいろPRをしてくださいと。それは、例えば今ご指摘の自治基本条例の話であつたり、次の質問にもありますけれども、生ごみの分別の話であつたり、また昨日からのご質問でいけば、次世代育成支援行動計画づくりを私は担当していると、これはどういうものかというようなことを職員が地域の中で自分の仕事の一環として出せる情報の範囲の中でそういうことを話をし始める、そのことがいろいろなところで町民の関心を高めていただいたり、またどうなっているのだというようなことでご意見なども発掘できるような機会につながっていくのではないかと。そういうこともあわせながら今後、私1人だけ、また広報の担当者だけということではなくて、職員全員がいろいろな情報を発信できるようなことに努めてまいりたいと、そのように思ひますので、どうぞご理解を賜りたいと思ひます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 それでは、続いて生ごみ処理事業のことについて再質問をさせていただきた

と思います。

この生ごみ処理事業、先ほど町長の答弁で町民に生ごみ処理の助成事業ということで、私のちょっと認識不足で、両地区で同様なような助成事業を行ってきたというようなことでありましたので、残念ながら私は女満別地区のことしかわかっていなかったものですから、認識を新たにさせていただいたところでもあります。これらの生ごみ処理に関しましては、いわゆる家庭の廃棄物というか、それらの生ごみを特に分別処理をするということが世界的に一番大変な処理のことになるというふうなこともいろんな文献等でも書かれているわけでありまして、実際に今法律でいろいろダイオキシンであるとか、環境ホルモンであるとか、そういったものが発生しないようにというように、生ごみ処理についてもただ単に焼却ということだけでは処理が完全にでき得ないというようなことで化石燃料を使いながら、本町の場合は生ごみとさらに別な焼却できるごみをあわせて処理をしているという現状なのかなと。実際に各家庭で生ごみをコンポストであるとか、電気式の処理機を使いながら処理をされているということが一つの成果として、現実には生ごみを町の焼却炉に送らないという手法とすれば、これは一つの成果があるわけでありまして、それらが今日さらに町民にご理解を得ながら個別にでき得る方法はないのかということと、それから今まで使われて個別に処理をしてきた方々に対しても、その実情をさらに町民皆さんに報告をしながら一層その処理に力を注いでいただくというような、こういう発信は町長の考え方の中には出てこないのかなと。今焼却施設がこのままでは延命が難しくなってきたということから、ある面では生ごみを別な処理の仕方に変えていかなければならないというような考え方になったのか、その辺が町民としてはよく理解できていない。今まで生ごみと焼却できるごみを一緒に焼却をしていたわけでありまして、住民とすれば今までの方法が、もちろん時折生ごみの水分をもっと減らしてくださいと、そういうような情報の発信はあったかのように思いますけれども、その一緒に処理をしていた方法がなぜそうならなければならないのかというようなことが昨年来より町政懇談会から始まって、この冬の間にいろんな会合等で担当が出向いてご説明をしていたということでありまして、本当に今大空町が処理をしている中でその現状を町民皆さんに十分理解をしていただいているのか、その辺の認識の違いが町民と行政の間では乖離している部分があるのではないかなというふうに感じているわけでありまして。

一つの提案でありますけれども、それが町長はそうではないというお考えであろうかどうか分かりませんが、もっともつとふだんから住民に情報としても伝えながら、また現場であるとか、また地域の中で十分にご議論をしていただけるような、そういう環境づくりをまずしていくことが先決ではなかろうかなと。やはり生ごみというのは、各家庭で必ず廃棄物として出るものでありますから、それを使い方として有効に使おうと、資源としてまた使っていこうということも大事な発信であろうかというふうに思いますけれども、それは町長のお考えだということだけで終わっていいのかなと。町民の方々がそこから十分に考えられるように、皆さんの声として大空町の生ごみはこういう処理の方法をいたしましょうというふうになっていくことを私は望んでいるわけでありまして、そういう構築をする考え方はないのかどうかを

お聞きしたいというふうに思います。

この生ごみについては、私のところでも家業は農業でありますけれども、もちろん有機質に変えながらハウスであるとか、また堆肥にまぜながら圃場に散布したりとか、そういうようなこともでき得るわけでありまして、そういう環境にない住民の方々は多くいらっしゃるわけでありまして、そういうことも考えながら町長の一つの提案ということで試行的にやってみようということなのだろうというふうに推測をしているわけでありまして、そういった考え方をもっともっと住民に理解を得るためには、トップダウン方式のような考え方、また情報の発信の仕方でのいいのだろうかという疑問を感じているわけでありまして、その辺のことを今後の進め方として、またお考えを再度お聞きしたいというふうに思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私は、生ごみの分別については基本的には個々個人が分別をして処理できるのであれば個別にやっていただきたいと、それが基本でないかと、そのように思っています。ただ、先ほど言いましたように、そのようなことから過去には生ごみ処理機の助成なども行って皆さんご家庭の中でということやってまいりました。しかしながら、一定程度普及して取り組んでいただけた方は取り組んでいただけているというふうに思っております。しかし、先ほど言った住居の環境ですとか、また周辺の住宅地の環境などを考えたときに、そこに至らないご家庭もあると。また、今私どものような農村部に住んでおりますと、周りの環境、先ほど言ったようなところを気にしないで生ごみは通常出てこないというふうに思うわけでありまして、現実としては農村部であっても生ごみが燃やすごみとして排出されているという現状がございます。そのようなことから、私は生ごみというのは燃やすべきものではなくて、また自然界に例えば何がしかの形で戻していくべきではないかというような発想もあり、さらには近隣の町村などとも連携をして、お互い将来の課題をごみ処理について抱えていたわけでありまして、そういう中で連携をして効率よく皆さんのニーズにお答えすることができるのではないかと、それは、将来の皆さん方のご負担を減らすことにつながっていくのではないかと、そのように思いまして今回提案をさせていただいて、皆さん方にご協力をお願いをしてきているということでもあります。

ごみ処理のこのことももちろんでありますけれども、そのほか生ごみなどを例えば出さない、減らす、そういう住民運動なども一方では必要なのではないかなと、私はそのようにも思っております。例えば私などもそうでありますけれども、宴席のところではいろいろ料理なども余る、結果的にそれを食べ残して帰ってしまう、それはどうなるかという、また生ごみとして出てしまう、そういう中で持ち帰り運動などということも本当は一方では必要なのではないかなと思っております。それは、一つの住民運動としてですけれども、今ごみの収集、処理については市町村が責任を持って家庭ごみについては行っていかなければならないという使命を課せられておりますので、その中でどのような方法がいいかということで考えたわけでありまして、これが町民の方に対する押しつけであるというようなことで町民の皆さんに受け取られるというこ

とについては、私の意図とするところではございませんので、何とか上手に私の考えたことについては説明をしたいと思っておりますけれども、それにおいても理解が得られないような場合については、今回は試行という形でありますけれども、本格実施はなかなか難しいのかなと。いろんな情報等あるのでしょうかけれども、私自身そういうようなところまで十分把握をしておりますませんでしたので、今後いろいろな方にお話を聞いて今後の対応については考えたいと思っております。

◇議 長 5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 お昼までに終わりたいと思っておりますけれども、いろんなごみの処理のことにおいては住民個々が責任を持たなければならないという、これは法律でも明記されているわけであります。しかしながら、今日家庭から出るごみの処理については、各自治体が管理責任を持たされているというようなことでありますので、もちろんそのためには住民の方々の思いをできるだけ拾い上げながら行動をしていかなければならないということが大事なのかなと。ですから、住民に情報としても十分に伝えながら、また住民がいろいろ考えてともに行政と行動をしていけるような、そういうものを構築しながらこの生ごみ処理のことについても向かっていっていただきたいというふうに強く思う次第でありますので、最後に町長の一言をいただいて終わりたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 懇談会などを通じ、私もその説明をさせていただいた現場にいたこともございます。その中で私が受け取りましたことについては、住民の方々、その経費のことということだけではなくて、今日地球規模で言われている環境問題ですとか、そういうようなことから考えて生ごみの処理ということについては燃やすということではない対応ということについては理解をある程度持たれているのではないかと、そのような印象を受けました。ただ、現実自分の生活にそれを置きかえたときには収集回数の頻度でありますとか、さらにはその生ごみを入れる袋の容量でありますとか、そういうようなことについてのご提案といいましょうか、ご意見などもいただいたわけあります。先ほど申し上げましたけれども、5リットルの容量のサイズのものをつくろうと、その中で試行させていただいて可能かどうか、使い勝手がいいかどうかということについても検討していこうということでさせていただいた部分でもあります。このことについては、生ごみが禁止だということだけではなくて、単身世帯や何かの方々たちももう少し小さい容量のものというようなお話もありましたので、それとあわせて今回つくらせていただきたいというご提案をさせていただいたところであります。どのような時期に皆さん方のお考えがまとまって、よし、わかったぞというような話になるかわかりませんが、いろいろな形でご意見いただきながら取り組みの試行というものをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 これにて森田暢明議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

次に、9 番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

町政執行方針について質問をさせていただきます。記載の質問順番に前後いたしますけれども、この点についてお許しをいただきます。

まず、農業・農村整備事業について。町村合併後 J A 合併もあり、また農業を取り巻きます情勢も大変厳しくなっています。民間の J A の合併は、問題はないと思われますけれども、基幹産業である農業、酪農業も含め今後の予算、事業について心配されることはないのか。

続いて、森林整備について。21 世紀北の森づくり推進事業について、国の情勢もあり、今後について心配されることはないのか。町有林について、植林、植樹が可能な土地はどのぐらい残されているのか、また団体が行います記念植樹、そういった事業について考えられる支援策はあるのかどうか。

続きまして、簡易水道事業について。命の源であります水について、安全、安心な水の安定供給について、町内には 4 カ所の簡易水道があるととらえております。特に女満別地区の簡易水道の水源については、現在地下水に頼っております。地形的に低い位置にありますので、渇水の心配はないとは思われますけれども、現在日本全体で地下水あるいは温泉の水位の下降があり、また雨、雪、その他の自然現象による化学物質の地下浸透によります水質の変化も心配されております。このことについて対策について考えておられるのかどうか。

続いて、商工関係についてであります。日本経済の収縮、不況、またそれだけではなく、一企業や個人の努力だけでは対応ができないことになっています。行政としての振興策あるいは対応策の考えはあるのか、この件についてお聞きをしたいと思えます。

続いて、環境対策についてであります。このことについては大空地球温暖化対策実行計画に基づき進められていると思われますけれども、教育関係の中で女満別小学校の新築が進められております。その中に今国の景気対策の一環として太陽光発電も盛り込まれております。環境に配慮した太陽光発電など、エコの部分の取り組みは取り入れられないのかどうか、そして内外の学校よりも一歩先に行く学校の建設にはな

らないのかどうか。

続いて、まちづくりについて基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。まちづくりと一言で言いましても、幅の広いとらえ方がありまして、私自身は漢字のまちづくり、平仮名のまちづくり、またその他もあると思われますが、漢字のまちづくりについては観光も含めPR、定住促進など、そういった形の中の使い方をしていくつもりであります。また、内、中に向けたまちづくりについては地域づくり、地域住民生活とのまちづくりと考えておりますけれども、町長の考え方はいかがなものかお聞きしたいと思います。

以上、この点についてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

農業・農村の事業についてということで、農業の現状などもご心配をいただいております。農業を見てみますと、WTOの農業交渉や日豪EPA交渉など、まさにグローバル化を象徴する産業となつてございます。農畜産物の価格の低下、また生産資材の高騰、農家数の減少、高齢化、いろんな課題に直面しているのが現在の農業でございます。農業の基本、基盤整備事業につきましては、農地利用の効率化ですとか、圃場条件を改善し、生産性の向上や品種の向上、また家畜飼料の自給力の強化、そういったことを目的として取り組まれております。今後とも農業・農村整備事業に計画的に取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。このときに地区採択要件がなるべく低いもの、さらには農家の方々の負担が少なくて済むというようなところから、道営事業を中心に考えてございます。地域の要望を受けながら、農協ですとか関係機関などと連携を図り、取り進めてまいりたいと、そのように考えてございます。予算の関係についての不安もございます。平成20年度については、道の予算などが私どもの地区だけではなくて全道全体に不足ぎみというようなことから、農家の要望がありながら取り組めなかった事業などもあるというのが実態でございます。しかしながら、平成21年度に向けてといいましようか、これは国の経済対策、さらには北海道等もそういうようなところに力を入れている部分もありますので、一定程度予算の確保とはできてくるのではないかと、そのように考えてございます。

続いて、森林の整備でございます。本町の森林面積は1万3,500ヘクタールということで、総面積に占める割合は39%程度であります。民有林における人工林率の面積でありますけれども、6,367ヘクタールが人工林ということで、人工林の率については71%ございます。人工林は、現在多くの山林において収穫伐期齢の時期を迎えてきておりまして、伐採が必要になってきております。しかしながら、昨年の12月ごろから世界的、日本の中においても景気後退という中で木材需要が減少し、そして木材価格が低迷するというので一たん好況の時期もありましたけれども、現在は価格、需要等が下がってきているという状況でございます。町の林業施策でありますけれども、森林が有する多面的機能の持続的発揮、環境面に配慮するというようなことも考えながら、森林の整備を総合的に推進していかなければならないと思って

ございます。実際の林業家の方々の負担軽減を図るために、道単独の事業であります21世紀北の森づくり推進事業など積極的に取り組むようにしているところでありますけれども、こちらについても十分な予算が確保されているとはまだ言えない状況にございます。このほか、町の単独事業の森林整備推進対策事業なども使いまして、適正な除間伐ですとか保育、さらには水資源の確保、そういう目的のために森林の保全や育成含めて取り組んでまいりたいと考えてございます。本来でありますと、木材等を伐採をして売ったその収益、それが次の森林整備ですとか保全に向けられるということが大切なことでありますけれども、先ほど言いましたように、価格が低迷してきたと、また経営のコストなども上がってきているということで林業家の方々の投資意欲が減退してきているのではないかと、不安に思っております。手入れの必要な森林が多くなってきているというような現状を考えますと、道の事業の拡充ですとか、国レベルの新制度の創設、こういったものも要請していかなければならないと思っております。また、多様な森林整備のあり方についても検討していく必要があるのではないかと。先ほどお話にありました町有林の伐採跡地の植林と。植林をいたしましたけれども、部分的に食害などのことが発生している部分もあります。今後は、そういったようなところも含めて、例えば企業と連携をするですとか、住民の方々、また私どもの町にお寄りいただく観光客の方々、そういう方々と連携をして森林の保全、整備というところの取り組みができないかということを検討していく必要もあらうと思ひますし、現在行わせていただいておりますふるさと応援寄附金などの活用もしながら、今後森林整備というところに意を払ってまいりたいと、そのように考えております。

続いて、水道事業であります。まず、少し概要について申し述べたいと思います。女満別本町地区の簡易水道でありますけれども、従来3つありました簡易水道地区を統合し、未普及地域の解消や老朽管路の更新を行うということを目的として平成11年に水道事業の経営認可を受けてございます。その中で平成25年までの整備計画を持っていますところであります。4本の深井戸がありまして、水質でありますけれども、決して良好ということではなく、鉄やマンガン等の含有率が高い状況でございます。昭和浄水場において急速ろ過方式によって浄水を行っているところでございます。また、女満別高台地区の簡易水道は、昭和63年に水道事業の経営認可を受けてございます。平成12年に未普及地域解消のための区域拡張を行いました。こちらも先ほどと同じように、平成25年度までの整備事業を計画しているところであります。こちらは、3本の深井戸がございまして、開陽の2水源については塩素滅菌のみで対応が可能でありますけれども、大成の水源の部分については先ほど言いました女満別本町地区と同様に大成の浄水場において急速ろ過方式によって処理をさせていただいております。本町地区、高台地区とも取水量及び地下水の状況から判断してみますと、今すぐに枯渇するということは考えられませんが、きめ細かな日常の維持管理、また長期にわたり機能を失うことのないように対応していかなければならないと思ひてございます。一方で、建設改良事業を早期に完了させて事業の効果というものが発現できるように努めてまいりたいと、そのように思っております。しかしながら、絶対という言葉はあり得ないものでございまして、予想外の事態もないことはない、

近隣など全国の事例を見ますと、そういうことも考えられます。そういった場合については、あらゆる手段で対応しなければならないと考えておりまして、例えば東藻琴の水源の活用ですとか、畑地かんがいの緊急的な活用と、そういうようなものも出てくるのではないかと、そのように受けとめております。いずれにいたしましても、各水源の取水量、地下水の状況を昼夜監視をしながら、その兆しを早期に発見するように努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

また、企業活動などでありますけれども、燃料の高騰が昨年ありました。また、世界同時不況ということで日本の経済急激な収縮期に入って個人の消費等も落ち込んで地域の経済も冷え込んでいる状況にあります。国の1次補正の中で地域活性化・緊急安心実現総合対策事業というものが打ち出されましたので、私どもの町では商工会と提携をいたしましてプレミアム商品券の発行事業などを行わせていただきました。また、緊急雇用対策事業というものも出てまいりましたので、そういうものの活用も図ってまいりたいと考えてございます。また、町の対策といたしましては、従前から中小企業振興資金の融資、利子補給などをさせていただいておりますけれども、ここに来て国における原材料価格高騰対応等緊急保証制度などというものも出てきております。中小企業の方々の支援施策ということで、その窓口が町になっておりますので、そういう手続等も迅速にとり行うように努力をしていきたいと思っております。また、国の2次補正でありますけれども、関連する地域活性化・生活対策事業などを盛り込みまして2月20日の臨時会においてお認めをいただいたところであります。また、平成21年度予算、現在審議されておりますけれども、そういった関連するものも含めて早期に発注をして地域の中のいろんな企業の方々の経営安定に、また雇用の確保につながられるように努力をしてまいりたいと、そのように考えてございます。また、3月11日に定額給付金に係る案件についてもお認めをいただきましたので、これも商工会とタイアップをさせていただきながら、地域の中でいかに経済活動に結びつけるかというようなことでくじつき商品券の発行などもあわせて行わせていただいているところでございます。

関連いたしまして、観光なども地域の経済に及ぼすものというふうに考えてございます。ただ、観光の傾向は、従来の団体型から個人型に変わってきております。また、見るということだけではなくて、体験観光などということが最近求められているようで、多様な滞在メニューというものを用意しなければならなくなっているように思います。そのようなことから、本町でグリーン・ツーリズム推進協議会というものを発足になりました。町が率先して何かというよりは、具体的にいろいろな取り組みをされている方々の連携をこの受け皿として行ったり、またなかなか個人個人ではできないようなことをこの協議会の中で対応していくというようなことで皆様方のバックアップも図れるようなことにしていきたいと。まだまだスタートをしたばかりということで十分ではありませんけれども、いろんな方々の参加をいただき、またご意見をいただき、今新しいタイプの旅行全体を示す言葉としてニューツーリズムというような言葉が出てきておりますけれども、その体制をつくる第一歩としていきたいなと、そのように考えているところでございます。

また、まちづくりについてでありますけれども、まちづくり、それはまちという概

念がどのようなものかというふうを考え合わせますと、人が生活をする場所ということだと思います。そのまちづくりの基本は、そこに住む方、訪れる方、その人たちの元気によってつくられるものだと、そのように考えてございます。その元気をつくるためには、やはり人一人一人の元気さというものが必要になってくるだろうと思います。町外からお越しいただく例えば観光客や滞在の方、また移住などの体験をされる方、そういう人たちとの結びつきということも大切になります。一方で、この地域に暮らしている人たちの元気というものも大切になりますけれども、それは私はやはり人と人とのつながり、交流というところから生まれてくるのではないかと。前段での一般質問にもありましたように、私どもの町でいえば、地域の融合を図ること、そのことがまちづくりにつながっていく第一歩ではないか、まだまだ十分でかかっているというご答弁をいたしましたけれども、こういうことを構築していくように今後努力をしてみたいと考えておりますので、今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 深川議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

環境対策という大きな項目の中で女満別小学校の改築に当たって環境対策というものに配慮した施設設備等の検討しているのかと、このようなご質問の趣旨かと、このように存じまして、それについてご答弁を申し上げたいと思います。学校施設を整備していくに当たりまして、これからは環境に配慮した整備が重要であるということは十分認識しながら、そのコンセプトとして現在全国的に考えておられますもの3つを一つの柱として押さえてございます。1点目は、地球温暖化対策としての重要性、それらに配慮した施設設備ということであります。2点目は、環境教育の活性化を図るという点での重要性、3点目は学校施設を地域に開放した際にその利用される方々が環境問題、環境対策等に理解を深めることができるというような効果性の観点、この大きな3つが学校施設等の環境対策にかかわって整備していく上で大きな柱になるうかと、このように考えております。

また、別の観点から文部科学省において環境を考慮した学校施設、いわゆるエコスクールの認定に際して8つの事業タイプを定めておりますので、ご紹介をさせていただきます。それと、現在取り組んでおります女満別小学校の改築の中でその8つの事業タイプとどのようにリンクしているのかと、このことについてご説明を申し上げたいと思います。1点目は、太陽光発電を利用した施設ということでございます。これにつきましては、これまで4回の合同常任委員会等でもご説明申し上げましたが、多目的ホールにシーリングファンを設置して夏は涼しい風を、冬は暖かい風を下におろすというような設置、同時にその太陽光発電の余電力を利用して子供たちがその部屋でいろいろな教材、教具等を動かすことのできる、そんなことを考えてございます。2つ目が省エネ型機器を導入する太陽熱利用型というエコの事業タイプですが、これについてはまだ該当する施設設備のことは考えてございません。3点目が風力等を活

用するその他自然エネルギー活用型というものでありますが、これについても今のところまだ考えておりません。4点目が省エネ型機器導入の省エネルギー、省資源型の導入という、そういう事業ですが、これについては学校内で設備をいたします照明器具に高効率の照明器具を設置していこうということを考えてございます。5点目が壁面の緑化、あるいは校庭の芝生化等の自然との共生型であります。これにつきましては校庭を芝生化するということで対応してまいるところでございます。6点目が内装を木質化等によって木材をフルに利用していく型ということですが、これについては校舎の床、腰壁等、多様に木材を活用していきたいと考えております。7点目が生ごみの堆肥化施設設備等の資源リサイクル型事業ですが、これにつきましては校舎ではありませんが、併設いたします給食センターで排出されます残渣物を堆肥化する設備を備えたいと、このように考えてございます。最後、8点目の事業ですが、自然採光その他のものを取り込むということですが、これにつきましては中庭を2カ所設置して自然採光に十分配慮した仕組みにしたいということでございます。以上、文部科学省がエコの事業として8つ定めておりますが、そのうちの6つにまで該当するような形で改築作業を進めていこうと、このように考えているところでございます。そのようなことで現在進めていることについてご理解をいただければと、このように存じます。

1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 それでは、まず農業・農村整備事業についてですが、取り巻く状況も大変厳しくなっておりますので、心配される懸念もかなりあります。さらに、先ほども申し上げましたけれども、民間のJAではございますけれども、合併によるその辺のやりづらさと言ったらなんですけれども、その辺のことについて心配される農家の方々もいらっしゃると思います。その辺については、先ほど町長が配慮されるという答弁をいただきましたけれども、再建に当たっては先ほどのお答えの中で数字的なものではありませんけれども、全くその辺については心配はないのかどうか、再度確認をしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 JAの合併は2市町にまたがるというような形で、特に東藻琴地区の農業者の方々にとっては不安もあるのかと思います。けれども、現在農業基盤整備事業などについては、水土里ネットの例えば職員などの配置も受けております。そういう中でそういった職員たちが農協、また役場との間の中で具体的な事務作業、また技術作業などを行って対応してくれています。また、総合支所の機能の中にも私どもの産業振興課を配置をして農家の方々の一義的な要望を聞くと、そして地区取りができないかどうかというようなことを取りまとめさせて事業化推進をしているところでございます。現実東藻琴地区で申しますと、藻琴山山麓地区が継続で動いておりますし、藻琴

山西部地区についても継続事業ということでもあります。また、山園地区等々を中心とした中山間地域等直接支払事業なども取り組んでおりますし、農地・水・環境保全向上対策、これも末広地区で実施をしていると。こういうようなことから、今後農業者の方々の意向を十分に町としてまず把握をしながら、ＪＡとも十分協議をして、そして道営事業につないでいく努力をしていきたいと。決してＪＡが２つに分かれているからということでそちらの取りこぼしがないように努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

◇議 長 ９番、深川昇議員。

◇深川議員 そのようにＪＡとの話し合い、また地域特性もございますので、その辺を配慮されたいと、このように思います。

それでは、続きまして森林整備についてでございますけれども、先ほどのお答えでは継続的に推進をしてまいりたいと。これは、環境問題にもリンクしますし、いろんな形の中で必要不可欠ではないかと。木材の価格の関係も出てきますけれども、今後において例えば各団体、そういったものが観光とは申しませんが、観光のメニューの一環として行う場合にそういった形の中で行政として支援策はあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 森林の整備については、議員もご指摘のとおり、環境の保全ということもありますし、適正な林業の育成というようなものもあります。昨今ではエコツアーなど、また環境ツアーなどというところから、そういういやしですとか安らぎの効果もあると、いろんな目的といいましょうか、使い方、そういうものがあるということでもあります。たまたま現在においては価格が低迷する時期に入ってしまった。そういたしますと、なかなか意欲低下というようなことで放置されることがある、ですけども私どもは地域の環境のことも、さらには林業関係の方々のことも考えていけば、適正に管理をし、そして育成もしていかなければならないと。そこにいろいろな形で町民の方々が介在をしてくれるというようなことというのは、大変ありがたいことだと、そのように思っております。今現実としてそういうものをまだ制度化した形のものはございませんけれども、先ほど申しましたように、企業の方々でありますとか町民の方々、また町外の方も出てくるかもしれませんけれども、いろいろな立場で森林に関心をお寄せいただく方々、現場の中でそういう方々と一緒にコラボレーションできて、そして森林の保全につながっていくような、森林機能の維持につながっていくような取り組みについては町としても積極的に支援をしたいというふうに考えてございます。先ほどちょっと言いそびれましたけれども、まだ具体的な制度としては十分確立されておられませんけれども、そういうようなことを想定しながらいろんな方のご意見を聞いてそういう対応というものに努力をしていきたいというふうに思いますので、またそういう具体的な方策等についてご提言等ありましたら、いろいろお

伝えをいただきたいなど、そのように思うところであります。よろしくお願いをいたします。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 私も個別な形ではとらえておりますけれども、やはり大空町としては空の玄関口と申されます空港を控えております。それで、各地域の空港を所持している、所持していると言うのはちょっと表現があれですけれども、あります市町村については非常に滞在が少ないということで危惧しております。特に千歳、あるいは札幌の丘珠空港についてもそうですけれども、ああいったところについてはまだ人口比率からいってもかなりその単位ではありませんけれども、やはりこれだけの自然と、それから水といろんな形の中で恵まれているわけです。そんな中で決してやみくもに観光に結びつけるつもりはありませんけれども、やはり観光の素材の一つとして考えおいてはいかがかなと、このように思われます。そして、今まさに自然環境、環境問題が重視される中にこういったこともやはりPRの一つとして取り入れて今後進めてはどうかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど1回目の答弁の中でグリーン・ツーリズム推進協議会をつくりましたと、まだまだこれからということではありますけれどもという話をさせていただきました。そういった観点から考えましても、単に農業ということだけではなくて、私どもの身近にある森林資源、豊かな藻琴山水系の水というようなものも一つ大きな地域の財産ではないかと、それを町外の方々などに触れていただく、そういう滞在の仕方もあるのではないかと、空港の所在市町村はともすれば通り過ぎてしまうということが多いわけではありますけれども、そういう滞在メニューをいろいろなところでつくり上げていくということは大変大切なことではないかと、そのように思っております。町民が行うことに対する支援というところの先ほどのお話もありましたけれども、あわせてそういう取り組みにもつなげていくことができないか検討してまいりたいと、そのように考えますので、よろしくお願いをいたします。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 それでは、続きまして簡易水道事業についてでございますけれども、先ほど説明をいただきました。ただ、心配いたしますのは、今すぐに喝水をするとか、そういったことは心配はないと思います。水質的なことも今すぐ急にということではないでしょうけれども、ただやはり自然のことでございますので、また合併をした時点で水の問題も、当然水質が違うわけですが、決して地下水の成分が悪いという意味ではなくて、やはりそういったことを含めた中で今後の水道事業において少しでもいい水が確保できるように水源の確保、あるいはそれに要する費用なども当然出てくるでし

ようけれども、ただウトロ、斜里、清里、小清水、網走含めまして、津別、美幌もございすけれども、意外と水質については恵まれていないのかなと。これは、やはり合併をきっかけにその辺の模索をしてはどうかと、このように思っているわけです。さらに、地下水を利用するということについては、それを保ちます機材等、あるいは維持経費も莫大な経費になると思います。その辺の経費を計算した上で、今後に向けてやっぱり少しでもいい水を確保できるように考えられてはいかがかと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 東藻琴地区は、大変水質の優良な水であります。先ほど言いました女満別地区の簡易水道事業等の水源等についてもやはり同じように藻琴山の伏流水の影響を受けておりますのか、開陽地区の水源については品質的にいいものであると。ただ、だんだん市街地に近くなってきております下流域の井戸の水源というものについては、いろいろな成分が複合していると。将来の安定供給ですとか、それに伴う維持経費のことを考えて、例えば水源の接続というようなことも可能性としていろいろ探っている部分も正直なくはございません。例えば町内で東藻琴地区、女満別地区のところでは一番近く隣接しておりますのは、千草と開陽の一部でございすけれども、このところで配水池等を整備をすれば、相互の給水の可能性というものは出てきます。ただ、町の中の水道の管路の関係から、そこでもしつなぐことができたということであっても、現実には女満別地区の開陽の一部、日進、巴沢、朝日というような一部の地域にしか供給できないというようなことがございます。さらに、つなげるということになると、別なところの管路の接続というようなことにもなつてまいります。さらに、東部高台地区にあります水道の部分と東藻琴第1水源のところと福富配水池を経由させるというようなことで接続することも可能だなというふうに思っています。ただ、こちらも福富配水池の容量が小さいということであつたり、その配水池からの配水管の関係がまだまだ十分広くないというようなことから、配水池の増設ですとか、送水管路の整備が必要ということで課題はあるわけでございます。ただ、将来といいましようか、住民の方に水が供給できないというようなことにならぬように、いろいろな手段については検討しておく必要があるのではないかと、そのように考えてございます。また、緊急の場合などについては、先ほど畑地かんがいの水というような話もしましたけれども、通常では飲料用水等々を使うということは難しいわけでありすけれども、緊急的な場合についてはこういったものの活用ということについても国とすれば認めていただける部分があるのではないかと、そのように考えてございます。これは、非常時のことではありますけれども、そういうようなことも想定をしておかなければならないのかなと、そのようにかんがえているところでございます。今後とも安定した供給に至れるように努力をしてまいりたいと存じます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇**深川議員** 対応を何とかしていただきたいと。やはり自然に恵まれて、森林もあり、湖もあり、いろんな形の中で、特別に名前を出すつもりはありませんが、隣町のようにいい水を供給されていきますから、何とか大空町全体もいい水に恵まれるように考えなければならないと、このように思います。決して水質にこだわるわけではありませんけれども、やはり水というのは生きていくための糧でもありますし、病気の原因としての一つの要素も、これは科学的データがあるわけではないので、大変雑駁ですが、この辺はかなり影響されていると思います。この辺は心配されるわけで、畑地かんがいについては農業用水についてはやはり決まりというものがあるとなかなかその辺がクリアできないという形で聞いておりますけれども、何らかの方策はあると思われます。その辺は、やはり模索しておくべきではないかと。何とか早急にその辺のマニュアルはやはり用意しておくべきではないかと、このように思います。その辺について再度町長のご答弁をお願いしたいと思います。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 水源について医学的なことについては、私はそこまでは問題があるというふうには認識は持っておりません。けれども、飲んで食味的に例えばおいしいとか、先ほど言った処理が容易であるとかいうようなことということ、また量的なもの、そういうようなことを考えていくと、安心しておいしい水が安定的に供給できれば、それにこしたことはない、そのように思っております。

農業の関係でありますけれども、畑地かんがい用の水の利用ということであれば、基本的には土地改良法の制約を受けるものでございます。ただ、現在の地域以外の場所に水利権を移すというようなことも可能とは言われております。ただ、いろいろな制約がございます。農業用でつくったものでございますので、基本的には水利権、余れば返さないというのが基本的な考え方でございます。ただ、別なところで必要だということであれば、補助金の例えば建設費などの返還というのでしょうか、そういうものが基本的には前提になってきます。ただ、そういうようなものを例えば求めないで実施をするというようなことについては、今時点ではっきりとできるというふうにお答えはできませんけれども、時代とともにいろいろな考え方が出てきているのも現状であります。今後こういうような部分についても常に私どもとしていろいろな考え方を持って国にお話をさせてもらう機会というのはつくっていききたいと、そのように考えてございます。よろしく願いいたします。

◇**議 長** 9番、深川昇議員。

◇**深川議員** それでは、続きまして商工関係についてでございますけれども、商工関係については本当に御多分に漏れず日本国全体でしょうけれども、中にはそれをクリアして非常に売り上げを伸ばしている企業もあるやに聞きます。これは、新聞あるいは報道等でかなり目にするとありますけれども、それはまれなことでありまして、大空町の現況を見ますと、やはりかなりな冷え込みといえましょうか、打撃を受けて

いるのは事実であります。ただ、これを行政にしてどうしてくれるという話ではなくて、やはり総体的にとらえた中で、先ほど申されましたとおり、緊急資金の援助ですとか、そういったことも制度的にはあるわけですが、実際にはその制度にたどり着きますまでかなりなハードルがあります。なかなかそれはそこまでたどり着いてその支給を受けるという状態でもなくなっている事態が現状です。資金を受けるということは、これは返済をしなければなりませんので、今返済のめどが立たないというのが現状であります。後出の議員もその点について後ほどやられると思いますので、余り深くとは思いませんけれども、そういった中で先ほど申されましたとおり定額給付金の関係につきましても商工会あるいはその他の機関によっていかに地域に還元するかということを考えているわけですが、それはあくまで一過性のことでありまして、持続性はほとんどないと思われます。この辺について具体的などは申しませんが、何らかの対策を考えておくべきではないか。とにかく企業、あるいは個人でもそうですけれども、努力だけではやはり超えられない形ができていると思います。その辺について町長の認識は、今後についてどのように考えておられるのか再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 商工会に加盟されている方々など、例えば今回いろいろな事業を活用されて豚しゃぶ長いも井などを開発をしたり、大空スイーツというようなことでの取り組みもされております。大変工夫の要った内容でもありますし、いろんな知恵を出されて努力をされてああいうものの開発というところに至っているのだなと改めて感心をさせられる部分でもあります。確かに資金融資というような部分については、当然返済のめどが立たないと金融機関などについてもゴーサインといいましょうか、オーケーが出ないと、当然それは町の中小企業振興資金においても同じことでは思っています。今回の年末のプレミアム商品券でありまして、今回のくじつき商品券にありまして、確かに言われれば一過性のもので、なかなか恒久的な対策に至っていないのが正直なところではございます。個人の努力だけでは超えられないということでのお話もありました。ただ、正直言って、何らかの方策ということで私も今何か特別な案を持っているわけではありません。逆に、先ほどの前段での別な方のご質問でもありましたけれども、私が何かかにかというよりは、一体町にどのようなものを皆様方が求めているらっしゃるか、そういうようなものをもう少しお聞きをした中で、できるものがあれば取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 決して行政を責めているわけでもなく、町長を責めているわけではございませんけれども、そういった中でやはり非常に厳しいということだけは再度認識をしていただきたい。その中にやはり何らかの突破口と申しましょうか、改善策を模索していかなければ成り立っていかないわけで、その辺を話し合ったり、あるいはその辺の

意見を交換するのがまさに協働であり、あるいは融合ではないかと、このように思われます。

続きまして、まちづくりについてでございますけれども、何としても私の場合やはりどうしてもまちづくり、地域づくりも含めて観光とリンクするわけですが、そういった中で数多くの親しまれるメニュー、地域づくりと関連した中で観光、あるいは先ほど申されましたグリーンツーリズムにしてもそうですけれども、そういったものをリンクしながら一本の観光のルートとして考えられてはどうかと。そして、今のところ合併をしましていろんなメニューが倍になったこともありますけれども、ある程度一本化をするといいたいまいしょうか、わかりやすく、一本化というのは大変失礼ですが、わかりやすいメニューのつくり方という考え方はないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 商工業の関係については、今回の町政執行方針でも具体的な案のところまで踏み込めませんでしたけれども、いろいろな方々の英知と、そしていろんな手段、制度、いろいろなものを使って何とかこの現況を打破していこうと、その気持ちについては触れさせていただいたところでありますので、そういう努力を今後ともさせていただきたいと、そのように思っております。

また、観光の関係につきましては、私が思いますのは、団体から個人の方に変わってきていますということで、個人の方が選ばれるメニューというものはかなり範囲としては広がったような気がします。団体であれば、例えばバスに乗ってあそこを見て、ここで体験をして、あそこで食事をして過ぎ去っていくというようなことなのでしょうけれども、個人型になるとそのニーズというのが複数ある。ですけれども、私が思いますのは、個人型であってもある程度パッケージ化というのでしょうか、すべての中からすべてを選ぶということではなくて、例えばこういうモデルプランはいかがでしょうかというような提示の仕方というものがあるのではないかなと。それを個人がどのパッケージというのでしょうか、プランを少し使っていくか、全くそのプランどおりかもしれませんし、そのプラン8割使って残り2割は別な方式でというようなこともあるのかもしれませんが。ですけれども、そういうようなものを私どものほうから少し提示をするというようなことも必要なことではないのかなと。その中で、個人の旅行者の方々が地域の中で滞在をしていただくと。昨日の一般質問の中にもありましたけれども、それは空港が空の玄関口であったり、陸路の玄関口を道の駅として、そして町内で乳酪館や芝桜公園まで足を運んでいただく、例えばそういうパッケージを紹介をしていく、そういうことをすることによって滞在時間が延びたりというようなことで、そういう方々によってのまちづくり、活性化というものにつなげていけるのではないかと。そういうことをこれから考えて実践をできるように頑張っていきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇**深川議員** 先ほど空の玄関口とは申しましたが、空の玄関口はもちろんでございますが、ＪＲもあり、バスもあり、あるいは道の駅もあるという、形としては非常に恵まれていると思われます。あとは、そういったものをいかにうまくリンクさせるかというのがやはり知恵であり、これからの課題ではないかと、このように思います。先ほど商工会が中心となりました豚しゃぶ長いも井の関係も出てきましたけれども、そういったものをうまく活用しながら観光として考えられるのは見る、食べる、滞在をする、そしてやがては定住をすると、そういった形に結びつけていくのがやはり自然ではないかと。口で言ったり、物に書いたりするというのは大変簡単ですが、実践をするということは至難のわざではないかとは思われますけれども、昨日配られました議会の広報の中には我が大空町の旅館のことも出ておりました。邪魔なものを名産、特産物にしてしまったというような取り上げ方もしておりましたが、そういった観点からも考えなければ観光としてこれから生き残ってはいけないのではないかと。余り素材に恵まれてもあれですが、これから先ほど町長も申されましたとおり団体より個人となりますと、その辺も考えながら、やはり目玉としては芝桜公園という代表的なものがありますけれども、期間限定でございますし、その辺の前後に、今回冬まつりなどを道の駅でやられておりますけれども、そういったものをデータを収集しながら広範囲のメニューとして考えられてはどうかと、このように思いますが、いかがでございましょうか。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 交通の部分でのＪＲですとか空港ですとか国道、バス、いろいろなものがございます。また、ソフト事業の中で生まれた大空スイーツですとか、先ほど言いました豚しゃぶ長いも井だとか、そういうものもございます。また、グリーンツーリズムで農作物の収穫体験だとか、そういうようなものもあります。いかにそれを上手に結びつけるかという、単体、単体のものではなくて結びつけていくかということが滞在時間を長くすることにつながっていくのだろーと思います。例えば芝桜公園にお寄りいただく方々も芝桜公園で見てすぐさま阿寒なり知床なりに向かえるのではなくて、次の何かと接続をさせる、例えば許可が出るのかどうか分かりませんが、芝桜公園の中で新しい豚しゃぶ長いも井を食べられるような場所が設定できればとか、そういうような形でいろいろな結びつきを考えて、いろいろな要素がありますので、その点を結んで線にしながら観光というものは成り立っていくのかなと、そのように議員のお話を聞いて感じた部分がございますので、そういう努力を今後ともしてまいりたいと、そのように思います。よろしく願いをいたします。

◇**議 長** ９番、深川昇議員。

◇**深川議員** 私町長に申し上げながら、大変口で言うのは簡単ですが、これを実践をしていくというのがやはり大変だと。これこそやはり皆さんと話し合いながら、

本当に協働、融合のまちづくりに向けて頑張っていたきたい、このように思います。

続きまして、環境の関係でございますけれども、先ほど教育長から答弁をいただきましたが、例えば観光と教育を結びつけるのは大変失礼ではございますけれども、同じ学校をつくるに当たりましても町内外から視察に来るぐらいな意気のこもったような学校をつくるような考え方で進んでいただきたい。これには国の縛りもあり、そういったこともあるのでしょうかけれども、その辺も考慮、今となっては間に合うのか間に合わないのかわかりませんが、先ほど3つの大項目と8つのことについて挙げられましたけれども、この件については失礼ですけれども、無理をして当てはめたということは否めません。実際に例えば極端な話をいたしますと、中庭に芝生を植えるということについても果たしてこれが正しいものかどうか。東藻琴高校の中庭なんかございますけれども、そういったものを見るときに冬の状態はどのようなになっているのか、そういったことも懸念されます。ですから、ここに、手元には今後の教育行政のことについて述べたこともありますし、それから大空町の地球温暖化対策実行計画についてもこれに述べられております。この中には、これから施設の新築、改築についてはそういったものについて配慮しながら進められなければならないと書いてございます。これは、昨年の平成20年の1月に発行されているものですから、当然その辺は学校、これからの施設についてリンクをされているのかと思いましたが、できる範囲の太陽光発電でありますとか、その他いろんな形があるわけですが、配慮されてはいいかと思いますが、いかがでしょうか。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 それでは、お答えをしたいと思います。

前段、中庭の芝生ということをおっしゃいますけれども、校庭の芝生化ということで先ほど申し上げたつもりでございます。

具体的に今ご質問いただいた中でたくさんの町内外からの見学者というのですか、そういう方が来られるというような、そういうことも視野に入れてはいいかかというようなことでございました。先ほどの文部科学省のエコ事業の8つのうち6つというように申し上げました。無理に当てはめたということではなくて、一つでも該当していれば文部科学省のほうではエコ事業として認めてくださって、それに対しての補助もあるということで、その中で6項目に該当するというような形でありますよというお知らせをしたところでございます。

それから、環境にかかわって先ほどとはまた別な観点からちょっとご紹介申し上げたいのですが、文部科学省が環境に配慮した施設設備ということで取り上げて、それぞれ指導指針というような形で置いているのですが、1点目は優しくつくと、施設を優しくつくるという側面、2点目は賢く長く使うという側面、3点目は環境教育に活用する、あるいは環境学習に資することのできる施設というような観点を挙げて環境に配慮した学校の施設のあり方について指針を示してくださっているわけですが、1点目の優しくつくるという観点からは、特に今ご指摘ありましたような地球温暖化対策としての二酸化炭素の排出量の削減というようなことが女満別小学校の

中では大変重要な位置を占めると、このように認識してございます。といいますのは、蓄熱式の暖房機を設置することで考えておりますが、それによる二酸化炭素の削減効果であります、13万5,658キロの二酸化炭素の削減が可能だというような試算を今いただいているところでございます。そのほか優しくということの中には、子供たちにとって階段昇降機をつけるとか、ユニットシャワーをつけるとか、ハンディキャプトイレをつけるとか、こういうソフト、ハード両面にかかわっての優しさということも文部科学省のほうでは学校を建てる場合に求めているところでございます。それから、賢く長く使うということでは、先ほど申し上げましたような太陽光発電を今回は3キロワットでありますけれども、利用してシーリングファンを回すというようなこと、それから高効率の照明器具を採用する、設置するということがこれに当てはまります。3点目の環境教育に資する、そういう学習に役立つような施設にしないということではありますが、これには子供たちにとって触れて実際環境教育というものを身近にすることができるということで、先ほど申し上げましたシーリングファン、昼間はよく回っていますけれども、夜太陽が沈むと回らなくなる、曇ってくると回りが遅くなる、あるいは余電力で鉛筆削り器を回すことができる。これは、太陽の熱が電気に変わった結果であるというようなことの学習、あるいは適切な環境学習機材を活用した環境教育というようなことも指摘されておまして、今考えておりますのは太陽光発電を利用した気象観測機材、ウェザーバケットというもの、訳しますと電子百葉箱というのでしょうか、温度から風向から、そうしたものが一目にして情報として流れてくると、そんなようなものの設置も考えてございます。それらを含めて設置した施設を利用した環境教育、それから各教科等の内容と関連づけた環境教育、適切な環境教育機材を用いた環境教育ということなど、これらを総合的に考えながら新しい女満別小学校が身近な自然や環境と共生するあり方や生き方ということを大きく掲げて、ハード面では先ほど申し上げたような太陽光、3キロワットの太陽光であります、そうした総合的な面で、あるいは教育の内容的な面で新しい女小の改築に合わせたものが展開されているということをアピールしていくことができればと、このように考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 確かに文章的には非常に納得をせざるを得ないような答弁でございますけれども、大変失礼でございますけれども、決して文部科学省の方々が勉強するわけではなく、大空町の子供たちが勉強するわけですから、文章に書いた独自性ではなく、やはりだれがとらえても認められるような学校をつくってはどうかというのが私の考えであります。当然今の時代ですから、照明についてもLEDも導入されますでしょうし、いろんな形の中で進歩していますので、その辺の改革はどんどん進んでいます。それは、どこもかしこも全部今既にやられていることなのです。それを新しいものをつけるのではなくて、やはりもう少し考えられたこと、決して太陽光にこだわるわけではありませし、それに執着をしているつもりはありませんけれども、景気対策の国策として太陽光発電エネルギーの活用をまさに今国会で広めると言っているわけ

すから、その辺の考えをなぜ持たれないのか、再度お聞きします。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 太陽光発電にかかわってご指摘をいただきました。前回の最後のほうの3常任委員会合同の中でも建設課の佐藤技師のほうから説明があったかと思いますが、今回の3キロワットの太陽光のパネルですが、3メートル掛ける7.2メートルの大きさで設置をすると。常任委員会の中でも体育館の電力だけでも太陽光パネルを使えないかというご意見がございまして、その折にも技師のほうからたしか説明があったと思いますが、体育館の電力を太陽光だけで賄うのには7,000平米の面積のパネルが要ると。それは、7,000平米ですから、70メートル掛ける100メートルのパネルの設置面積になります。現在の校舎、今建てようとしている校舎が5,000平米ですから、約1.5倍ぐらいの面積、1階もパネル、2階もパネル、そしてさらに2,000平米のパネルが要るというようなことで、今建てようとしております女満別小学校の敷地的なもの、それからそれに係ります経費的なものを考えますと、国が進めようとしています太陽光発電の趣旨その他については十分議員がご指摘されますようにそのとおりだと納得をするところではありますが、限られた施設面積あるいは経費等の中でそこまでなかなか踏み込めないということをこれまでの常任委員会の中でも申し上げたところでもあります。しかし、国の指針がこの後さらにおっしゃりますように踏み込んできた指針等がそれぞれ市町村、自治体等に出てくるということも当然予想されますので、この最初の建設のときはこういうことで先ほど答弁したような内容になりましたけれども、それらのこれからの国の指針等の情報を的確に収集して、さらにどういうところで取り入れていくことができるか、今後またある一定期間の中で考えさせていただければと、このように存じます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 非常に太陽光については面積が要するという、その辺をどうこうと言うデータを私は持ち合わせておりませんので、その点についてはそうかなとは思いますが、でも、実質今かなり性能もアップされてそれだけの施設は要らないという形に聞いている分野もあります。それから、国から出てくるのを待っているのではなくて、やはりこちらから先に先手を打って収集をするぐらいの形を持っていただきたい。

それから、先ほどの8つの項目の1つが当てはまればいいという答弁ございましたけれども、8つ全部が当てはまるぐらいの意気込みで新しいものをつくっていただかなければ、かなりな高額な資金も要するわけです。その辺についてやはりもう少し考えた中で進められたいと、このように思います。そう申し上げて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 私の説明の仕方が悪かったかと思って申しわけないと思いますが、文科省がエコスクールとして8つの事業を指定しております。その指定の受けられ方は、そのうちの一つでも適合していればエコスクールとして文科省は認定をしてくれるということなのですが、女満別小学校の今回の改築につきましてはそのうちの6項目に該当しているということで、この後申請の手続をしてまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、パネルの大きさ等、今後ますます改良されていくということのご助言もいただきましたので、それらのことを総合的にまた、現在の改築即に関に合わないにしても、国の施策等、あるいは国からの補助金等がさらに付加されていくというようなことも想定され得ないとも限りませんので、そのことも考えながら十分ご意見を拝聴させていただきましたので、ありがとうございました。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、8番、元木良一議員の一般質問を許します。

◇元木議員 平成21年第1回大空町議会の定例会の一般質問に際し、通告に従い、2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目、地元企業の振興対策についてであります。1番としまして、先日東藻琴地区の大手企業が倒産となりましたが、現状等をどのように把握されておられるのか、また本町に及ぼす影響についてであります。国の構造改革に伴う公共事業等の縮減や世界規模にまで拡大している経済、金融情勢の悪化は、大空町内の中小企業、零細企業にもさまざまな影響を及ぼしているのではないかと考えています。新聞やテレビなどに連日のように報道されている内容を見ましても、なかなか明るい兆しの見えない大変厳しい経済情勢ですが、今の町内の中小企業の皆さんに頑張っていただかなければ大空町の将来も見えてこないのではないかと考えているところでもあります。先日まことに残念なことではありますが、東藻琴地区の大きな企業が2月の末裁判所に自己破産申請をし、事実上倒産となったことが報道されました。この企業は、昭和24年に操業を開始し、現在の東藻琴地区の礎を築いていただいた会社でありました。東藻琴に住む者の一人といたしまして、今までのご尽力とご貢献に心から感謝するものであります。このような不況型の倒産がどんどん進めば、日ごろから取引のあった会社などにも少なからず影響が来るばかりか、最悪の場合連鎖型の倒産も想定されます。町内における現状と及ぼす影響は、どのように考えておられるの

かお伺いをいたします。

次に、2番目といたしまして、倒産した企業に雇用されていた方々への対応についてであります。解雇などにより失業された従業員の方々の中には、住宅ローンや子供の教育資金などの問題を抱え、大変厳しい生活を余儀なくされていることと思いますが、雇用保険などの公的支給が終了すると深刻な状況になってしまうのではないかと考えております。これらの方々への再就職等のあっせん、あるいは支援などの対応はどのように考えておられるかお伺いをいたします。

3番目といたしまして、倒産した企業との間で取引のあった地元への対応についてであります。技術もあり、健全な経営を続けている会社が取引先の倒産などで資金繰りに困っている場合の緊急的なつなぎ融資などの支援、あるいは利子補給枠の拡大、そして利子補給率の引き上げなどについてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、除排雪業務の委託についてであります。このことについては執行方針にも載せられておりまして、昨年から女満別地区では一部業務の委託を実施しております。平成21年度におきましては、東藻琴地区にも業務委託をしたいとのことです。1番といたしまして、本年度の除排雪業務の実績と課題についてどのように把握しているかお伺いをいたします。

2番目といたしまして、来年度以降の具体的な業務委託の路線等についてであります。

それと、3番目です。郊外、農村地区の業務委託についてをお伺いをいたします。

以上、一般質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 元木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

2月の27日15時に副町長から私の携帯電話に連絡が入りました。会議中でありましたので、出ることができませんでしたので、15時30分に会議終了後電話を私のほうから入れたときに町内の企業の破産手続が開始されたという情報が私に伝わったわけであります。その日は、総合支所勤務でございましたので、直ちに総合支所に戻った際、総合支所の関係各課を集めて町との支払い関係、業務委託等々の契約がどのようなになっているか、また民間との受注状況はどうか、さらに納税の関係でありますとか、関係する会社が運営するグループホームや公営住宅とのかかわりはどうか、さらには従業員の状況がどうなっているかということについて情報収集するように指示を出しました。商工会に確認をと思いましたが、商工会自体にも十分な情報が入っていないような状況でございました。この日は、金曜日ということもあり、翌日から土曜、日曜、それを挟んで月曜日に庁議がございましたので、この庁議の際に総合支所だけではなく、役場組織全課に情報収集の指示を出したところでございます。新聞等の報道では、負債の総額が3億4,000万円程度ということでございます。私どもの把握では、代表権を持つ方は社長以外にもう一名、そして従業員が11名、その中、本町の居住者は社長さんを除き5名というふうに把握をござい

ます。関連するグループ企業もいろいろな企業活動をされてございますけれども、今回の手続に入った会社とは別会社でございます。また、相互間の中に債務等の負担はなかったのではないかとというふうに受けとめておりますので、一般的にはそのグループ企業への影響というものはないのではないかと、そのように考えられますけれども、破産管財人等がどのような取り扱いをするかということによってはかかわりも出てくる可能性が多少なり出てくるかもしれないと、そのようなことを危惧しているところでございます。私の考えますところ、誘致企業であっても地元の企業もいずれも地域の中で企業活動をされている大切な存在であると。今後町はもちろんでありますけれども、商工会でありますとか金融機関、さらには先ほど申し上げました破産管財人の方々と連携をして情報を交換もしたり、また対応策を考えていかなければならないと、そのように思っております。先ほど言いましたように、従業員の方々5名ということでございます。こういった方の生活相談、また就業等に関する相談等あった場合については、緊急雇用対策等の事業の活用というようなことも含めて検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、報道においては、当該企業と取引があった、そして多少なりとも影響があると思われる地元企業などについても触れられている部分がございます。私どもの把握では、7社となっております。連鎖的な倒産ということについては、今の時点では何とも申し上げられませんが、場合によってはそういう可能性ということも否定できないのではないかと、そのように思います。当然今ございます中小企業振興資金、そういったものの運転資金の貸し出しでありますとか、また国レベルであります公的資金、そういったものの融資支援ということも先ほど言った関係機関で連携をして対処してまいりたいと、このように思います。そういった中で不十分であれば、先ほど議員が言われたようなつなぎ、さらには現況の拡大ということも検討させていただきたいと思います。ただ、今時点での資金工面というようなこともありますけれども、今後先ほど前出の議員の方のお話にもありましたように資金を借りられるかどうか、さらには借りた後その返済をしていくためには新たな事業活動を行っていかねばならない、そのことも大変重要なことであろうと、そのように受けとめてございます。いろいろな国の2次補正等々にかかわる関連予算などもこの2月の22日にお認めをいただきました。今回のケースが建設業というようなこともございますので、そういった事業の早期発注等については十分意を払ってまいりたいと思います。また、現在ご審議をいただいている平成21年度予算なども含めまして、平成20年度、平成21年度連結予算というような言い方も執行方針の中ではさせていただきましたけれども、そういう中で何とか地元の企業の方々にそういう場面を提供できるように努力をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、除雪の関係でございます。本年度平成20年度の大空町の除雪体制でありますけれども、人員18名、除雪車両19台でございまして、除雪の延長は39.9キロ、道路延長の64%を除雪してございます。市街地の歩道の除雪は、除雪延長が35キロで、道路延長の73%を実施してございます。昨年12月の暮れから1月、2月の末まで大変降雪の日が多く、降雪量も多い1年、シーズンとなりました。この

ため、除雪作業が連日続く状況となっておりまして、市街地地区の排雪作業はここ数年1回で済ませることができたのですが、ことしは2回排雪をさせていただいている状況でございます。こういったことから、除雪機械の稼働時間、また日数等々昨年と比べて大きく増加している状況でございます。除雪対策費の補正そのものもこの定例会の中で再度ご提案をさせていただきたいと、そのように思っているところであります。また、私どもの除雪のこともさることながら、国道、道道など網走開発建設部や網走土木現業所、そういうところにも除雪、排雪の要望、要請をさせていただいているところでございます。

委託業務につきましては、女満別地区において平成19年度から一部の除雪を委託させていただいております。平成20年度の除雪延長は214キロメートルでありますけれども、そのうち121キロメートルを委託させていただいております。歩道は、18キロメートルありますけれども、これ全線を委託業務という形でお願いをしているところであります。現在東藻琴地区の除雪については、町直営で実施をしております。除雪従事者については13名、うち職員が3名、臨時職員が10名という状況でございます。車両は9台、除雪延長は184キロメートルでございます。また、市街地の歩道の除雪延長は17キロメートルという状況であります。こういった中で課題もございます。現在採用させていただいている臨時職員の方々すべてが農家の方でございます。3月に入りますと本業の農業のビート、タマネギのハウス作業、播種作業なども始まってまいります。また一方で、私どものほうは3月初めから2次路線の除雪ですとか、融雪時の対応などしなければならなく、そういう部分で課題があると、そのように考えているところでございます。また、職員の定数管理の適正化計画の中におきましては、民間委託を進める業務として除雪作業も位置づけている部分もございます。そのようなことから、民間の方々の能力や技術、活力などを活用して委託も進めていきたいということでございます。今回ご提案をさせていただいております平成21年度冬からの除雪委託でございますけれども、車両9台のうち5台を委託し、除雪延長、先ほど言いました184キロメートルのうち91キロメートルを、また歩道除雪の延長は17キロメートルのうち約6キロメートルを委託をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

地域的な割り振りでございますけれども、市街地の一部と農村地区の約6割程度を委託をしたいと、そんなふうに考えているところでございます。議員のお話なども伺っておりますと、どのような形で分離をして発注といいたいでしょうか、市街地と郊外部分を分離してもどうかというようなお話もございました。分離いたしますと、結果的に1つの町内、地区の中でさらに境界をつくるというようなことから、除雪路線というところを考えますと、おのおの分断するところがふえてしまうというようなことで考えられる部分もありますので、農村部、市街地区ということで分けることなく一体的な中で路線を考えて委託をさせていただけることがいいのではないかと考えております。女満別地区においては、町内の事業所のかたがたに競争入札により委託発注をさせていただいておりますので、それと同様な方法がよいのではないかと今時点では考えているところであります。除雪作業というのは、住民の皆さんの生活の根底にあるものでありますし、防災など考えたときにも重要なことであります。十分管理能

力や技術力、資金力、そういった安定した業務として受けていただける、そういう方々に業務委託をさせていただきたいと、そのように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 1点目と2点目におきまして、山下町長からそれぞれ丁寧な答弁をいただきました。基本的には町長のお考えも私と同じ認識にありまして、さまざまな対応を考え、ご検討をいただいている方向性がほぼ同じ方向性であるかなと、このように私も思っていることに大変力強く感じているところでもございます。1点目の企業に対する、あるいは関連、そういったことにおいて申されるまでもなく町長がほぼ対応されているのかなと、このようにもう言い尽くされているかに感じ取っております、私は。ですが、私は申すことはもう余りないのですが、やはり企業の経営者として破産の申告をしたということは経営者の判断によってやられたものですから、これはいたし方ないだろうと。あと、支援策も働いている方々についてもいろいろご検討されていると、そういう中でも対応に当たられているかなと、このようにも聞き取りをいたしております。また、融資の面についてもつなぎという、そういう中には非常にいろんな制度がありまして、国の制度、セーフティーネットといいまして、それらもその人が借りるか借りないかが一番重要なのですが、借りた場合ということと今までも使われているか使われていないかということもありまして、そこには限度枠があっていっぱい借りていると、そこにセーフティーネットや振興資金、緊急対策資金とかというものもありまして借りるに借りられない、こういったところの厳しい状況の中でさらに緊急性の枠拡大という考え方がどの程度町長として腹づもりをされているのか、また残された職員、その支援方法、余り経営者のほうに立ち入ってしまうとちょっと町長に質問するものと変わってきますので、非常に言い方に苦慮するところなのですが、そういう支援のあり方、また今後そういう関連企業との関係を意識した中で今後もそういう点を、今までもそういうことはあったのだろうと、認識されて進んでいるのだろうと思いますけれども、やはり資金を借りた方というのはさらに払っていくのに事業拡大をしていかなければならぬ、それができるかできないかの判断によって借りてくるものだろうという考えもいたします。そういった中でぜひということも認識の上、事業の発注もいろいろ考慮されてはいかがかなと、このように思って、この点にちょっと気がついたことがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの話と繰り返した部分になろうかと思いますけれども、例えば関連する地元の関係企業の方々、先ほど7社ということでお話をさせていただきました。取引等の大小はあるようでございますけれども、そういった方々、既に私どもの中小企業振興資金の運転資金などを借り入れている方もいらっしゃいます。私どもが調べた

中では、満度まで借りている方はおりませんが、まだ余力が、余力といいたし
ょうか、借り入れの限度まで余裕がありますけれども、借りていらっしゃる。ま
た、今回国の先ほど燃油高騰等々というような中で、中小企業の資金など、そうい
うものもこの7社の中で借りていらっしゃる方もいるというような状況にあらうかと思
います。その中で先ほど言いましたように、枠を拡大するということが当面とすれば
有効な手段なのかもしれませんが、先ほど言ったようにそれは返済につながっ
ていくことということでいけば、その後の事業活動によってその部分をお支払いいた
だけるかどうかなというようにことにもまたつながっていくのだらうと思います。そう
いう部分については、私どもだけではなかなか十分判断しかねる部分がありますので、
商工会でありますとか金融機関などとも連携を図らなければならないなど、そのよう
に思っております。ただ、そのことが急場をしのぐための有効な手段だとすれば、そ
ういう枠の拡大ということについても十分検討していかなければならないなど、
そのように思っているところであります。また、具体的には町内の従業員の方々、ま
だ均一に一通りというような形でのお聞き取りはさせていただくには至っておりませ
んけれども、いろいろな職員など関連といいたししょうか、個人的なおつき合いのある
方等も含めていろいろな形での情報でお寄せいただいている部分もあります。全く今
の状況で次の働き口がということでご心配をされている方もございますし、中には何
がしかの声かけ、アプローチというのでしょうか、そういうものがある方もいたし
やるようにも聞いている部分があります。おのおの個別によって、またその人のご境
遇によって対応も変わってくる部分もあるのかなと、そのように思いますので、十分
そのあたり意を払いながら丁寧にご意見を聞く、状況を伺うというようなことで町と
してできることについては努力をさせていただきたいと、そのように考えております。
どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 町長の答弁は、本当にもうそこが具現となるのかなという感じがいたします。
本当にまさしくそういうことが十分注意されて対応に当たっているのかなと、このよ
うに感じております。私は、たまに地元の企業の関係者の皆さんとお話することが
ありまして、聞くことがあるのですが、皆さんそれぞれに課題や問題を抱えて日々経
営に努力されている様子を伺いますと、さまざまな業種の皆さんが一堂に会し、懇談
する場を設置をして、地元の経済の振興に向けた懇談というのですか、こういったこ
とをタイトルと銘打って、事業者との協働のまちづくりなんていう名目でもいいので
はないかとは思いますが、そういったところを取り組まれてはいかがなものな
のでしょうかと、こういうこともちょっとお伺いしたいかなと。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに現在産業の分野を超えていろいろな業種の方々がまちづくりといいた
ししょうか、自分たちの企業活動に取り組んでいるというような事例もあるように思

ます。同一業者といいましょうか、業種の方々の集まりというのは、例えば今でいう建設業であれば建設業協会でありますとか、例えば農協という組織に集まる農業者の方ですとか、そういう方々いらっしゃるんですけども、いろいろなところでお話を聞いてみますと、実際に東藻琴で農協さんが行っているコントラクター事業などは、農業の現場に建設業の方々の技術力というものを傾注して行っているような部分もあります。私どもの町ではございませんけれども、漁業者の方と建設業の方、さらには農業の方という、そういうつながりも場所についてはいろいろあるようでございます。そういう中では、今後の企業活動、産業活動を考えたときに自分たち同業種の産業の分野だけで物事をいろいろ論じるということではなくて、さらに幅の広い今ご提案のあった異業種懇談の中で新たな展開というようにいろいろを考えていくというのも一つの方策なのかなと、今ご提言をいただいてそのように感じたところでございます。町としても、例えば片方で民間委託のいろいろなあり方ということを少しずつ進めてきている部分もあります。そういう中でそのことをつまびらかにした中で皆さんとともに一緒に考えることというのは、大変有意義なことではないかというふうに思いますので、そういった内容のもの、こういう時代だからこそ必要なのかもしれないので、十分検討させていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 8 番、元木良一議員。

◇元木議員 1 点目の最後になりますが、この地元企業の倒産については町民の皆様にご与える心理的な影響、これが大変に大きなものがあると思いますので、今後もこのような難局が想定されます状況が続くと思いますので、町長を先頭にその時々の難局を乗り切っていただくようなさまざまな施策を期待いたしまして、1 点目の質問を終えたかと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大変重い課題であるというふうに受けとめております。先ほどの前出の議員の方にもお話がありましたけれども、私どもではなかなか特効薬というものそのものを持ち得ているわけではありませので、皆様方からどのような方策を町にご期待をされているのか、そういうことを十分に受けとめながら皆さんの心のケアなども含めて対処できるような、そういう取り組みができればいいなと、そのように努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともいろいろな形からまたご提案等いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 8 番、元木良一議員。

◇元木議員 それでは、除排雪業務の委託についてであります。先ほど答弁もいただきまして、確認したところであります。先に 2 番、3 番、最後に 1 番ぐらいで話をしたいかなと、このように思っているところでございます。2 番目の来年度以降の

具体的な業務委託の路線等についての具体的なところにおいては、今ほど町長も説明したように、東藻琴地区のおよそ半分を業務委託をしたいと。この中にはっきり具体的な数字も示されておりますので、私はそういった中でよろしいのではないかなと。その中には10名が臨時職員で、農家の臨職の方々が多いのですよと、こういうことであります。どうかこういう点においても委託業務に当たっても執行方針にも若干触れられておりましたけれども、この人方の継続性をぜひお願いしたいかなと、このように思っているところでもあります。

3番目については、郊外、農村地区の業務委託のことなのですが、これらについても先ほどもいただいている中なのですが、若干思いつきのところもありまして、このことにつきましては委託される場合の道路、主要道路、町道というのですか、先に恐らく町の主要道路が主に除雪対象になって走っていくものだろうと、こう思います。その中で枝線的な町道ですが、枝線における町道におきましてはどういったことが想定されるかということ、非常に大型車両なので、非常に道の狭い道路とかなかなか入りにくい、あるいは回ってこれにくい道路と、こういった部分の効率化の悪い部分についてどのように考えているかということ若干お聞きしたかった点も1点ありまして、この点につきましては地域を把握している自治会あたりに除雪業務ということも委託という考えはどのように思われているのか。既に若干聞くところによりますと、一部そういうところに個人的に任されている道路もあるやに聞いております。そういった点から、今回の業務委託についてさらに拡大していく、広げていくという考えはどのようにお考えでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在臨時職員の方々、先ほど言ったように、町内の農業者の方々10名に今お願いをしているということでございます。女満別地区においても職員が行っていたものを一斉に民間委託したわけではなくて、臨時職員というような形で対応し、そして民間の企業の方に委託という形式をとらせていただきました。その折にも、その経験などを生かして従来臨時職員でお働きいただいた方が企業の中で再度雇用されてそのノウハウを伝授していくというようなことにもなった例が随分ございます。今回の場合についても、まだ具体的に考えているわけではありませんけれども、そういうような経験のある方々が加わっていただいて除雪の迅速化に力をかしていただければありがたいなと、そのように考えているところでもございます。これは、町だけではなくて、現在国道でありますとか道道についても委託が進められておりますけれども、そういったところに地元の方などが臨時的に雇用されてお働きいただいていると、それが10年、20年と長い方についてはなっていってしまうというような実例もあるようでございますので、そういう形ができれば望ましいと、そのように思っております。

また、枝線といいましょうか、町道ではあるのですが、例えばその先実質的に1軒しか住宅がなくて道路の幅などもそんなに広くないというようなところで、現実そこの方に除雪を委託させていただいている、委託というか、機械の借り上げとい

うような形でありますけれども、お願いをしていることがございます。ただ、私どもといたしましては、しっかりと安定的に迅速に対応をいただけるということが大前提になってまいりますので、その場所、また受けていただけるかどうかの受け皿の問題というようなものも出てきようかと思えます。そういう能力があったり、意欲があったりというようなことで私どもとしてもそういう委託の仕方が効果も上がるということが見通せられれば、そういうことも今後もやっていきたいというふうには考えてございます。ただ、何もかにもまた押しつけるというような話になっても困りますので、そのあたりのアプローチといいましょうか、話というのは慎重にさせていただきたいなど、そのように思っております。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 大体よくわかりました。

続きまして、排雪問題についてちょっとお伺いしたいかと思えます。排雪問題は、東藻琴地区においては国道と道道まじり合って、そしてそこを取り巻く町道があると、このようにあるわけですが、除雪作業において、特に排雪作業ですが、町道が手っ取り早い話がどうしても国道と道道というのは結構タイミング的に時間差があって、交差するにおいても時間差があってなかなか取りつけ関係なんかにおいてもうまくいかない面があるのですが、先ほどの答弁の中にも開発部と土現さんをお願いしながら排雪業務をやっていますよと、こういうことなのですが、これらの点につきましてもできれば私は国道、道道と町道の町の排雪におけるものについては一緒の方向性が望ましいのではないかと。それについては、やはり町道が先に走ってあけても、国道が先に走っても 道道が先に走っても交差点にたまる角の積雪、堆雪というのは非常にいずれをとっても堆積の率が高いのではないかと。それに伴う押しボタン式の信号とか、そういった通行性における児童生徒の押しボタンとか、そういった面での障害になり、あるいは危険性も伴うことにつながるのではないかと。そういうことの観点から考えますと、国道についても道道についてもできるだけ日にちを縮めた中で一挙に片づけられる体制が望ましいのではないかと、こう思っているわけです。それについては、やはり連絡とってあちらの事情もありますから、当然日にちは変わってくるだろうと、このように思えます。そういう中で土現とか開発からの委託業務が進めることはできないのか、この辺についてお伺いしたいと思えます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 国道、道道、町道、その管理おのおの別々という中で、これは排雪に限らず除雪についても連携をしていかなければならないわけであります。毎年11月に網走開発建設部、それから土木現業所、それから関係する私どもの近隣の町村が集まって網走地区の道路交通管理協議会という会議を開催をしております。この中で冬期間の除雪に当たっての交差点でありますとか、横断歩道、それから歩道の除雪、そういったものについて課題点、要望点などを出してお互いに協議をして少しずつではあり

ますけれども、改善を図っていこうということにさせていただきます。その中で交差点ですとか、取り付け道路の残雪処理をお互いにどういう形で実施をするかというようなことについて話をさせていただいてございます。また、緊急時の協力なども欠かせないというふうに思っておりますので、今回は部分的に委託をするということではありませんけれども、委託になりましてもどのような形で除雪を進めていくかと、このリーダー的な役割は町がとらなければなりませんので、そういうところに参加をしながら、そこは今までと同じような連絡体制を緊密にしていきたいと、そのように思っております。

また、通学路などの確保ということでも言われました。現在の歩道の除雪、これについても維持していこうと思っております。道道などの部分については、歩道の部分については北海道のほうから私どもの町で委託を受けて、そして実施をしておりますけれども、これについてはまず今までと同じように委託であっても継続をさせていただいて、そして我が町から委託というような形で出させていただくような形になってくるのではないかと思っております。また、国道の歩道の除雪などでは、私も冬期間行きますと、非常に国道のところ雪が盛り上がり歩行者の方の通行に支障が出ているような部分がございます。そんなことでことしも開発建設部に要望した部分もでございますし、また押しボタンのところなどについても先ほど言った会議の中でお互いに除雪、排雪しておこうということにはしてはいて、やっではいるのですけれども、国道334のところの押しボタンなどでは先ほど言ったような状況の中でなかなかその押しボタンのところに近寄れないような、そういう状況も見えてとれます。この分については、網走開発建設部などとも十分協議しなければならないなど。もし向こうの対応が迅速なところに至らないというようなことであれば、こういったような部分、町として取り組んでいくということも必要ではないかと、そのように考えておりますので、そういう方向性を持って取り組ませていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 排雪においては、その部分においての取り組みを検討していきたいと、こういうことですので、私はそういうことの答弁の中ではよろしいのではないかなと、検討をお願いしたいかなと思います。

最後になりますが、除雪問題についてではありますが、この除雪問題というのは市街地区の間口の置き雪対策が非常に大事ではないかなと。これもいろんな話の中でも聞きますと、非常に間口対策が課題になっていると。最近のニュースでは、車両にシャッターつきマルチグレードなど開発されたものが取り付けになって非常に好評を呼んでいるというの也有りますが、それらについても十分なものではないと。お聞きしますと、通常の3分の1程度が残っていくようなところもあると、そういうこともお聞きします。こういった置き雪にかかわる問題といたしまして、当然人的なものがかかわってくるのではないかなと、このように思います。まして、これから高齢社会における除雪対策、これらについては非常に大事な要素を含んでいるのではないかなと、このように思いまして、私はこういう対策におけるものとして一番問題とされ

ているのは、ちょっと読んだところによりますと、担い手の対策、確保が難しいと、そういうのも事例的に発表するところもありまして、そういった考えからやはりボランティア的な組織、あるいはNPOみたいなそういう組織づくりが必要になってくるのではないかと。そういった面から、地域の潜在力を生かした支援体制、こういったことも大事ではないのかなと、このように思っているところで、またその中に加えてやはり子供たちの参加も考えられた体制、そしてちょっと福祉的な面からの参加ですか、こういったところをいろいろ総合的にかみ合わせた中で共助、公助、いわゆる住民と行政のかかわりを持った役割が必要ではないのかなと、このように思うのですが、この点について町長にお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 間口の置き雪の解消ということであります。従来私は、除雪というのは車道の雪を除くというようなことでいけば、結果的には間口にどうしても雪が残ってしまう、これはなかなか難しい問題で仕方ないのではないのかなと、そんなふうにも思っていた時期もございますけれども、ただ一方で高齢化社会がどんどんと進展をしてくる、さらにことしなどもおしかりを受けたわけでありまして、暖冬の傾向の中で湿った雪、大変重たいという中で高齢者の方がそれを取り除くということについては大変ご苦労が多いというようなことで、何とか検討していかなければならないと。先ほど北海道新聞の記事の中にも美幌町において開発局が置き雪を減らす新型の除雪機械の実証実験を行ったと、それに対する検証などについての新聞記事もございます。一定の効果があったという表現もありましたけれども、別な報道機関では評価半々というようなことで、受けとめられていた住民の方々がどの程度そのことを期待していたかとのギャップがというか、あったかというようなことなのかなと私自身は思っただけで読ませていただきました。今回町政執行方針の中にも改善策を調査研究することによって記載をさせていただきました。既存の今ある除雪機械により間口の多い市街地でどの程度置き雪を減らすことが可能かということであったり、美幌町で実証実験されました除雪機械の整備、そういったものの必要性和、その機械を導入するというようなことも調査研究してまいりたいなと。ただ、議員もご指摘のとおり、これで完璧に置き雪がなくなるというようなことではどうも今の実証実験の中ではないようであります。例えば今言ったようなことを講じながら、さらに地域の中でどのような取り扱いができるかということもあわせて必要なのだなと、そのように考えてございます。今回大空町の自治会連合会の中で除雪機械の導入などもありました。これは、自分の敷地内という部分もあろうかと思っておりますけれども、こういうところでも使うということも可能なのではないかと、例えばそんなことを思ったり、美幌町においても高齢者の方々の住宅のところを地域の方々がボランティアで除雪をする、ちょっと具体的な名称忘れちゃったけれども、何とかボランティアというような形の取り組みをいろいろされているというような話題も聞いてございます。我が町では、就労センターに委託をして通路を除雪するときにその一部を助成するというようなことをさせていただいておりますけれども、これは間口の置き雪ということではなくて、道路に出るため

の通路確保というようところが主体になっておりますので、今言った解決にはまだ届いていない部分があるのではないかと。いずれにしても、町の機械力でできるところと地域の中でお願ひしなければならないところがあります。別な一般質問の中でもお話をさせていただきましたけれども、地域の自主的な活動と、そういうものを誘発させる努力を私どももしていかなければならない、そういうことを先ほど申しましたけれども、そういう自主的な活動の中にこういう間口における置き雪の排雪といいましょうか、除雪というようなことも入ってくるのではないかなと、特に大きな課題になってくるのではないかと、そのように思いますので、こういう取り組みについてもどのような形で皆さんお力添えをいただけるかどうか、そういう点について考えさせていただきたいなと、また皆さんと一緒に考えていきたいなと、そのように思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇元木議員 終わります。

◇議 長 これにて元木良一議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時09分
再開 午後 3時19分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 大空町議会として初めての休日議会を実施しまして、2日目になりました。私が最後のトリを務めさせていただくわけですが、大変お疲れだと思いますが、おつき合いを願いたいと、このように思います。

本文に入る前に、きょうの新聞に米村哲英さん死去という、元網走市立郷土博物館長、考古学調査に尽力、80歳でお亡くなりになりましたという記事がきょう出ておりました。これに関して当町としても全く無関係ではなくて、昭和63年、昭和65年の網走湖底の遺跡調査では湖の底に眠る遺物を発掘する先駆的な調査を指揮したと、このように書かれてございます。郷土のこの米村さんの父親が最初にモヨロ貝塚の発掘といいますか、世に広めたというようなことでございまして、私も常日ごろ、後の質問にもかかわりますけれども、かわりを持っておりましたので、心から死去に関して敬意を表するとともに悼みたいと、このように考えている次第であります。

さて、開かれた議会として、先ほども述べましたが、昨日は9名というふうになっております。きょうは、最後に珍しくいつも私がトリを務めるときはほとんどいないというのが実態で過去ありましたけれども、こう見ますと8名の方、マスコミの方もおられるのかもしれませんが。何らかの形で成果が生まれてきたのだということとあわせて、我が議会の開かれた議会としての努力も評価をしていただきたいと思います、この機会にお願いを申し上げておきたいと思ひます。 私は、これまでも議会の役

割の根幹をなす議員の質問権を駆使して二元代表制に伴う大統領である町長に対するチェック機能、執行機関に対するチェック機能の一翼を一生懸命になってきたつもりでございます。3月13日号の広報大空に、まちのおしらせにもう既に載っておりますけれども、ゲートボールセンターの臨時閉館のお知らせ、この内容はアスベスト様物質をアリーナキャットウオーク部からの発見による臨時閉館のお知らせでございます。まして、情報公開の早期告知にまず町長の判断を評価をしたいと考えております。ただ、これも以前からPCB等毒物関係、そういう管理問題に続きましてアスベストに関する注意も喚起をし、きちんとした調査が必要であると私は主張してきたつもりでございますし、その立場から考えますと決して手放しで喜ぶことができないということが現実だと思います。現場での目視による遮へい部への検査調査をした結果ではなくて、設計図書による文書調査に偏った不十分な調査であった結果、緊急対策その他にかかわる暖房機の修繕工事に関係して遮へい物をあけてみたら、アスベストが発見されたということになったわけでございます。そういう意味では、過去の調査が安直なものだったと言われても仕方がないと、まず指摘をせざるを得ないというふうに考えております。これを機会に議会の指摘を真摯に受けとめて、今までアスベストなどは存在しないというような報告を出していたことを強く反省すべきと申し上げておきたいと思います。そして、もっと答弁に責任を持っていただきたいものだなと、このように考えている次第であります。

それでは、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。私は、大きな2点にわたって通告をいたしております。1は、町政執行方針についてでございます。対話と協働は、町長のこれまでの町政に臨む、大空町として平成18年以来、もっとさかのぼれば平成15年以来、女満別町長としておなりになって以降、基本的な姿勢であるというふうに私は理解をしております。しかし、平成18年以降、教育委員会職員の不祥事による住民の行政への信頼回復を得るために情報共有のあり方、情報公開についての行政、町長の姿勢が問われているというふうに私は理解をいたしております。町政執行方針に積極的に位置づけられている住民にわかりやすい事務事業評価制度や、あるいは地域担当職員制度に果たしてなっているのだろうかということも伺わせていただきたいと思いますし、また住民に密接な事務の適正な取り扱いにかかわる文書保管のあり方など、仕事の進め方についてもきちんとお伺いをさせていただきたいと思います。町政の進め方は、町長が常に言われているように、執行方針の5ページにも書かれてございますが、簡潔で効率的な透明性の高い行政でありたいということであろうと思います。住民の声を生かし、先ほど同僚議員も指摘しておりましたけれども、広聴活動を重んじるとすれば、例えば一つの具体的な事例でございますが、16ページにも出ておりますが、都市公園に関する自然環境と調和した適切な維持管理を行いますと、こういう趣旨のことについても住民が求めている、これまでトイレの整備、これについては強い要望があると私は思っておりますし、平成21年度の当初予算におきましては藻琴山温泉芝桜公園整備事業においてバイオトイレの施設整備が提案されております。トマップ川における都市公園のトイレについては、住民が不便を感じているという声を知っているはずでありますので、何の対策も講じないということはありません。あり得ないと思いますので、この機会に、いつぞやある会議においては町長もバイオ

トイレについての積極的な意図がかいま見えるお答えもいただいた経緯がございますので、この際明快にお答えをいただきたいものだと思います。

さらに、7ページだと思いますが、生ごみの分別収集を行い、堆肥化に向け試行してまいります。これも同僚議員が既に触れているところであります。私は、ちょっと観点を変えまして、以前に指摘をいたしております農政におけるバイオマス構想との整合性を持った事業所系の生ごみの取り扱いについてお伺いしたいと。先ほど教育長の同僚議員に対する答弁の中にも、給食センターで発生する生ごみの処理については環境教育の一環で云々という積極答弁もございましたけれども、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと、このように思っている次第であります。

総じて執行方針のあり方と関係することになると思うのでありますけれども、従来女満別町時代において予算提案説明と読みかえる考え方で予算案に触れている説明の仕方がこれまでございました。多額な予算措置がされている企業支援に関する予算の中身について積極的に、明示的に触れられていないことも二、三あるのは何か意味があるのか、あわせてお伺いを願いたいと、このように考えている次第でございます。

大きな2点目のことでございます。教育委員会行政の進め方についてでございます。Aといたしまして、女満別小学校の建設に伴う理念とコンセプトはどう位置づけるのかと。これまでは、平成19年からだと思いますが、厚生文教常任委員会その他を通じてさまざまな意見交換を委員会活動の中で教育委員会との間でとり行ってまいりましたけれども、教育長におかれましては生涯学習施設機能を有する小学校建設を進めるのだと、このように明快にお答えをいただいていた経緯もございます。それがいわば理念であり、コンセプトだと教育長は声高らかに申し上げていたと、こう記憶しております。執行方針上にはこれがそういう意味の語句としては消えていると、なぜかということをお伺いをいたしたいと思えます。

さらにまた、統合問題、単刀直入に申し上げます。すなわち、豊住小学校との統合にどう取り組むのか、これもまた伺わせていただきたいと思います。同僚議員の答弁にも一部ございましたけれども、私は2回目において別な観点から申し上げたいこともございますので、お答えを願いたいと思っております。

さらに、国有地問題です。現在の小学校の建設予定地における問題点として、過去私も何度も指摘してきた経緯がございますが、国有地問題をクリアする努力というものを出してきてきたというふうに私は理解しております。現実にはどうなってきたのかと、何か改善の道が生まれてきたのかと、このことについてどう整理していくのかということについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

また、環境に優しく、健康に留意した建設は可能なのかと、こういうこともお伺いさせていただきたいと思えます。これについても同僚議員に対する答弁も若干錯綜するところがございます。環境に関しては、基本的に100%、100点ということは申し上げませんけれども、教育長として答えられる範囲内のところは答えているのかなと、こう思っておりますけれども、中身について2点ほど聞かせていただきたいと。環境対策については、例えばグラウンドの緑化というのは校庭の中にグラウンドが含まれているのかとか、その他2回目にかかわりますけれども、お聞かせを願いたいと思っております。特に健康に優しいという観点については、シックスクール問題が重

要な問題として今課題としてあります。シックスクール問題を発生させないような検討、建て方、そういうことについてももう少し明瞭にお答えを願いたいと思っております。

Bといたしまして、学力調査、運動能力調査についてどう進め、教育現場にどう生かすのか伺いたいのであります。これもまた同僚議員の答弁も既にあるわけでありますけれども、私はもうちょっと踏み込んで、大空町教育委員会としての基本方針の具体的な内容について踏み込んでお答え願いたいと思うのです。先ほど聞いておりますと、道教委としての方針についてある程度お答えがあったように思います。学校改善プランだとか学力テストに関しては、いろいろあろうかと思えますけれども、具体的な内容が聞きたいと、このように申し上げておきたいと思えます。

Cといたしまして、学校図書の充実と対策についてお伺いをさせていただきたいと思っております。これも執行方針には書いておりまして、引き続き学校図書の充実を図ってまいりますと、こういう文言がございます。道新の平成20年5月の19日でしたか、新聞にも既に指摘されてございますが、国が昨年度道内の市町村に配分した小中高図書整備費14億円のうち、実際に予算計上されたのは各町村において43%の6億1,000万円と、これは平成19年度のことと思われるのでありますが、こういう記事もありました。したがって、少し踏み込んで学校図書の配分が大空町にはどのように行われてあるのかと、それが現実の予算との兼ね合いではどういう比較対照になっているのかということも踏み込んでお聞かせを願いたいと、このように思っています。

Dといたしまして、地域文化の継承と対策についてどう進めていくのかということも伺わせていただきたいのであります。この課題につきましては、私はちょっとしつこいかもしれませんが、何度もこれまでも質問をしてまいりました。元町遺跡については、私の提言も受け入れていただいて何とか、100点はつけられませんが、少なくとも整備に着手していく姿勢が見えてまいりました。そのときにあわせて提案をいたしておりました戦争遺産、かつ海軍の技術というのはすばらしいものでして、工学的な技術においてもあの掩体ごうというのがなかなか現在の技術でも同じようにつくことは難しいと、このように聞いてもございます。こうしたこと。そして、先ほど前ふりで触れさせていただいた山下岬における網走湖底の遺跡、このことについてもどう対応されていかれるのかお聞かせを願いたいと思っている次第でございます。

以上で2点、1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、今回アスベストではないかと思われるものが発見をされたということで、ゲートボールセンターについて休館ということで、大空町民の皆さんにご迷惑をかけておりますことをまずもっておわびを申し上げたいと思えますし、また過去においてもこのような確認という作業を行ってまいりましたが、十分な発見に至っていない

い、対応に至っていないということでの指摘もいただきました。これにつきましては、謙虚に反省をし、今後のまちづくりの中で、仕事の中でこういったものが今後起きないように努力をさせていただきたいと、そのようにまず冒頭申し上げたいと思います。

このように私ども行政を預かり、執行させていただいている中において、住民の方との信頼関係というものは大変重要なものであると、そのように思います。また、一朝一夕に築くということにもなりませんし、これは私たちの責任もあろうかと、そのように思っております。町の職員は、行政サービスを提供するプロでなくてはいけません。そういう意味からいけば、業務上のミスというものはあってはならないわけがあります。ミスをしないということがある意味での目標にもなります。しかし、私が思いますのは、ミスを犯さないということをすべての目標にしてしまいますと、職員の自由な発想ですとか、意欲の低下ということにもなりかねません。そういう側面も抱えながら、難しい問題ではある。ただ、こういったものをいかに少なくしていくかということの努力をするためには、法令を遵守し、内部の連携を行ったり、チェック機能というものを最大限に発揮させ、取り組んでいかなければならないと、そのように思っております。しかしながら、やはりミス、誤りというものは起こり得ることも事実だと、そのように思っております。そういった場合、発生した場合どのように対処するかということがその後の信頼関係に影響するものと、そのように思いますので、その時々ではありますけれども、最善の努力に心がけていきたいと、そのように考えるところでございます。今回のこともこのことだけではなくて、そのほかの案件等にもつながる部分も多いのではないかと。一を聞いて十を知るところまではなかなか至りませんけれども、このことがどのような場面で私どもの仕事に影響しているかということをもう一度しっかりと考えてみたいと思っております。

事務事業評価についてもご質問がございました。この制度でございますけれども、平成19年の3月に策定をいたしました行政改革大綱の4つの大項目の中の一つといたしまして、簡潔で効率的かつ効果的で透明性の高い行政経営と、成果重視型の行政経営を実践するために総合計画の各階層と連携づける事務事業評価制度の確立を図っていく必要があるとございます。改革に結びつけるための事務事業評価制度を導入することが必要だと、そういう表現になってございます。平成19年度、総合計画を策定しまして、実施計画をつくりました。その試行といたしまして、その事業の事前評価というものを実施をし、そして推進計画、実施計画の策定の基礎としたところであります。平成20年度におきましては、その総合計画の見直し作業にあわせまして、平成19年度策定した総合計画の事業の事後評価とをしてみたり、また新しく盛り込んだ事業等の事前評価、さらには財政健全化の取り組みの中で補助金等の見直しということをやったので、補助金等の事業、そういったものを対象としてこの事務事業評価というものをしてみた経過にございます。ただ、対象外の事業もございます。人件費ですとか公債費、また国、道からの受託事業の事務、また災害復旧事業ですとか、単に基金の積み立て、公共施設に係る管理運営事業、そういったものについては対象外としているところであります。評価の方法といたしましては、事業の緊急性でありますとか、町民のニーズ、必要性、公費負担の妥当性、受益の範

囲の公平性、手段の効率性、事業の有効性と、項目いろいろありますけれども、7つの視点から点数づけをいたしまして、担当課がまず第1次の評価を行うこととしています。その1次評価を踏まえて総合計画ですとか、行政改革の推進計画、財政課の健全計画、そういったものとの整合性を見ながら、さらに5項目にわたって企画課、財政課の職員で2次評価などを行って評点化するというものでございます。その中で継続するか見直しをするか、また民間委託等ということの判断ですとか、やめる、延期をする、廃止をするというようなところに結びつけていけるような、そんな方向性を出したり、優先度を検討していくということを考えての作業でございます。それらを踏まえて、総合計画や予算編成などに反映をさせているところでございます。ただ、課題点もご存じのとおりでございます。1つには、その評価の客観性の確保というところが挙げられるのではないかと。先ほど申しましたとおり、担当課で1次評価を行います。自分たちの仕事でもありますので、私どもの印象ではやはりその評価というのはやや甘い認識という判断に陥りやすくなっているのではないかなと、そういう反省点、課題点がございます。もう一つは、評価することそのものが目的ではございません。けれども、やはり評価するという作業を行いますと、仕事としてはふえる傾向にございます。そういった中で事務量を軽減をすると、そういう手法改善というものも考えていかなければならないのではないかと思います。また、今言った目的のところでありまして、通常ふだんからこのことを意識をして計画をする、実施をする、また評価をして見直しをして次につなげていくと、そのことをしっかりと評価と連動させて意識づけができていくかという、まだまだであるというところでもあります。4番目、そういったようなことから、その次の政策へ結びつけていくステップアップというところまではまだまだ至っていないと。今回の評価をやった次の新しい施策、政策、事業というものが出てくるということが本来の目的ではないかと、そういう課題点などもございます。こういったところをしっかりと整理をして、さらにその評価の手法のやり方というものの構築と定着に努めてまいりたいと、そのように思っております。

地域担当職員制度についても触れられておりましたので、私の思うところを少し話させていただきたいと思います。地域担当職員制度は、48自治会に昨年の2月から職員を配置をしているところであります。私が思いますには、まず1つには地域の方々を知る、そしてその地域の特色を知る、そして自分自身も知っていただく、そして自分の仕事の内容をそういった触れ合った交流する方々に伝えていくということがまず目の前の目標ではないかと、そのように思っております。まだまだ十分なものには達しておりません。最終的な目標は、町が考えたいろいろな政策、施策、そういったものをこの地域担当者が地域の中で上手に町民の皆さんにPRなり、考え方を説明できるということは理想でありますけれども、それよりもまず先ほど言ったような足元のところをしっかりとできて初めて次の段階にいけるのではないかと、そのようにも思うわけであります。また、課題としましては、私どもが意図としている部分と地域の方々が受けとめている意識と、そこにまだ十分なものではなくてずれがあると。先ほど前出の議員のお話のところと関係する部分もあろうかと思いますが、そういうような中でそのあたりの考え方というものを共通認識を持っていかなければなら

ないかと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、トマップ川公園についてのトイレの関係についてございました。過去の具体的な日限については十分調べておりませんが、別な方の一般質問の中でトマップ川公園におけるトイレの必要性ということでご質問をいただいた経過にもございました。そのときの私の答弁は、相当な金額をかけた数千万円するようなトイレというようなことを考えると、今のところ設置する考え方はないと。神社前の下水道のマンホールポンプ所のトイレの利用で何とか対応いただけないだろうかというようなご答弁をさせていただいた経過がございます。ただ、確かに距離の表示などもさせていただいておりますけれども、遠いということでご不便をかけているということについては認識をしております。右岸地域については、供用開始になってございます。左岸地域についても平成21年度の整備でほぼ完了というような形になります。兩岸の利用状況等を総合的に判断したときには、トイレの設置というものも必要ではないかと。その中で過去、これは別な形で議員協議会でもございましたけれども、その折に副町長がそういうバイオトイレの設置ということについても検討しているということでお話をさせていただきました。実は、過去においてもバイオトイレを検討したことがございました。ただ、そのとき私どもが説明を受けたバイオトイレについては、冬期間の問題でありますとか、電気の配線等の問題などもあってなかなかうまく機能しないのではないかとというようなことで断念した経過にもございます。ただ、今の時代には大分そういった改善点もあるというやにも聞いてございます。そのようなことから、バイオトイレの設置等、十分設置をした場合に利用されるのか、機能するのかというようなことを考えまして、試行的にまず置くということも必要ではないかと、こんなことを考えて平成21年度取り組んでみたいと、そのように考えてございます。

生ごみの分別についてでありますけれども、今いろいろな形で進めてご理解を賜るように努力をしておりますけれども、まだまだ十分な理解といえるでしょうか、住民の方からの率先したご理解のところには至っていないということでありますので、何とか町を挙げてそういう機運が盛り上がるような、そういう運動なども片方で起こしながら取り組みを行っていきたいと思います。過去にもバイオマス構想のことについてご指摘をいただいた関係もございます。私どもも今回の生ごみを処理するに当たって、例えばJAグループとの提携ということについても考えなかったわけではございませんけれども、近隣市町村との相互利用などというような観点からのお話もありましたので、そういう方式を前提としながら取り組めないかというようなことで今回のようなご提案の向きになってございます。まだまだ実際に最終決定をしたということではありませんので、この試行の中でいろいろな課題点も見つかってよいと思います。そういうものを整理しながら、何とか地球規模の環境なども考えた取り組みとしてできるように努力をしてまいりたいと、そのように思います。

また、執行方針、予算提案説明というふうになんとも言いはありますが、私とすれば今回提案させていただいた町政執行方針と書かれたものについて、前段については私の基本的な執行に対する考え方ということで書かせていただいておりますし、また単にそれだけで終わるのではなくて、事務事業の内容等についても予算との関係もありますので、さらに詳細にという思いを持って説明書きを加えさせていた

だいております。さらに、それに対する決意ということで結びとさせていただいてることでもありますし、企業の支援等についても、それは私の町政執行の部分についても書かせていただいているものと、私は私なりに意識をして書かせていただいたつもりであります。ただ、ほかの部分でもご指摘があったように、筆足らずの部分があったのかなと、そういう思いも抱いているところでもありますけれども、十分気持ちの中には持ち得ていたということで何とぞご理解を賜りたいと思います。

また、2番目の質問の部分で私からご答弁を申し上げる部分が少しあろうかと思しますので、先に説明をさせていただきたいと思います。1点については、統合の問題でございます。昨日のご質問の中でも類するご質問がございましたとおり、女満別地区の小学校の状況を見ますと、湖南小学校でありますとか、大東小学校、本郷小学校が昭和39年に女満別小に統合になってございます。また、昭和42年には朝日小学校、昭和51年に日進、平成8年に開陽小学校、平成14年に大成小学校ということで順次女満別小学校に統合となっている経過がございます。現在地域においては、女満別小学校と豊住小学校の2校ということでございます。総合計画の中でも学校の適正規模について検討を行うというようなことから、この間地区の自治会長さんでありますとか、歴代のPTA会長、保護者の方ということで3回懇談会を開催させていただいております。その中では、現在の豊住小学校における教育のすばらしいところ、さらには課題となっているところなどが提起されておりまして、それは私どもも承知するところと重なる部分があるのかなと、そのような認識になってございます。過去にも豊住中学校が統合した際にも小学校はどうなのだというような話、話題もあったかと思いますし、昭和43年に豊住小中学校が火災に遭ったときにも統合という論議があったやにも聞いております。今回女満別小学校の改築という事例といいましょうか、事柄とあわせてそういうことについて議論をするきっかけではないかと、私はそのように思っておりますことから、このような形で地域の方々の意見も聞いているところでもあります。そういった方の意見も十分に聞いた中で判断をさせていただきたい、そのように思っております。

また、女満別小学校の改築場所に伴う国有地の関係についてもたびたびお尋ねがございしますが、現在約36万円ほど年間使用料を払って使わせていただいているということでもあります。過去に私、13日にもたまたま突然北見財務局出張所の所長がお見えになりましたので、そのときも話題にしましたが、それを除いても過去2回財務局出張所の所長さんとお話をさせていただいております。1回目は、16年の11月でございました。このときには、まだ女満別町長時代で、具体的なまだ女満別小学校の改築ということではありませんでしたけれども、その底地が国有地であるということを承知しておりましたので、国の方針としてこれは地元買い取ってくれというような話はあるのかどうかというようなことを聞いたことがございますが、そのときには国としてそういう方針を一律に持っているということではないというようなことで、そのときには過去に算定をした中では数千万円というような金額も出たというようなお話をさせていただきました折に、所長のほうからそれでは市町村の財政など考えて、すぐということではもちろん無理ではないかと、今のまま使用料を払いながらお使いいただくということがよろしいのではないのかと、それは個人的な見解であ

ったかもしれませんが、そのような懇談をさせていただいたことがございました。また、これはもう少し具体的な形でありますけれども、平成20年の5月にその後の次の所長さんとお話をさせていただきました。このときには、私から無償でその部分お譲りいただくわけにはいかないかと言いますと、にこやかに笑われて、それはなかなか難しいですと、そのようにお答えになられておりました。では、例えば町の中に町有地がありますけれども、そういうものと等価交換というようなことについての可能性はどうかということについてもお聞きをいたしました。可能性として全くないわけではないということでありましたけれども、そのときには国としてもその交換が必要だという積極的な考え方を持たなくてはならないと、一方的に甲乙いる中の一方だけの要望ということでそのことがなし得るものではないと、そういうことからいえば国側が必要となるべき理由というものを考えなければならぬので、今すぐは無理だというようなことをお話をいただきました。また、このときにもあわせて賃借の関係についてお話に最終的にはなりましたけれども、とりあえず現況の使用料の中で新築、改築などを考えてはいかがかというようなお話になりました。決してこの時点で完全にあきらめたわけではありませんけれども、片方でそのことが解決しなければ全く進まないということではないのだなと私自身は考えまして、一方で改築等々に係るいろいろな調査設計などをさせていただくのとおわせて、今後も今言った無償譲渡でありますとか、交換でありますとか、そういうような手法での理由づけというものがないのかということとは一方で考えながら対応させていただいているつもりでありますので、この点についてもご理解を賜りたいと思います。

私からのご答弁が少し長くなりましたが、1回目この内容で終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 合田教育委員長。

◇教育委員会委員長 大空町の教育行政の推進に当たりましては、日ごろから議員各位にご指導いただいておりますことに対しましてお礼を申し上げます。

女満別小学校の改築につきましては、町長の町政執行方針において平成21年度改築に着手し、平成22年度中の完成を目指し、その後の屋体の建設、旧校舎の解体、グラウンド等の外構整備を年次計画で実施する予定との説明がございました。教育委員会といたしましては、女満別小学校の改築に係る意見を聞く会でまとめた光、夢、友愛あふれる学校のコンセプトに基づき、環境に優しく、健康に留意した建設を目指して各課の連携を図りながら年次計画どおりに工事が進行するよう努めてまいり所存でございます。

本年度小学校6学年と中学校3学年を対象に実施しました全国学力・学習状況調査について、北海道は昨年同様44位以下と低い結果となっております。大空町の実態としては、小学校では国語B問題、応用やや全道より劣るものの国語のA問題、基礎や算数のA、B問題では全道平均と同レベルとなっております。中学校では、国語のA問題、基礎、B問題、応用とも全道平均をやや上回る結果となっておりますが、数学においてA問題、基礎がやや低いのに対してB問題、応用はかなり低い結果となっ

ております。これらの結果を受けて、各学校では改善プランを策定して取り組んでいるところでございます。町としては、全学年の学力の定着状況を把握し、授業改善に生かせるために新年度から全国標準学力調査を全小中学校の全学年で実施することとしております。

本年度から小学校5学年と中学校2学年に実施されました全国体力・運動能力調査につきましても、北海道は学力調査と同様に低い結果が出ており、大空町につきましても新年度になりましてから急の実施要請であったことから、1校のみの実施となっております。平成21年度につきましても、用具等も取りそろえて全小中学校で実施する予定であります。

そのほか、学校図書の充実につきましても、蔵書数では国の基準冊数を超えるところまで整備されてきておりますが、さらなる充実を目指します。

また、地域文化の継承につきましても、議員からご指摘を受けておりますが、今後は平成21年度からスタートする大空町教育推進計画に沿って具体的な取り組みを計画的に推進することとしております。

足りないお答えについては、教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 ただいま委員長のほうから総括的なご答弁を申し上げさせていただきました。私のほうからは、議員のほうから先ほど質問された中身について具体的にご答弁を申し上げたいと、このように存じます。

女満別小学校の改築に当たってのコンセプトということでございますが、ただいま委員長のほうからも申し上げましたように、女満別小学校改築に係る意見を聞く会でその基本理念やコンセプトを定めたという経緯がございます。光と夢と友愛あふれる学校ということでございます。光につきましては、光あふれる学校で豊かな心と健やかな体をはぐくむと。夢につきましては、楽しく学び、遊べる学校で夢や希望に向かっていく力や意欲をはぐくむと。友愛につきましては、人々が触れ合う学校で友愛や愛校心、愛郷心をはぐくむと。このように大きく3つの側面からコンセプト、理念を定めて、それに基づいて意見を聞く会、さらにその後の女満別小学校改築検討委員会等でこれらのコンセプトに沿った具体的な改築の協議を進めてきたところでございます。その中で、議員のほうから生涯学習施設としての機能を有する学校ということについて特にご指摘がございました。このことについては、協議会の中でも、合同常任委員会の中でも何回かご説明を申し上げさせていただいたわけではありますが、その基本的な考え方といたしまして、女満別小学校は地域によって育てられ、地域とともに育ってきた学校であり、現在も屋体の一部を地域に開放してございます。新しい学校では、屋体のほか図書室、音楽室、調理室、コンピューター室といった社会教育の場としても提供が可能となるような施設設計をしてございます。このことによって生涯学習施設としての機能を有する学校という、それらのことに対応していけるのではないかなと考えているところでございます。その開放のあり方等については、これから

また時間をとりながら十分に検討してよりよい開放の仕方というものについて詰めてまいりたいと、このように思っています。

2点目の環境に優しい、健康に留意したということでグラウンドの緑化についてご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。女満別小学校の改築の平面図の中で、正面玄関を背にしますと左手のほうに校庭というスペースを大きく割いてございます。そこは、芝生化をして遊具を設置するというところで、約1,500平米ほどの土地をそういう形で考えているところでございます。グラウンドにつきましては、多様なスポーツ、運動等を展開できるようにということで考えてございます。しかし、議員がご指摘ありましたグラウンドそのものも芝生化できないかということにつきましては、今後学校のほうとも協議を重ねてまいりたいというふうに思っています。

それから、全国学力テストの関係、体力テストの関係ですが、大空町としての指針ということでいかなるものを立てているのかということでございますが、先ほど委員長のほうからもご答弁申し上げましたように、テストが終わってから各学校では各学校の実態について詳細に分析をして、それぞれの学校ごとに自分の学校の実態に即した学校改善プログラムというものを作成して教育委員会のほうに提出をいただいております。それらをあわせて、教育委員会としての今後学力の向上に対する大きな方針として4つのことを立ててございます。1つは、学習の学び直しの機会を設定していくということ。2つ目は、授業の工夫改善に一層努めると。そのことは、とりもなおさず先生方の授業力の向上ということを指すことにもなります。3つ目といたしましては、家庭学習の奨励ということで学校で学習したと家庭における学習との連結をつけながら、子供たちの学習活動が学校とうちで予習、復習も含めて連結していく、つながっていくと、そこが非常に大切になってくるだろうということでございます。4点目は、昨日の議員さんの体力テストの問題についてもお答えを申し上げましたが、基本的な生活習慣の確立と生活リズムづくりと、これが体力にも学力にも非常に相関しているということが全国的にも、あるいは全道的にも傾向として出ているということでございまして、大空町においてもそのテストの分析結果によってそういうことが明確になりましたので、この4点を大きな町の方針として取り組んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

続いて、学校図書の充実ということでございますが、先ほど委員長の答弁の中では蔵書冊数としては国の基準を超えた形で大空町の場合は蔵書をしているということを申し上げさせていただきました。そこで、冊数は超えているけれども、先ほどの議員の質問にありましたように、文科省からの図書を買うために交付されているお金とのかかわりはどうなのだというご質問でございますが、平成19年度から文科省のほうから学校図書の充実ということで上乗せの措置がなされております。平成20年度の予算におきましては、交付税として303万円、その中で学校図書費として充当いたしました額が164万円でございます。充当率が54.0%でございます。先年でしたか、一昨年でしたか、坂本議員さんの質問の中でもこれらについてご答弁がありまして、国のほうでも学校図書の配分の率が平成18年までと変わりまして、それまでは大空町は90%以上のいただいたお金を使って図書を買うところは充足していたのですが、その額の上乗せが十分になされていないということで、ただいま申し上げた

ような54.6%の交付税を使つての図書の充実率ということでございます。

それから次に、地域文化の継承と対策にかかわりまして戦争遺産のことについてご指摘がございました。この問題につきましては、議員の質問の中にもございましたように、これまでも何度となく議員のほうからご指導をいただきまして、元町遺跡の復元につきましては修復が終わって今もとの場所に修復された形で建っているということでございまして、これにつきましてもご指導いただきましたことにお礼を申し上げたいと、このように存じます。

それから、戦争の遺跡に関しましては、特に私もかつて議員の質問に答弁したいので、記憶しているのですが、掩体ごうのことについてですが、飛行場を有している女満別町のこの歴史遺産、そしてそれは当然とりもおさず戦争との関係の中で掩体ごうや防空ごう等についてはあったわけですが、それらを平和的な資料としてこの町の中でやっぱり残していく、そういう活動が必要であるというようなことでご答弁をしていたところでありますが、まだ十分な取り組みには至っておりません。この後地権者の方と協議を進めさせていただきながら、よりよい形での残し方について、看板を立てる等、協議を深めさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

かかわりまして、開拓資料、郷土資料等のことについてであります。開拓資料につきましては前回のときもご答弁申し上げました。女満別地区の郷土資料室と東藻琴のふるさと資料室に保管されている資料の台帳整備が完了しまして、現在山園ふるさとセンターに保管されている資料の整理について一部を残して整理が終わっているところでございます。それから、もう一つ、まだ展示をしていないものが幾つかございますが、それらについて今後未整理の資料の展示についても取り組んでまいりたいというように考えてございます。それから、新しい試みとして、町民の方に大空町にどんな遺跡やどんな古木等があるのかと、そういうことがわかっていただけるように、大空町全地図の中に古木、遺跡等の場所、そういうものを記入して、例えばそれらをマップ方式にしておいて、この町に来られた方々が手にしながらそれらをたどっていくことによって町のことについて知っていただくと、そういう意味では観光的な面の要素も持たせながら作成していくことができるなど、このように考えておりますので、これについても取りかかってまいりたいと、このように思っております。

それから、最後ですが、先ほど湖底の遺跡についてご質問をいただきました。トマップ川沖湖底遺跡という名称で北海道教育委員会の埋蔵文化財包蔵地カードの中に登載をされているものでございます。指定されましたのは、昭和57年の7月でございまして、場所的には女満別川の河口から北西に1キロメートル、湖岸から220メートルの沖合で、周囲40キロメートルの広さの湖の中から発見されたと。その中から発見された土器などによりますと、絶対年代で7,000年くらい前の古いそういうものが発見されたということで、これは議員がご指摘になりましたように非常に価値の高いものなのだろうと、このように思っております。これについてもこの後詳しく資料等についてまた当たってまいりたいと、このように思っているところでございます。

もう一つ、シックハウスのことについて質問がありましたので、ご答弁を申し上げます。

たいと思います。私もテレビのニュースで見ましたし、紋別市の教育長からも聞いたことがあるのですが、紋別市で小向小学校を建設したけれども、シックハウスの関係で1年間使用できなかったということがございまして、ちょうど1年かかって今年の4月から使用ができるようになったということでございます。そこで、これについては非常に慎重に使う建材等、それから特に揮発性の有機化合物を使っていく場合の指針値に適合しているかどうかということのチェックを厳重にしていかなければいけないと。あるいは、いろいろなものを設置したときの室内の空気中の化学物質濃度を検査、何回か建ててからやるそうです。それらについても十分に検査等をしながら、化学物質の発生のない、もしくは発生の少ない建材等の選定ということについて十分留意をしまいたいと、このように思っております。実は、一昨年、平成19年、旭川市の陵雲小学校というところ、新しくなった学校施設を見せていただいたことがあるのですが、そこで新しく取り入れた建材や家具等は数値上問題ないのだけれども、古い校舎から持ってきた本箱等にちょっと水準値を超えるものがあって、それらも新しい校舎に物を移した段階で検査をした結果そういうことがわかって使用を取りやめたというようなこともその新設校を訪問した折に校長のほうから指導を受けました。そんなことにも十分留意しながら、この後学校の建設、あるいは学校の教室等に搬入する備品等についても留意をしまいたいと、このように存じます。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大変件数の多い質問をしておりますので、答弁側としてはコンパクトによく説明をしていただいたと、これにまず最初に感謝を申し上げたいと思うわけでありますけれども、ただ執行方針につきまして私が申し上げたい細かいことはいろいろあるわけでありますけれども、事務事業評価については既に町長の答弁にありますように客観性が十分担保されているとは思えないというようなみずからの分析もありますように、第三者評価というものをきちっと入れて住民も参加させた形での事務事業評価制度の確立を図るべきだと、私は実はこう思っておりますし、地域担当職員制度につきましてはどちらかといえば町長のお言葉にニュアンスとして感じられるように、職員の言うならば意識改革に力点を置いて私などは実は受けとめておりまして、前にもこの問題について一度指摘をさせていただいたわけでありますけれども、自治会のお助けマンになっていきますと、自治会の主体性確立その他に大きな問題が、依存が発生すると、そうすると自治の能力の低下につながりますし、果たしていいのかという問題点を抱え込みながら、にもかかわらず職員の皆さんが地域の中に散らばってそれぞれ対応されることによって職員として地域と密接にかかわるということを通じて意識改革をされるということは、私はいいいことだというふうには思って評価はしたいと思います。ただ、本業の仕事がおろそかにならないようにしていただきたいのです。それぞれの職員の皆さんは、自分の自治会もあるのです。自分の本来の業務も持っているのです。自分の自治会の仕事もおつき合いをしながら、他の自治会の担当職員をやるということをつつと続けると、そごが生じてこないのかなという心配がございま

すので、その点についても改めてもう一度ご意見をいただきたいなど、ご答弁をいただきたいなどと思います。

それと、バイオトイレの都市公園の件については、検討したいというふうに積極答弁があったというふうに解釈をさせていただいて、十分検討されたいということを申し上げたいと思っております。

さらに、生ごみのバイオマス構想との関連の中で私申し上げたのですが、そのこととはまた別にとにかく今の試行をやらせていただきたいと、その中からいろいろ検討することが出てくるだろうということですので、私としては指摘にとどめて、ひとつ今後の課題としてお考えいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、一番言いたいことは、まとめて言ってしまっていて一問一答になっていないと後からおしかり受けるかもしれませんが、一番執行方針について言いたいことは、要するに個人情報保護には留意しつつ、開かれた行政として積極的な情報公開を推進しなければ住民との信頼を持った情報共有は行われません。こういう言い方が正しいかどうかは別として、別なテーマである本を見ると、表題が格好だなと思ったから、申し上げるのですが、前のアメリカのゴア副大統領が、たしか間違っていなかったら、こういう表題だったと思うのです。「不都合な真実」、そんなようなことだったと思うのです。行政が抱えているいろんな、先ほど同僚議員からも情報公開の積極公開について申し上げたときに、いろんなことがあるでしょうというニュアンスの問いがあったように私は聞いておりましたけれども、町長からは思い切った答弁が出てきたのかどうかということについては評価の分かれるところだなと思ってございます。したがって、この機会に住民の皆さんと情報を共有すべき、開示すべき情報があるのかないのかももう一度お答えをいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。もう一度ご答弁をお願いします。

2回目、一問一答をまとめて言ってしまいました。この執行方針については、それぞれお答えをいただいてから1つずつまたやらせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、行政評価における第三者機関の設置ということであります。これについては、当然考えていないわけではございませんで、先ほど言ったように、客観性を保つというようなことから考えますと、こういうやり方というのも必要ではないかなと、そのように思っております。町民の方々の参画の理想というのは、主体的に参加していただくということでもありますので、それが最終目標ではあるのですが、段階的にいろいろなことをしていかなければそのところまで到達しないのではないかと。目標として、第三者評価ということを行ってみたいというふうに思っています。ただ、正直言ってまだ私自身どういう方策といいましょうか、形があるのかというのを十分承知していない部分もあります。先進地といいましょうか、早くから取り組んでいるところについてはこのような方策も取り入れているというふうに聞いておりますので、その事例なども調査をさせていただきたいと思えますし、その中でどうい

形ということでまたご提案をさせていただいてそういう形づくりということについて進めていきたいと思っております。

また、地域担当者、これはいろんな側面がございまして、議員が言われました職員の意識改革というようなことも当然いろいろな効果の中では考えてのものでございます。町民の方の視線、そういうものを大切しなければならないと、そういう言い方もいろんなところでさせていただいておりますので、その目線に立つためには一緒にその地域の中に、自分の住んでいる地域だけではなくて、飛び込んでいくということが必要ではないかと。ただ、この制度を行ったときに議員のみならず町民の方からも言われましたのは、おいおい、おれらはしっかりと仕事やってもらうということが大前提なのだぞというような言われ方もいたしました。本業がおろそかになる、また自分たちの自治会の活動がおろそかになるというようなことではまた本末転倒だと思えます。そのようなことから、私は1人1地域当てているということではなくて、複数を配置させていただいております。その中でチームとしてその対応に当たるべきではないかというような形にして、決してだれか1人のところに極端なしわ寄せが行くようなことのないように配慮しているところではあります。もっと配慮しなければならないのが、その地域の単に雑用係ということになるのでは困りますし、地域の主体性を損なうようなことになっては最も本末転倒だというふうに思いますので、なかなか難しいことではありますけれども、地域の方たちが主体的に考えたことを側面からまた後押しをするというようなことに徹していかなければならないものだと、そのように思っております。十分そのあたりもこれから、班長会議なども行っておりますので、そういう機会を通じて伝えていきたいと思えます。

バイオトイレにつきましては、完全設置ということではないということをご理解をいただきたいと思えます。ことしについては、試験的に設置をさせていただいて、その利用などを把握した中でその後本格的な実施に移すかどうかということの判断をさせていただきたいということでおりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

また、ごみの部分については、現在まだ試行と。今時点でもいろいろお願いはしています。ですけれども、本格的な試行として一区切りとして6月からということであります。今までも既にいろいろな課題点などについて町民の方からお寄せいただいている課題がございます。そういったものを一つ一つ対処していかなければ、本格的な実施にはならないと。先ほど言いました単に分別の精度の高さということだけではなくて、物理的なものでありますとか、それから意識なものだとか、そういうものもあわせて取り組んでいかなければならないと。そういう中で例えば将来この堆肥ができ上がったときの活用ですとか、そういうものも一方では考えていった中で、単にごみ処理ということではない考え方を持たなければ、町民の方の理解もいただけないのではないかなと、そのように思っておりますので、そういう取り組みもあわせて行っていきたいと思えます。

情報の公開というようなことで、それがなければ信頼というものはつくることにはできないのだよということでもあります。私どもとして伝えなければならないこと、また町民が知りたいこと、町民は知る権利を持っていると、私はそのように思いますので、そういう意味においては個人情報というの的是一个の制約がかかる部分がありますけれ

ども、それ以外の部分についてはいろいろなところで私どもは情報についてつまびらかにさせていただいているつもりでございます。また、具体的な部分でまたあれば、いろいろご指摘などもいただきたいなど、そのようにも思います。私が役場に入りましたのは、昭和53年でありましたけれども、そのころの行政の事務の進め方と現在とでは大きくさま変わりがしているような気がいたします。先ほど前出の議員の方がご質問の中でもご答弁させていただいた中で使わせていただきましたけれども、決まったことといいましょうか、そのことだけを情報発信するという時代からさまざまな視点からお考えをいただくための情報発信というような部分にも現在至っているのではないかというふうに思います。そういう中においては、町民に関してあらゆる情報を提供していく、お知らせをしていくというようなことについては今後も努力をしてまいりたいと、そのように思うところであります。

- ◇議 長 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。
小島議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時29分
再開 午後4時39分

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
小島議員の一般質問を続けます。
12番、小島一弘議員。

- ◇小島議員 町長からは、るるご答弁をいただきました。私は、前ふりの中で申し上げたことをもう一度申し上げて町長のご答弁をもう一度いただきたいと思っております。というのは、ゲートボールセンターの評価、吹きつけアスベスト調査についてのことでありますけれども、このことについてはまだ調査結果が出ないうちから私は評価をさせていただいたのです。閉館をすると、町民の健康に大きな影響を与える可能性があるという判断をいち早くされたということの評価をしつつ苦言を呈させていただいたと。中身として申し上げると、いろんなやりとりが過去にもございました、各委員会、常任委員会活動の中で。結局ゲートボールセンターは、私は平成3年から議員をやらせていただいております、途中1回中抜きはありますが。それはともかくとして、平成7年に実はゲートボールセンターはアスベスト問題における、当時のお金で1億円相当だったと思うのですが、改修工事を行ったのです。ですから、問題の本質は、アスベストを除去する工事を行ったにもかかわらず、後から出てきた問題という現象面、これ一番大事なことです、そのこともそうであります、現実には調査に当たって、先ほど申し上げたように、建設当初における設計図書しか現実にはなかったと。石川組さんだったと思うのです。昭和49年ですか。その後、きょうも企業の倒産のお話がありましたけれども、正式な自己破産であったかどうかは別として、整理されたということに伴って実質的には別な企業がその後を引き継いだというふうに聞いているわけです。

したがって、私何が言いたいかというと、設計図書にはアスベストを使用しているという図書はなかったということに力点を置いて、調査の結果としてはなかったというふうに言わざるを得なかったのです。しかし、ということは、文書の保管の問題も実はあるだろうという指摘も別な機会に申し上げました。その後における修繕工事において、もしかするとそういう断熱工事等を行ったのではないかとということも申し上げてまいりました。その結果として、私の知る限り、昭和52年に暖房関係における管工事があったということは事務方からお聞きしているところなのです。ただし、それも契約書しかなくて、断熱工事にわたるものであるかないのか否かについてはつまびらかになっておりません。それは、建設課関連の文書管理上の問題でありますけれども、もっと言うと、教育委員会側におけるそうした小破修繕も含めて別な機会に申し上げましたけれども、公共施設における履歴管理が文書管理上もできていないということが問題になっているのではないかとという指摘をさせていただいた経緯があります。したがって、この辺の問題をめぐってはこれからも起きる、正直言わせてもらって。平成7年は、露出しているところを中心にやったのです。明らかに黙視できるアスベストの除去工事をやったのです。今回は、緊急対策に伴って暖房関連工事をやろうとしたときに目視によって、遮へい物をあけてみると見つけたと、キャットウォークを。もっとはっきり言うと、壁面はないのかと。また起きる可能性があるのです。この機会にきちっと目視調査をしたほうがいいよという同僚議員の別な機会による指摘も、これは私も前から言っていることなのですが、確認がもう一回されました。そればかりでなくて、文書管理上におけるきちっとした整理をやっていただきたいと私は考えているのです。ここに大空町の文書管理規程があります。これは、平成18年からといても、その以前は女満別、東藻琴双方における文書管理の規程を総合的にここに作り上げたものだと思うのです。各課において、名称は文書管理主任、こういう者を必ず置くことに第5条でなっておりますが、管理規程によると。そのように行っておられるのでしょうか。もしされているとすれば、過去にもさかのぼって、これからも大事ですが、そういうことの整理整頓をきちっとやっていただきたいものと、このように思うわけであります。

何が言いたいかというと、結局住民に触れるところの場所でいろんな問題が発生しやすく、何回も何回も同じことが繰り返されるようであれば、行政は一体何やっているのだと、議会もまた何をチェックし、提言を申し上げているのだと、議会は何をやっているのだと、こういう私どもも批判を受けなければならない立場にあるわけでありますから、この機会に先ほどの情報に関しては積極的に公開を促進し、推進しながら住民との本当の意味での情報共有を図るための裏づけとしてしっかりやっていただきたいということを答弁をいただきたいと、このように思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 冒頭に言われました信頼関係の構築、そこにはいろいろな要素があるという中で、今回は情報公開をして、その中で信頼関係を構築することが大切だと一つの例をもってお示しをいただいたと、そのように思います。

文書管理の関係でありますけれども、現在主任という形で発令などはしておりません。総務課の課長を中心としながら、その管理体制に当たらせているのが現況でございます。このことについては、文書管理規程の趣旨をしっかりとわきまえながら今後発令していくようにしたいと思っております。

また、文書というようなことで今言われましたけれども、今ご指摘いただいた部分は図書であったり、そのほかのもろもろの行政内部に介在する情報図書等々というようなものも当然含まれるのではないかと思います。そういったものの管理状況、この機会に改めて調べましたところ、そういった文書等についても庁舎内の耐火金庫のほか、総合支所、そのほかのところにもいろいろな建物等のほかのところで文書保管を行っているところが見受けられます。これは、時代がかわって職員がかわっていく中で統一がとれていないということは大変危険を伴うものだというふうに思いますので、これについてはご指摘をいただいたこの機会にまずは統一をするということで考えたいと、そのように思います。今までいろいろなご指摘を受けて、そしてその改善に当たっていた部分もありますけれども、まだまだ不十分だというようなご指摘かと思えます。今回の部分については、その文書、図書等々、そういったものを含めて1カ所に集めるということはもちろんでありますけれども、今行われている保存の方法が適切かどうかというところの視点ももう一度見直して仕組みというものも適切だったのかどうかということで考え直してみたいと、そのようにも思いますし、保存の仕方というものも今の時代はいろいろな方法が出てきてございます。今までは、紙状態で文書という形で冊子として保存するような形が常でありましたけれども、これについても本当にそれだけでいいのかというようなところに視点を置いて改善をしなければならぬというふうに思います。また、そこにかかわるのは当然私どもであり、また職員でありますので、そういうものの意識というものも改善をしていかなければならない。何か1つだけ行えばいいという今回のものではなくて、いろいろな視点を持って改善を図らなければならないと、そのように考えてございます。国においても過去にいろいろな課題などが発生した折、例えばBSEの問題であるとか、耐震の関係のいろいろな偽装の関係でありますとか、それを契機にもう一度足元を振り返ってどういう形がいいのかという形で、そのことだけではなくていろいろな観点から改善策がとられていたような事例もございます。今回のことを一助にいたしまして、もう一度文書管理のあり方ということについて十分考えさせていただいて対応させていただきたいと、そのように思っております。

また、アスベストの調査等については、従来の調査が十分機能していないということで反省をしております。当然今回についてはいろいろなところをめぐり上げての目視でありますとか、さらには部分的に作工しての確認ですとか、そういうこともやらせていただきたいと、そのようにも考えてございます。もしこれが具体的に判明をしてアスベストであるということになりますときには、手だてを打たなければなりません。また、その工法なども今考えられるものは、当然除去してしまうというような手法もあるようでありますし、私具体的に技術的に余り詳しくありませんけれども、囲い込みですとか、密閉というのでしょうか、何かそういうような工法もあるというようなことがあります。場所によってどういうような工法で可能なのかとか、必要な

要件が満たされるのかというようなことも考えながら、そういったことになりましたときにはまたご相談をさせていただきたい、そのように思っております。今回のことでもって、このことだけではなくて、事務全体をしっかりと見直す契機にしたいと思います。先ほど言われました履歴の関係、過去にも財産台帳で管理をしているという部分がありましたけれども、財産台帳にそれだけの情報量が掲載されていないという課題もあるのだというふうに思っておりますので、あの部分だけでいいかどうかというようなことを含めてご検討させていただきたいと思っておりますので、今後ともご指導ください。よろしくお願いいたします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今お尋ねしたら、明快な答えが出て、ちょっと残念だと思ったのは、文書管理の主任が発令されていないと。当然行われているかなと思ったのですが、それは残念なので、今後はきちっと進めていただきたいということを申し上げたいと思います。何のために大空町の文書管理規程をつくったのかというところに戻ってきますので、仕事の進め方としてひとつ今後とも肝に銘じてお進めをいただきたいと思います。

お答えにならなくても結構ですが、答えなくてもいいのですが、私が平成15年のときに古本市の実行委員長をやりまして、図書のボランティアの活動やりました。その際に図書館の3階の倉庫にボランティアとして入りましたら、農政関係の公文書が平気で置かれてありました。それを当時の副館長に相当する人に問題あるよということを指摘させていただいて、もとの農政のほうに返却をしていただいた、当時は産業振興課かどうかよくわかりませんが、それはさておきまして、そういう事例もありました。ですから、気づきをする時点というのは、過去にさかのぼると何回もあったのです。それ以上念を押して言うことは、くどくなりますので、申し上げません。これを機会に生まれ変わってきちとした文書管理、事務事業の仕事の進め方等々を進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

執行方針については、あと1つだけ、町長としては一つの見識を示したかったのだと思うのですが、文章としては非常にいいなと思って執行方針の最後のくだりを読み上げてみたいと思います。「松尾芭蕉が俳諧の本質的理念として提起した「不易流行」は、不変なるものも変化していくものも、その本質は対立するものではなく、一体のものだとの考えがあります。まちづくりにおいても、変えるべきものと変えてはいけないものの本質を見極めなければならないと存じます」、こういう締めに近い、後ほどもっといい言葉が実はあるのですが、松尾芭蕉が言っても言わなくても、山下町長という若い、これから大空町を担って責任を持つ町長のもっと自分の言葉が欲しいなという感想をひとつ申し上げておきたいと思っております。後段の五、六行下のところに「常に複数の着眼点が必要です」、これは私大賛成です。そのことについて一言だけお言葉をいただいて、執行方針については終わりたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 主任の発令については、直ちに行ってまいりたいと思います。また、私思いますのは、今回は一般質問という形でいろいろなご指摘、チェックをいただいたと思っておりますけれども、実際には私どもがここに至るまで気づく場面というのは、今回のことに限らずいろいろなところであったはずなのです。それを十分自分たちのこととしてとらえ切れていなかったということが一番大きな反省ではないかと。よく職員と話をする中で、アンテナを広げてそのことが自分の仕事にどうかかわってくるかという着眼点も必要だと言うことがありますけれども、他人のいろんな行われたこととか、それを自分たちの仕事に生かしていくため、そういう情報をしっかりと自分の中にかみ砕いて自分のことに置きかえる、そういうことも必要だと改めて思わされたところがございますので、こういうことについても職員の意識としてもまた変えていかなければならないと、そのように思いますので、そういう努力をまた一からさせていただきますしたいと思います。

不易流行は、去年の成人式にこの場で今の成人の方々、ことしではなくて去年です、去年使わせていただいた部分でありました。私自身は、何か言葉をつくったりとか、思いとかというのはなかなか上手に表現できないのですけれども、正直申し上げまして、去年の成人式のときには書かれてあることを読んで、ああ、こういう考え方があるのかというふうに思いましたけれども、それからふといろいろなことを考えているときにこの不易流行、今の時代ですので、いろんなもの変えていかなければならないものもあるけれども、本当は変えてはいけないものもあるのではないかなと。それは、この前ボランティアの集いなどで話をさせていただいたときにも使いましたけれども、人間と人間のつながりだとか、そういうものは大切にしていかなければならないと。そういうようなことを改めて思い至ってこのところこういうところのお話ですとか、また広報にも少し書かせていただいたことがありますけれども、そういうような気持ちを今の時代だからこそ持ち得ていこうと。また、それが相反するものではないという考え方があるのだとすれば、なおさらのことではないかと。そういうことで使わせていただいたということでございますので、これについてはご理解を賜うと言ったら変なのですけれども、そういうような意図であったということでご理解を賜りたいと思います。

また、複数の着眼点、ともすれば私個人もそうでありますけれども、仕事に携わっている者は1つの方向から、自分の都合のところだけからしか物事を見ない傾向に陥ってしまうことがあります。人の言葉に目からうろこというようなところが多々ありますので、そういう意味では町民の皆さん、また議会の皆さん方にいろいろな立場からご意見をいただくということは必要なことだと、そういう思いを改めて記させていただいたということでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 大きな2番目の教育委員会行政の進め方について入りたいと思います。

それぞれ町長からも一部触れられておりましたし、教育委員長からもご答弁をいただきました。補足として教育長からもお話もいただきました。女満別小学校の改築の

コンセプトということにつきましては、それはご説明があったとおりでよろしかろうとは思うのです。私が言いたかったのは、生涯学習施設機能ということ自体、言葉は悪くはないのですけれども、決して悪いとは申し上げません。ただ、これも率直に申し上げれば、平成15年に山下町長が町長にお出になったときに公約されたときの公共施設の合築の小学校建設論、私ちょうど1回目にそれを町長が街頭演説をされたときにたまたま後ろに並んで次の番に街頭演説をやらせていただこうというときに初めて聞いたという記憶なのです。間違っていれば、訂正していただきたいのですが。そのときに合築論を聞いて、なるほどなと思った経緯がございましたし、そういうことから教育長が特にその趣旨を生かして何とかしたいという思いで語ってきたということも背景としては理解しているつもりです。しかし、何事においても最初言ったことは最後まで貫いてほしいものです。内容としては、答弁の中身としてはそういうことも盛り込んでありますよと、こういうことで、それは別に悪いわけではありません。コンセプト自体は、それぞれの意見を聞く会等々から見出されたものですから、これ自体はこれで結構だと思います。3つの光、夢、友愛あふれる学校、いいことです。そういうことで少し言葉を大切にしていきたいという趣旨のことも含めて、改めてあのときの思いと今現在本会議で答弁する思いとで、教育長がいいでしょう、お考えをいただきなと、その次に統合問題をやりたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 議員がこの言葉にずっと思いを寄せられて、背景についても今お聞かせをいただきまして、生涯学習施設としての機能を有するというで、ただいまの女満別小学校はご承知のように学校の中は体育館を使おうと思っても全部の部屋に行けるような、そういうつくりになっておりました。そんなこともあって今回の改築に当たっては、特に特別教室と体育館については町民の方々が利用できる、ある意味では開放がたくさんできる特別教室等を配置したというようなことで、議員がおっしゃられているようなニュアンスからいうと、町民にたくさん開放できる施設、それをもって生涯学習したいという町民におこたえすると、そんな機能だというように今お話を聞いておりまして、そういう考え方でご理解をいただけるのかなというように思っているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 できれば教育長にお尋ねしたいのです。その議論はいいのです、お互いに。私は、どちらかという、学校開放と言えばいいのに、何で生涯学習施設機能という言葉を麗々しく言うのだというやりとりは実はありましたけれども、そのことについてはもうきょうのことで整理されたから、結構でしょう。ただ、先ほどの答弁の中で過日の合同委員会のときだったというふうに記憶しているのですが、きょうの答弁ではコンピュータールームを開放するという答弁をいただいた気がするのです。このごろ耳が遠くなっていますので、間違ったらごめんなさいなのですが、合同委員会の席

ではコンピュータールームは開放しないと行ったような記憶があるのですが、間違いであれば訂正してください。

さらに、それに関係するから申し上げますが、後ほどの図書の充実の問題と関係するのですが、図書館、地域に開放される、地域の人たちに利用される図書館となりますと、小学校の児童図書では対応できませんよね。それもあってしかるべきだと思うのです。母親は、読み聞かせのために小学校の図書室を利用するということがあつていいと思います。その分はいいのです。でも、父親のほうはどう利用するのかということなども、別に読み聞かせを父親がやっても構わないのですけれども、せっかく生涯学習施設というか、そういう面を持たせようと学校開放の観点から思われるのであれば、この辺のあたりについては後ほどまた関係しますけれども、答弁が間違っているかどうか、私の聞き間違いどうかちょっと確認させてください。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 コンピュータールームという言葉、ちょっと私も記憶定かでないのですが、特別教室が開放ゾーンとしてできるようにシャッターをこういうように配置するというようなことをご答弁を申し上げたような記憶がございます。個々の部屋について、コンピュータールームも含めて答弁したかどうかちょっと記憶が定かでないのですが、特別教室を開放できるようにということではお答えした記憶がございます。

それから、図書館のことについてですが、町民の方々が利用できるということになれば、大人の人の図書も入れるのかということですが、まだそこまでは考えてございませんで、施設としての図書館に大人の方、町民の方が来られて読み語りをするとかいう、そういうことの場面は十分想定できるし、平成23年4月から、平成23年の年が明けて学校ができて実際に稼働し出してから、それまでの間にそうしたことについても考え方を整理しておきたいなど、このように存じます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 そういう答弁で結構でしょう。今後は、コンピュータールームを開放されたものというふうにとめておきますので、後から訂正のないようによろしく願いいたします。

統合問題であります。実は、過日のときに資料で配付されたものがありまして、私が非常に問題にしているのは、平成19年から実は小学校の建設については常任委員会で議論が始まったように記憶しています。そういうことからいいますと、先ほどの統合問題で率直に申し上げて、お考えになるのはいかがかということをお願いしたところ、地域の合意確認に手間取るというような、地域を重視したいというお考えだと思うのです。そのこと自体は間違っておりません。しかし、お金のない時代に20億円を超える積極投資をするわけです。その際に統合を前提にすれば、相当統合関係の補助金がいただけるというふうに思います。過日、2月の頭ですけれども、明るく開放的ということで、きょうの道新に置戸小学校で見学会、これが小学校の建設がなくて、

しかも先ほどの、後ほども議論になりますけれども、シックハウス対応も十分したというようなことでお邪魔してちょっと意見を聞いてきたのです。その際には、やっぱり統合、3小学校統合やっています。1小学校残しましたが、置戸は。だけれども、統合をやった結果かなりの統合補助金をいただいているということも言っているのです。補助金の要綱上以上にもらったと。置戸の教育長と学校教育課長一緒に対応していただきましていろいろ教えていただきましたけれども、統合することについては文科省喜んで積極支援をするという姿勢を持っているそうです。ですから、いっぞや教育委員会の小学校建設の特命担当から資料を要請したところ、出てまいりました。これは、与えられた要綱とか補助金の支出基準に伴うものとして出されたものですが、現在の計画施設を統合事業として整備する場合に差额的には895万2,000円がもらえるよという話です。要するにしないからこれだけもらえていませんよと、こういうことです。2クラス増の統合事業として整備する場合には1,889万3,000円もらえますよと。私が聞いている限りでは、置戸の場合には担当課長いわく、自分たちが思っていた2倍から3倍にわたる手厚い補助をいただきましたと、個別交渉によっては結構いろんなことがあるのですねと、我々の努力が報われましたと、こんな話もいただいているのです。

何が言いたいかというと、その資料の中にも書かれて、私どもにも配られた中にも、地域の合意確認書は3年間有効なのです。それで、統合補助金というのを出せるということになっているのです。だとすれば、平成19年からやれば十二分に、それは簡単にいくいかないは別ですよ、地域の合意さえ、そういう事情を話して合意を勝ち取れば、その分のお金もいただけたのではないかと。ちょっと時間がなくなってきましたので、この辺で統合の問題についてはお考えをひとつ、なぜこれやって財政厳しい折からそういう努力をしなかったのか、お考えをお聞かせ願いたいと思うのです。ソフト事業、建設以外にもスクールバス関連の補助事業、これかなりあるのです、統合によって。お考えを答弁してください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1回目のご答弁について私からも答弁させていただいておりますので、私の考え方などもちょっとご披露させていただきたいと、このように思います。確かに統合が前提であれば、そういった補助金が出るということでもありますけれども、私が思いますのは、統合ということは地域にとって非常に大きな課題のことだと、そのように思います。ほかの部分でもいろいろ課題として言われている部分がありますけれども、確かに私どもの立場でいえば、効率性とか効果というものも求めなければならないのは事実でありますけれども、そのことをまずもって例えば口を開けば、ひょっとしたら私は感情論が先に立ってそういうようなお話が全くできるような環境になくならないかと、そういうことを心配をいたしているところであります。また、私どもの例えば女満別小学校の校舎の改築が進んでいく、よしんばですけれども、もし仮に豊住小学校がその後統合という選択をしたということであっても、それは建物そのものに影響が及ぶことはないというふうに思います。ただ、先ごろ新聞報道にあ

りました小清水町の人数ですとか、置戸の人数、私ちょっと存じ上げませんけれども、そのようなことでそれらを想定した中で校舎を建てなければ、その後からではそういうものが十分生かされないというようなこともあったのではないかと。ほかの場面でも、今回の議論の中でもてんまつなどを見ておりましたらありましたのは、結果ありきで議論しているのかというような地域の方のご発言もありました。当然そういうことではないと。このことをきっかけとして今議論をしておくことは、大切なことではないかというようなことでその話し合いのテーブルにといいましょうか、意見交換のテーブルに着かせていただいているということでありますので、ここは確かにいろんなことを考えなければならない立場ではありますけれども、十分配慮した中で進めなければならないということについて、ぜひともこれはご理解を賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 今町長が答弁されましたように、統合問題についてはそういうことを含めて5月1日の状況で10教室の普通教室と、さらに地域活動室、それから国際理解教室という名称をつけて設計図上入れ込んでいるところでございます。もしそういうように統合になりました場合は、それらの部屋も人数がふえるという関係上活用していくと、そんな構想は一応持っております。

以上です。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 統合問題にこれ以上割いても、時間がほとんどなくなりましたので、私が申し上げたかった趣旨は、済んだことはもうしょうがないのです。ただ、私は、教育委員会行政の進め方として、以前女満別町時代においても教育委員会がそれぞれ大成も含め、開陽も含め統合に相当苦勞されていました。なかなか簡単に統合にはならないものです。ですから、早目に着手して地域の皆さんとの情報交換、意見交換やるべきなのです。それを平成19年からやらないで、答弁にはなかったですが、ことしに入ってから2回ほどとかというのを聞いておりますけれども、そんな調子ではちょっと困るなということを苦言を呈しておきたいのです。もう今さら時間は戻りません。したがって、今後はそれを踏まえてしっかりと教育委員会行政としての仕事をしていただきたいということを申し上げておきたいわけであります。

1番肝心なことは、その答弁は、恐らくそのようにしますという話になるわけですから、続けて申し上げます。時間もございません。4分しかありません。シックスクールの問題というのが出てきます。このことについて私は心配しております。紋別の小向小学校の件は、文科省の学校環境衛生の基準でやってもなおかつだめで出てきたものなのです。ご存じだと思います。私も口が回りませんが、横文字ですが、アセトニトリル、1メチル2ピロリドン、それからテキサノール、この3種類が出てきて、それが原因となって先ほど教育長からお話あったように1年間も使えないよう

な状態になったのです。そのほかの調査をやったときには問題がないのです。けれども、症状が出るということが問題だったのです。何が言いたいかというと、こういう基準でやれば大丈夫だと、特に教育長の得意なせりふで言うと、文科省の基準によると夢はない、ある、こういうことをあなたはよく言う人だから、僕は確認しておきたいのだけれども、こういう基準だけでは問題は解決しないのです。小向小学校が全国の例になっているのです。私どもの網走管内にその事例が発生しているのです。そのことを先ほどは答弁で適切にそういうことのないようにと言っていましたけれども、その3物質があるということについての認識はどの程度お持ちなのかどうか、その辺深い認識をお持ちですか、お聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 統合の関係については、平成19年度調査費を計上させていただいたというようなことだったかというふうに思いますので、その折に私からも教育委員会に地域との懇談の持ち方ということについて指示をいたしました。実際に教育委員会とすれば、正式な形で公的に意見を聞くというのは、確かに平成20年度になってからでありますけれども、地域の中でどのような話の切り出し方がいいたいというようなことで非公式的にはいろいろな方にご助言をいただいて分析などもさせていただいていたと。決して何もしないで急遽この折になってから話が降ってわいたということではないということについては、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 最初に、先ほど答弁いたしましたコンピューター室のことについてですが、合同常任委員会の折にそういうような答弁をしていません。私の勘違いでしたので、コンピューター室の開放については撤回をさせていただきたいと思います。開放するというような形で先ほど答弁いたしましたが、合同常任委員会の折にはそういう形で答弁していませんでしたので、それについては撤回をさせていただきたいと、このように存じます。

それから、シックハウス症候群につきましてですが、今議員のほうから3つの物質についての指摘がございました。それらについて詳しく私も存じ上げていないところでございまして、今後それらについて学習をいたしますと同時に、私が聞いたところによりますと、個人差もさらにそれにかかわるということでなかなかデリケートな面があると。子供によって敏感に反応する子供とそうでない子供がいるということも非常にデリケートにかかわってくるということで、子供たちの食物アレルギー、そばなんか食べれない子供なんかも、卵を食べれない子供なんかもいるわけですが、それらとのかかわりについてもこの後勉強してまいりたいと、このように存じますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 あと3分であります。シックスクール問題については、気になるからもう一度確認をさせていただきます。児童の個人差があると、そういう見解を持っている現場の職員の皆さんが多いということは、何となく推察はできます。今教育長がそう言うのですから、教育長自身が。ところが、全国には事例がありまして、ある教員がそれについての過敏症であるかどうかを理科室に連れて行ってその物質に触れさせたという事件があるのです。知っていますか。そのことによって損害賠償が発生しました。私の記憶では、ちょっと今慌てて見ますから、後ほど必要だったら、それこそ差し上げてもいいのですが、たしか5,000万円相当の、堺市だと思いますけれども、損害賠償を払わなければならない羽目になりました。ですから、個人差があるからわからないよという言い方はだめなのです。一番刺激の受けて、今の子供たち特にそうなのです。そこに合わせて考えなければいけない、残念なことに。だから、給食だって相当こだわりを持って進めておられるでしょう。ですから、化学物質の過敏症については個人差があるから、あいつ弱いからなということになると、いじめの対象になります。気をつけてもらいたいと思うので、改めて確認をさせてください。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 個人差の問題については、大変舌足らずだったかなというように反省しております。今議員がおっしゃられたように、個人差があるので、それほどデリケートであるので、十分その辺に配慮をしていかなければいけないというようなニュアンスで申し上げたかったところなのですが、舌足らずでございました。そういうことも含めて、この後また学習をしてまいりたいと、このように存じますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 もうあと1分であります。地域の文化財、地域文化の継承と対策についてです。それぞれご答弁いただきました。しっかりとお進めをいただきたいと思います。湖底遺跡については、お話があったように7,000年とも言われております。モヨロ貝塚との関係もあります。なぞのオホーツク民族の問題もあります。極めて貴重な遺跡です。そしてまた、先ほども積極答弁いただけたというふうに解釈していますが、ほっておけば地権者の方は僕が聞いている限りではあの跡にし尿だめをつくるという、本気かどうかわかりませんが、私と個人的会話でなっています。教育委員会から一度でもお尋ねがあったかと言ったら、ないと言っています。しっかり仕事やってください。最後にそれだけ聞きます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 湖底遺跡のことについてですが、調査をしたのは網走市の教育委員会が、先

ほどおっしゃられました米村先生などもかかわっていたということは聞いております。それから、先ほど掩体ごうにつきましては、議員の指摘のとおりであります。仕事がおくれていると、率直に反省をいたしております。今後地権者の方と協議をさせていただきながら取り進めてまいりたいと、このように思いますので、引き続きご指導賜りたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

◇議 長 お諮りします。

委員会審査のため、3月16日と3月17日の2日間は、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、3月16日と3月17日の2日間は、休会といたします。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
次の本会議は、3月18日に時間を繰り下げて開催したいと思います。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 5時17分

平成 2 1 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 4〕

- ・ 招 集 平成21年3月11日
- ・ 開 会 平成21年3月11日
- ・ 閉 会 平成21年3月18日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課参事		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	監査委員事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午後 3時23分

◎開議の宣告

◇議 長 ただいまから平成21年第1回大空町議会定例会第8日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、12番、小島一弘議員及び13番、豊島義秋議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

片山事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第23号

◇議 長 日程第2、議案第23号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第24号

◇議 長 日程第3、議案第24号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第25号

◇議 長 日程第4、議案第25号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第26号

◇議 長 日程第5、議案第26号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 大空町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第27号

◇議 長 日程第6、議案第27号 大空町減債基金条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 大空町減債基金条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号 大空町減債基金条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第２８号

◇議 長 日程第７、議案第２８号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２８号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第２９号

◇議 長 日程第８、議案第２９号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２９号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第30号

◇議 長 日程第9、議案第30号 大空町給排水事業経営審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 大空町給排水事業経営審議会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 大空町給排水事業経営審議会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第31号

◇議 長 日程第10、議案第31号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第３２号

◇議 長 日程第１１、議案第３２号 大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３２号 大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号 大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第３３号

◇議 長 日程第１２、議案第３３号 大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３３号 大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号 大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第３４号

◇議 長 日程第１３、議案第３４号 平成２１年度大空町一般会計から、日程第２２、議案第４３号 平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの１０件を一括議題とします。

本案について予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 森進議員。

◇森 議員 （委員長報告）

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第３４号 平成２１年度大空町一般会計予算から、議案第４３号平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの１０件を、一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから、議案第３４号 平成２１年度大空町一般会計予算から、議案第４３号平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの１０件を、一括して採決します。

議案第３４号から議案第４３号までの１０件に対する特別委員会の審査報告は、いずれも原案のとおり可決です。

議案第３４号 平成２１年度大空町一般会計予算から、議案第４３号平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの１０件は、特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号 平成２１年度大空町一般会計予算から、議案第４３号平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの１０件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第４４号

◇議 長 日程第２３、議案第４４号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４４号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４４号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案
のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議第４５号

◇議 長 日程第２４、議第４５号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更につ
いてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４５号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更についてを採
決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４５号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更について

は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議第 46 号

◇議 長 日程第 25、議第 46 号 平成 20 年度大空町一般会計補正予算（第 12 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政係長。

◇財政係長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 46 号 平成 20 年度大空町一般会計補正予算（第 12 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号 平成 20 年度大空町一般会計補正予算（第 12 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 26 議第 47 号

◇議 長 日程第 26、議第 47 号 平成 21 年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27

◇議 長 日程第27、大空町議会議員定数等調査特別委員会の調査報告についてを議題とします。

議員定数等調査特別委員会から、大空町議会会議規則第76条の規定に基づく、調査報告書の提出があります。

本案について、委員長の報告を求めます。

議員定数等調査特別委員会委員長 厚海六郎議員。

◇厚海議員 平成21年3月18日、大空町議会議長後藤幸太郎様。大空町議会議員定数等調査特別委員会委員長厚海六郎。

議員定数等調査特別委員会の調査報告について。本委員会に付託された事件について、その調査の結果を大空町議会会議規則第76条の規定により別紙のとおり報告いたします。

議員定数等調査特別委員会調査報告書1、特別委員会の設置及び組織。

設置年月日、平成19年12月13日(平成19年12月定例町議会)。

名称、大空町議会議員定数等調査特別委員会。

付託事件、議員定数等議会改革に関する調査。

委員の構成、委員17名。委員長厚海六郎、副委員長植田泰弘、委員近藤哲雄、松田信行、斉藤宏司、森田暢明、松岡克美、坂本一光、元木良一、深川昇、平田一行、勝田鉄城、小島一弘、豊島義秋、田中勝吉、樫原達也、森進、以上であります。

調査の経過。第1回、平成19年12月13日、正副委員長の互選を行いました。第2回において特別委員会の信任期間を平成21年3月までといたしました。第3回以降、第6回まで議員報酬、期末手当、役員加算15%についてを協議をいたしました。その間3月27日に栗山町議会の議会報告会を視察研修いたしております。平成20年第3回大空町議会臨時会、平成20年5月22日、大空町議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(期末手当の役職加算の廃止)を可決。平成20年6月30日、東神楽町の議員定数削減への取り組みについて東神楽町議会を視察研修をいたしております。第7回以降につきましては、議員定数について審議を行いま

した。その間、平成20年11月17日、町民との対話の方法等について協議をいたしました。平成20年11月26日から平成21年2月1日まで、延べ11会場、176名の参加をいただいて、町内各団体並びに町民懇談会を開催をいたしております。そして平成21年2月20日、町民懇談会の最終報告を行い、議員定数について具体的に協議を始めております。平成21年3月5日、特別委員会を一般公開で開催をいたしております。第14回において3月12日大空町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正をする条例の案について協議をいたしました。

調査の結果について。平成12年地方分権一括法の施行以来、地方自治体は、従来にも増して地域の実状に即した政策や施策を形成し、みずからの責任において実施することが求められており、議会の果たす役割もますます大きくなってきております。大空町においても、町税を初めとする自主財源の確保、充実と収支の均衡を図りつつ町民にとって必要な行政サービスの継続的提供に努められているなか、本町を取り巻く状況は、町民要望の多様化、高度化、税使用料等の収入の減少等により合併後も依然として厳しさが続く財政状況、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来など、大きく変化しております。町ではこのような状況の変化に的確に対応し、かつ、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、行政サービスの民間委託、事務事業の簡素効率化、町民との協働のまちづくりの推進、職員給与の削減、職員定数の適正化などさまざまな行財政改革に取り組んでいるところです。

一方、近隣市町の議会においても、厳しい市町財政の状況や民意の動向を反映し、議会の活性化、改革の一環として議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきています。このような状況下にあって、本町議会では、地方分権社会にふさわしいチェック機関としての機能を発揮しつつ、町民の信頼と付託に十分こたえ、的確に反映できる議会づくりに向けて、議員みずからその定数等について調査するため、平成19年12月13日、議員定数等調査特別委員会を設置しました。本委員会は、14回にわたる委員会の開催並びに道内先進地の行政視察などを通じて鋭意かつ慎重に調査を重ねた結果、本町議会の議員定数等について次のとおり結論を得ましたので報告するものです。なお、議会改革に関する事項については、議員定数に関する範囲において調査を行いましたので申し添えます。

期末手当について。平成19年度人事員勧告、期末勤勉手当0.05ヶ月分引き上げの凍結、20万3,495円、0.34%の削減であります。平成20年度6月、12月支給分からの役職加算15%の廃止、これは236万2,280円、3.90%の削減です。

議員定数について。平成21年3月5日開会の第13回委員会において、記名投票による採決の結果、次期改選期（平成22年4月22日任期満了）における本町議会の議員の定数を12名とすることに決定いたしました。現行に対比して2,076万8,250円、31.95%の削減にあたります。

議会改革について。議員定数等に関する町内各団体並びに町民懇談会の開催による議会に対する民意の把握、11会場176名。委員会審議の一般公開の取り組み、議会だより及び議会ホームページの掲載等になっております。以上でございます。

◇議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、大空町議会議員定数等調査特別委員会の調査報告についてを採決します。
本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、大空町議会議員定数等調査特別委員会の調査報告については、委員長報告のとおり決定しました。

◎日程第28 発議第1号

◇議 長 日程第28、発議第1号 大空町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
議員定数等調査特別委員会委員長 厚海六郎議員。

◇厚海議員 発議第1号 大空町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成21年 3月18日提出。提案者につきましては、私、厚海六郎並びに、植田、近藤、松田、斎藤、森田、松岡、坂本、元木、深川、平田、勝田、小島、豊島、田中、樫原、森の各議員であります。

大空町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。大空町議会の議員の定数を定める条例（平成18年大空町条例第4号）の一部を次のように改正する。

「18人」を「12人」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

議員定数等調査特別委員会は、合併後も依然として厳しい大空町財政の状況や近隣市町の動向等を踏まえ、議員定数や議員報酬、議会改革など、地方分権時代にふさわしい大空町議会のあり方を検証、検討するため、平成19年第4回定例会において議長を除く委員17名によって設置され、先ほどご承認いただきました調査結果報告書のとおり、調査、検討を行ってきました。

町財政の早期健全化に議会としても積極的に取り組むべく、6月及び12月に支給されている議員の期末手当に関し、昨年5月22日に開かれた第3回臨時町議会において役職加算（15%）の廃止関連議案が可決され、同日より施行されているところであります。また、第7回委員会からは、議員定数のあり方についての審議を進め、特に、議員定数に的を絞っての町民の皆様のご意見等を伺うべく、昨年11月26日から本年2月1日まで、延べ11会場、176名の方々のご参加をいただき、議員定数等に

関する町内各団体、町民懇談会を開催いたしました。その中で、積極的に定数を削減すべきだ。あるいは、合併直後であり、もう少し現状のまま諸問題の調整に取り組んでもよいのではないか。など、数多くのご意見等をいただきました。このことは、本委員会の審査における判断材料の一つとして参考にしたところであります。ご参加いただきました方々に対し、心からお礼申し上げます。

このような経過等を踏まえ、次期改選期に向けた大空町議会にふさわしい議員定数のあり方について、慎重に審議を重ねてまいりました結果、3月5日に一般公開の上、開催いたしました第13回委員会において、ただいま、発議上程いたしました内容のとおり、委員会決定に至ったところであります。

旧東藻琴村、旧女満別町が合併し、大空町としてスタートをしてから早いもので丸3年の春を迎えようとしております。月日は3年経ちますが、まだまだ整理をしなければならない行政課題も山積している状況等にあります。

町民の方々からも、現在の18名の形での議会活動に期待したいとの声もお寄せいただいたところでありますが、次期改選期を12名という少数の定数となったとしても、全ての議員が、あすの大空町の郷土のために、将来を担う子供たちのために、定数削減による影響を感じさせない形で、精力的に活動いただけるものと信じているところでありますので、本条例の一部改正案につきまして、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 大空町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 大空町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議第2号

◇議 長 日程第3、発議第2号 大空町議会議員定数等調査特別委員会の廃止に関する決議を議題とします。

本件について、大空町議会会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発議第2号 大空町議会議員定数等調査特別委員会の廃止に関する決議をおとり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 大空町議会議員定数等調査特別委員会の廃止に関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 発議第3号

◇議 長 日程第30、発議第3号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第31 発議第4号

◇議 長 日程第31、発議第4号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規程によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第32 発議第5号

◇議 長 日程第32、発議第5号 懸案事項促進のための、議員派遣についてを議題

とします。

平成21年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討のうえ決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第5号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、そのように決定しました。

◎日程第33 発議第6号

◇議 長 日程第33、発議第6号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 発議第7号

◇議 長 日程第4、発議第7号 市町村立病院・診療所の経営安定化と療養病床の維持存続を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第7号 市町村立病院・診療所の経営安定化と療養病床の維持存続を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第7号 市町村立病院・診療所の経営安定化と療養病床の維持存続を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 発議第8号

◇議 長 日程第35、発議第8号 中山間地域等直接支払制度の継続に関する要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
9番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第8号 中山間地域等直接支払制度の継続に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第8号 中山間地域等直接支払制度の継続に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３６ 発議第９号

- ◇議 長 日程第３６、発議第９号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
９番、深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第９号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第９号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３７ 報告第３号

- ◇議 長 日程第３７、報告第３号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。
佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 （監査委員報告）

（質疑があれば許す）

- ◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

- ◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 3月は31日までであるわけでありましてけれども、例年私の感じておりますのは、あっという間に過ぎるというのが正直な印象でございます。しかしながら例年3月は定例町議会の中で予算審査なども行っていただきまして、この間は今年度については8日間、例年1週間程度ということでありましてけれども、この期間はこの31日よりさらに長いのではないかとそんな印象さえ持っております。今回の定例会においても数多くのご意見やご提言をいただき、またさらに数多くの案件についてご決定をいただいたところであります。補正予算、さらには新年度の予算などについてもご決定をいただきました。しかし、私ども考えますと予算を成立させることそのものが目的ではなくて、この予算をいかに町民のための予算として執行していくか、町民の幸せに結びつけていくかということが目的であろうと、そのように感じてございます。4月からと言わずにあすから新年度に向かってその執行の準備に図ってまいりたいとそうように思っております。是非、皆様今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。最後にこの8日間、各班からご審議を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 平成21年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後4時50分